

(号外) 外閣府  
(原稿作成) 発行内閣府  
国立印刷局

〔公 告〕

諸事項

裁判所

破産、免責、再生関係

特殊法人等

本弁護士連合会公示送達・懲戒処分

衆議院共済組合定款の一部変更、日

本弁護士連合会公示送達・懲戒処分

経済産業大臣 武藤 容治

日 次

〔省 令〕

○冷凍保安規則等の一部を改正する省  
令 (経済産業四二)

〔その他告示〕

○紛失又は焼失の届出により失効した  
旅券の告示 (外務一三九)○肥料の登録の有効期間を更新した件  
(農林水産六三九)

〔官庁報告〕

官庁事項

米穀の需給及び価格の安定に関する基  
本指針の一部変更について

(農林水産省)

国土調査法に基づく国土調査の成果と  
同一の効果があるものとしての指定の  
公告 (農林水産省)

四〇

三

毛 面

三

地  
方  
公  
共  
團  
體  
教  
育  
職  
員  
免  
許  
狀  
失  
効  
行  
旅  
死  
亡  
人  
関  
係  
会  
社  
そ  
の  
他  
会  
社  
決  
算  
公  
告

吉

三

三

四

省

令

○経済産業省令第四十二号

高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、冷凍

保安規則等の一部を改正する省令を定める。

令和七年四月十七日

(冷凍保安規則の一部改正)  
第一条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。

(傍線部分は改正部分)

改  
正  
後改  
正  
前(第一種製造者に係る製造の許可の申請)  
第三条 法第五条第一項の規定により、同項(第一種製造者に係る製造の許可の申請)  
第三条 法第五条第一項の規定により、同項  
第二号の許可を受けようとする者は、次の  
表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げ  
る書類を事業所の所在地(移動式製造設備  
を使用する者)にあつては、当該設備の使用  
の本拠の所在地(以下同じ)を管轄する都  
道府県知事(当該事業所の所在地が地方自  
治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二  
百五十二条の十九第一項の指定都市(以下  
「指定都市」という)の区域内にある場合  
であつて、当該事業所に係る事務が高压ガ  
ス保安法施行令(平成九年政令第二十号)  
以下「令」という)第二十二条に規定する  
事務に該当しない場合は、当該所  
在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、  
第四条第一項、第十条、第十条の二、第十  
六条第一項、第十七条第二項、第十八条第  
一項、第二十一条第一項、第二十二条第三  
項、第二十四条第一項及び第三項、第二十  
九条第一項及び第二項、第三十五条第一項、  
第四項及び第十項、第三十七条、第三十九  
条第二項、第四十条第三項、第四十一条第  
三項及び第五項、第四十二条第一項及び第  
二項、第四十三条第四項、第七項及び第九  
项から第十二項まで、第五十五条第一項及  
び第二項、第五十五条の九第三項並びに第  
五十五条の十三第三項、第六項及び第八項  
から第十一項までにおいて同じ)に提出し  
なければならない。ただし、遺贈、営業の  
おいて同じ)に提出しなければならない。○経済産業省令第四十二号  
高压ガス保安法(昭和二十六年法律第二百四号)の規定に基づき、及び同法を実施するため、冷凍  
保安規則等の一部を改正する省令を定める。  
令和七年四月十七日  
(冷凍保安規則の一部改正)  
第一条 冷凍保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十一号)の一部を次のように改正する。  
次の表のように改正する。(第一種製造者に係る製造の許可の申請)  
第三条 法第五条第一項の規定により、同項  
第二号の許可を受けようとする者は、次の  
表の上欄の区分に応じ、同表の下欄に掲げ  
る書類を事業所の所在地(移動式製造設備  
を使用する者)にあつては、当該設備の使用  
の本拠の所在地(以下同じ)を管轄する都  
道府県知事(当該事業所の所在地が地方自  
治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二  
百五十二条の十九第一項の指定都市(以下  
「指定都市」という)の区域内にある場合  
であつて、当該事業所に係る事務が高压ガ  
ス保安法施行令(平成九年政令第二十号)  
以下「令」という)第二十二条に規定する  
事務に該当しない場合は、当該所  
在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、  
第四条第一項、第十条、第十条の二、第十  
六条第一項、第十七条第二項、第十八条第  
一項、第二十一条第一項、第二十二条第三  
項、第二十四条第一項及び第三項、第二十  
九条第一項及び第二項、第三十五条第一項、  
第四項及び第十項、第三十七条、第三十九  
条第二項、第四十条第三項、第四十一条第  
三項及び第五項、第四十二条第一項及び第  
二項、第四十三条第四項、第七項及び第九  
项から第十二項まで、第五十五条第一項及  
び第二項、第五十五条の九第三項並びに第  
五十五条の十三第三項、第六項及び第八項  
から第十一項までにおいて同じ)に提出し  
なければならない。ただし、遺贈、営業の  
おいて同じ)に提出しなければならない。



## 第一条 液化石油ガス保安規則 (昭和四〇年四月一日改正)

第二条 液化石油ガス保安規則（昭和四十一年通商産業省令第五十二号）の一部を次のように改正する。

改 正 後	改 正 前	(用語の定義)
		<p><b>第二条</b> この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。</p> <p>一 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）</p> <p>イヽハ (略)</p>
		<p>二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供的施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第百二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十号法律第二百二十三号）第八条第二十八号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活常生活及び社会生活を総合的に支援するため</p>

るための法律（平成十七年法律第二百二十三号）第五条第一項の障害福祉サービス事業（同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。）を行う施設（同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの）

ホ  
ヘ  
博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）第二条に定める博物館及び同法第三十一条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設

ト・チ  
ト  
二、二十二  
（略）  
二、二十二  
（略）  
（第一種製造者に係る製造の許可の申請）

**第三条** 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地（移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。）を管轄する都道府県知事（当該事業所の所在地が地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市（以下「指定都市」という。）の区域内にあつて、当該事業所に係る事務が当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第十条、第十一条の二、第十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第四十二条第一項及び第二项、第五十一条第一項、第五十二条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一项、第六项及び第十项、第六十五条

の法律(平成十七年法律第二百二十三号)  
第五条第一項の障害福祉サービス事業  
(同条第七項の生活介護、同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ (略)

ヘ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設

ト・チ (略)

二、二十二 (略)

二、二十三 (略)

(第一種製造者に係る製造の許可の申請)

**第三条** 法第五条第一項の規定により、同項第一号の許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所の所在地が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条、第十条、第十条の二、第五十五条第一項、第十六条第二項、第十七条第一項、第二十九条第二項、第三十八条の二、第四十二条第一項及び第二項、第五十一条第一項、第五十二条の二、第五十四条第一項、第五十六条、第六十一条第一項、

第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十六条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項、第八十条第五項、第八項及び第十項から第十三項まで、第九十二条第一項及び第三項、第九十二条の七の九第三項並びに第九十二条の七の十四第三項、第六項及び第八項から第十一項までにおいて同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

## 2 (略)

(第一種製造設備に係る技術上の基準)

## 第六条 (略)

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 1 (略)

四 液化石油ガスの製造は、製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

## 五 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

## 第九条 (略)

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第三十七条の四第一項の充填

第四項及び第十項、第六十五条第一項及び第二項、第六十九条、第七十三条、第七十五条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項、第八十条第五項、第八項及び第十項から第十三項まで、第九十二条第一項及び第三項、第九十二条の七の九第三項並びに第九十二条の七の九第三項並びに第九十二条の七の十の七の九第三項及び第十一項までにおいて同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

## 2 (略)

(第一種製造設備に係る技術上の基準)

## 第六条 (略)

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 1 (略)

四 液化石油ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

## 五 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

## 第九条 (略)

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第三十七条の四第一項の充填

設備(液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項、第六十九条、第七十三条、第七十五条第三項、第七十七条第三項、第五項及び第六項、第七十八条第三項及び第五項、第七十九条第一項及び第二項、第八十条第五項、第八項及び第十項から第十三項まで、第九十二条第一項及び第三項、第九十二条の七の九第三項並びに第九十二条の七の十の七の九第三項及び第十一項までにおいて同じ。)に提出しなければならない。ただし、遺贈、営業の譲渡又は分割(当該第一種製造者のその許可に係る事業所を承継させるものを除く。)により引き続き高圧ガスの製造をしようとする者が新たに許可を申請するときは、製造計画書の添付を省略することができる。

## 2 (略)

(第一種製造設備に係る技術上の基準)

## 第六条 (略)

2 製造設備が第一種製造設備である製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 1 (略)

四 液化石油ガスの製造は、製造設備の使用開始時及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上製造設備の態様に応じ頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

## 五 (略)

(移動式製造設備に係る技術上の基準)

## 第九条 (略)

3 製造設備が液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律(昭和四十二年法律第百四十九号。以下「液化石油ガス法」という。)第三十七条の四第一項の充填

設備(液化石油ガス法施行規則第六十四条第二項に規定する充填設備を除く。次項において同じ。)である製造施設における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、第一項の規定にかかわらず、液化石油ガス法施行規則第六十四条第一項に規定する基準とする。この場合において、同項中「充填設備」とあるのは「移動式製造設備」と読み替えるものとする。

## 2 (略)

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

## 第二十五条 (略)

第二十五条 法第十七条第二項の規定により、その設置の許可を受けた者の地位の承継を届け出ようとする者は、様式第八の第一種貯蔵所承継届書を、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県知事(当該第一種貯蔵所の所在地が指定都市の区域内にある場合であつて、当該第一種貯蔵所に係る事務が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合は、当該所在地を管轄する指定都市の長。第二十八条第一項及び第二十九条第二項において同じ。)に提出しなければならない。

## 2 (略)

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

## 第二十九条 (略)

2 法第十九条第二項の規定により届出をしようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、第一種貯蔵所の所在地を管轄する都道府県に提出しなければならない。

## 2 (略)

(第一種貯蔵所に係る軽微な変更の工事等)

## 第二十九条 (略)

第二十九条 法第十九条第二項の規定により届出をしようとする第一種貯蔵所の所有者又は占有者は、様式第十一の第一種貯蔵所軽微変更届書に当該変更の概要を記載した書面を添えて、事業所の所在地を管轄する都道府県に提出しなければならない。



(一般高圧ガス保安規則の一部改正)

**第三条** 一般高圧ガス保安規則(昭和四十一年通商産業省令第五十三号)の一部を次のように改正する。  
次の表のよう改定する。

(傍線部分は改正部分)		
改	正	後
(用語の定義)	(用語の定義)	(用語の定義)
第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。	第二条 この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
一、四の二 (略)	一、四の二 (略)	一、四の二 (略)
五 第一種保安物件 次に掲げるもの(事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)	五 第一種保安物件 次に掲げるもの(事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)	五 第一種保安物件 次に掲げるもの(事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。)
イ、ハ (略)	イ、ハ (略)	イ、ハ (略)
二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号)第三十八条第一項の保護施設(授産施設及び宿所提供之施設を除く)、老人福祉法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同	二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同	二 児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法(昭和二十四年法律第二百八十三号)第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法(昭和三十八年法律第百三十三号)第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子、母子及び父子並びに寡婦福祉法(昭和三十九年法律第百二十九号)第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法(昭和四十四年法律第六十四号)第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平成元年法律第六十四号)第二条第四項(第四号を除く。)の特定民間施設、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第五条第一項の障害福祉サービス事業(同条第七項の生活介護、同

2 (略)	2 (略)	2 (略)
(第一種製造者に係る製造の許可の申請)	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)
第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、第五项及び第六項、第八十条第三項及び第五项、第八十二条第一項及び第二項、第八十三条第五項、第八十四条第一項及び第十項から第十二项まで、第九十四条第一項及び第二項、	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)	(第一種製造者に係る製造の許可の申請)
第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、第五项及び第六项、第八十条第三项及び第五项、第八十二条第一项及び第二项、第八十三条第五项、第八十四条第一项及び第十项から第十二项まで、第九十四条第一项及び第二项、	第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、第五项及び第六项、第八十条第三项及び第五项、第八十二条第一项及び第二项、第八十三条第五项、第八十四条第一项及び第十项から第十二项まで、第九十四条第一项及び第二项、	第三条 法第五条第一項の規定により許可を受けようとする者は、様式第一の高圧ガス製造許可申請書に製造計画書を添えて、事業所の所在地(移動式製造設備を使用する者にあつては、当該設備の使用の本拠の所在地。以下同じ。)を管轄する都道府県知事(当該事業所が地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。)の区域内にある場合であつて、当該事業所に係る事務が高圧ガス保安法施行令(平成九年政令第二十号。以下「令」という。)第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該事業所の所在地を管轄する指定都市の長。次条第二項、第四条第一項、第九条、第九条の二、第十四条第一項、第十五条第二項、第十六条第一項、第四十二条、第五十三条第一項、第五十四条の二、第五十六条第一項、第五十八条、第六十三条第一項、第四項及び第十項、第六十七条第一項及び第二項、第七十一条、第七十五条、第七十八条第二項、第七十九条第三項、第五项及び第六项、第八十条第三项及び第五项、第八十二条第一项及び第二项、第八十三条第五项、第八十四条第一项及び第十项から第十二项まで、第九十四条第一项及び第二项、

六、二十六 (略)	六、二十六 (略)	六、二十六 (略)
ホ (略)	ホ (略)	ホ (略)
ヘ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に定める博物館及び同法第三十条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設ト・チ (略)	ヘ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に定める博物館及び同法第三十条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設ト・チ (略)	ヘ 博物館法(昭和二十六年法律第二百八十五号)第二条に定める博物館及び同法第三十条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設ト・チ (略)
ナ 第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの	ナ 第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの	ナ 第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の
二、二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの	二、二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの	二、二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの





アツテは九メートル、常用の圧力が一メートル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

一一二

三 ディスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が十メガパスカルを超える八十九メガパスカル以下の場合にあつてはハメートル、圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

二の二

三 デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し八メートル（圧縮水素スタンンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

四二十六

二十七 圧縮水素スタンダード（可燃性ガスが通る部分に限る。）は、その外面から火氣

二十七 圧縮水素スタンド (可燃性ガスが通る部分に限る。) は、その外面から火気 (当該圧縮水素スタンド内のものを除く。) を取り扱う施設に対し八・五メートル (常用の圧力が四十メガパスカルを超えた八十九メガパスカル以下の可燃性ガス (液化水素を除く。) が通る部分にあつてはハーメートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス (液化水素を除く。) が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十一メートル、四十メガパスカルを超えた三メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十九メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては二メートル) 以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

一  
十  
(略)

3 製造設備が圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲

一〇一

3 製造設備が圧縮水素スタンダードである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

□ 窓 容器置場は、その外面から、敷地境界に対し八・五メートル(容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が四十メガパスカルを超える十九メガパスカル以下の場合は、八メートル)、容器置場内の充填容器等の最高充填圧力が四十メガパスカル以下の場合は又は液化水素に係る充填容器等の容器置場にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

3 三三四三十一

**第七条の四** 製造設備が圧縮水素スタンンド（当該圧縮水素スタンンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が九十三メガパスカル以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素の充填に係る行為をさせるものに限る。以下この条において同じ。）である製造設施における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規定する技術上の基準によることができ

3 三一四三一十

させる圧縮水素スタンンドに係る技術上の基準)  
第七条の四 製造設備が圧縮水素スタンンド  
(当該圧縮水素スタンンド内の圧縮水素及び  
液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル  
以下のものであつて、顧客に自ら圧縮水素  
の充填に係る行為をさせるものに限る。以  
下この条において同じ。)である製造施設に  
おける法第八条第一号の経済産業省令で定  
める技術上の基準は、次の各号に掲げるも  
のとする。ただし、次項各号に掲げる基準  
に適合しているものについては、この限り  
でなく、また、製造設備の冷却の用に供す  
る冷凍設備にあつては、冷凍保安規則に規  
定する技術上の基準によることができる。

二十八、三十二 (略)  
三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。

三十三 容器置場及び充填容器等は次に掲げる基準に適合すること。  
二十八、三十二 (略)

削  
る

二・三

（移動式圧縮水素スタンンドに係る技術上の基準）

2 第八条の二（略）  
2 製造設備が移動式圧縮水素スタンドである製造施設における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

口 1  
デイ (略)

□ デイスペンサーは、その本体の外面

二 圧縮水素又は液化水素の製造は、その発生、混合、減圧又は充填において、次に掲げる基準によることにより保安上支障のない状態で行うこと。

口 い  
デイスペンサーは、その本体の外面  
(略)

□ 1 (略)  
デイスペンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対し第二種設備柱を（デイスペンサーの常用の王力）

八 製造設備（可燃性ガスが通る部分についていることを確認すること。

限る。以下このハにおいて同じ)は、  
その外面から火気(当該移動式圧縮水  
素スタンド内のものを除く。)を取り扱  
う施設に対し第二種設備距離(製造設  
備の常用の圧力が八十九メガパスカル  
を超え九十三メガパスカル以下の可燃  
性ガス(液化水素を除く。)が通る部分  
にあつては八・五メートル、製造設備  
の常用の圧力が四十メガパスカルを超  
え八十九メガパスカル以下の可燃性ガ

ハ  
製造設備(可燃性ガスが通る部分に限る。以下このハにおいて同じ。)は、その外面から火気(当該移動式圧縮機素スタンンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し第二種設備距離(製造設備の常用の圧力が四十メガパスカルを超え八十二メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつてはハメートル)、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分

ス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては八メートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置が講じられていることを確認すること。

にあつては六メートル、液化水素が通る部分にあつては二メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくしての措置が講じられていることを確認すること。

下の場合にあつてはハメートル、製造設備の常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合にあつては六メートル以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

トル 以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講じられていることを確認すること。

三 ディスペンサーは、第六条第一項第二号に規定する処理設備の例による距離以上に距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対しハーメートル(圧縮水素スタンンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合は

三一五 (略)  
(処理能力三十立方メートル以上の第二種  
製造者に係る技術上の基準)  
**第十一條** 第二種製造者のうち処理能力が三  
十立方メートル以上の者に於ては第一項  
の規定に依る。

二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

三五 (略)  
(処理能力三十立方メートル以上の第二種  
製造者に係る技術上の基準)

こと。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルでもあり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合はこの限りでない。

カル以下の場合はこの限りでない。

五  
縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンドが圧縮水素の常用の圧力が九十三メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ）である。第十二条の二においては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同条第二項第四号の基準の適合については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合には、この限りでない。

五 製造設備が圧縮水素スタンド（当該圧縮水素スタンド内の圧縮水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限り、液化水素を使用する場合にあつては、当該圧縮水素スタンド内の液化水素の常用の圧力が一メガパスカル未満のものに限る。第十二条の二において同じ。）である製造施設にあつては、第七条の三の基準に適合すること。ただし、同条第二項第四号の基準の適合については、貯蔵設備の貯蔵能力が三百立方メートル未満の場合は、この限りでない。

二 第二種製造者のうち第十一條に掲げる者  
以外の者であつて圧縮水素スタンンドにより  
製造する者に係る前項ただし書きの基準  
は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

2 第一種製造者のうち第十一條に掲げる者は、その者であつて圧縮水素スタンンドにより製造する者に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。

一 (略)

二 高圧ガス設備 (次号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界 (以下この項において「敷地境界」という。)に対し八メートル (常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガスが通る部分にあつては、六メートル) 以上の距離を有し、又はこれと同等以上の距離

2 (略)

2 (略)

十六カバスガル以下の燃性ガスが通る部分にあつては六メートル以上の距離

置を講すること。ただし、圧縮水素又名  
ンドの処理能力又は貯蔵能力が零立店

製造者のうち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

製造者うち圧縮水素スタンドにより製造する者に係る技術上の基準)

を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンドの処理能力又は貯蔵能力が零立メートル以下にござり、又は毎月の三ヶ月に二ヶ月ガバ

メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガパスカル以下の場合は、この限りでない。

第十二条の二 第二種製造者のうち第十二条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

（処理能力三十立方メートル未満の第二種製造者）のうち圧縮水素スタンンドにより製造する者に係る技術上の基準）

第十二条の一 第二種製造者のうち第十二条に掲げる者以外の者であつて圧縮水素スタンンドにより製造する者に係る法第十二条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでない。

一・二 (略)

を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。ただし、圧縮水素スタンンドの処理能力又は貯蔵能力が零立方メートルであり、かつ常用の圧力が二十メガバーゲル以下の場合は、この限りでない。

三 デイスベンサーは、その本体の外面から公道の道路境界線に対しハーメートル（圧縮水素スタンドの常用の圧力が四十五メガパスカル以下の場合にあつては、六メートル）以上の距離を有し、又はこれ

（その他製造に係る技術上の基準）

第十三条 法第十三条の経済産業省令で定められた技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一・二（略）

三 前二号に掲げる場合以外の場合にあつては、第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びヘ、第二号口、二、ホ及びト、第三号イからハまで及びホ並びに第十二条第二項第一号及び第三号から第五号までの基準に適合すること。

（貯蔵の方法に係る技術上の基準）

第十八条 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一・二（略）

三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ（略）

ロ 壓縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十一号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（國際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）を高压ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含

(その他製造に係る技術上の基準)

**第十三条** 法第十三条の経済産業省令で定める技術上の基準は、次に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 前二号に掲げる場合以外の場合にあつては、第六条第二項第一号イ、ハ、ニ及びヘ、第二号ロ、二、ホ及びト、第三号イからハまで及びホ並びに前条第二項第一号及び第三号から第五号までの基準に適合すること。

(貯蔵の方法に係る技術上の基準)

**第十八条** 法第十五条第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

三 高圧ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により貯蔵する場合にあつては、次に掲げる基準に適合すること。

イ (略)

ロ 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等において示された容器保安規則第八条第一項第十一号の充填可能期限年月日（同令第三十一条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの（國際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの）を高圧ガスの貯蔵に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限

まれる充填可能な期限を経過していなものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者(以下単に「引取業者」という)、同条第十二項に規定するフロン類回収業者(以下単に「フロン類回収業者」という)及び同条第十三項に規定する解体業者(以下単に「解体業者」という)が同条第九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という)のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない)。

## 八 (略)

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

## 第二十二条 (略)

貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれらと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

## 一四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでなく、また、第一種製造者のうち移動式圧縮水素

限を経過していないものである場合又は使用済自動車の再資源化等に関する法律(平成十四年法律第八十七号)第二条第十一項に規定する引取業者(以下単に「引取業者」という)、同条第十二項に規定するフロン類回収業者(以下単に「フロン類回収業者」という)及び同条第十三項に規定する解体業者(以下単に「解体業者」という)が同条第九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という)のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない)。

## 八 (略)

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

## 第二十二条 (略)

貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、

次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

## 一四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が

同条第十九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という)のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない)。

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

## 八 (略)

(貯槽により貯蔵する場合の技術上の基準)

## 第二十二条 (略)

貯槽により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、

次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

## 一四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が

同条第十九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という)のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない)。

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、

次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

## 一四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が

同条第十九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という)のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない)。

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、

次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

## 一四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が

同条第十九項に規定する再資源化(以下単に「再資源化」という)のために必要な最小限度の措置として当該貯蔵を行う場合は、この限りでない)。

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

(第一種貯蔵所に係る承継の届出)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、第六条第一項第一号から第三号まで、第五号から第九号まで、第十号から第二十二号まで、第二十四号、第二十五号及び第三十一号から第四十一号までに掲げるものとする。ただし、

次に掲げる場合にあつては、当該各号に定める技術上の基準を適用する。

## 一四 (略)

(容器により貯蔵する場合の技術上の基準)

容器により貯蔵する第一種貯蔵所における法第十六条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣が

が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第三十七条の二、第四十一条、第四十四条及び第七十四条において同じ。)に提出しなければならない。

ただし、事業の譲渡(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。)により引き続き高压ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができ

## 2 (略)

## (販売業者に係る承継の届出)

第三十七条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届けようとする者は、様式第二十一の二の高压ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事實を証する書面(相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

## 第四十九条 車両に固定した容器(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

## 一・二十二 (略)

## 2 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の

が令第二十二条に規定する事務に該当しない場合にあつては、当該販売所の所在地を管轄する指定都市の長。第四十一条、第四十四条及び第七十四条において同じ。)に提出しなければならない。ただし、事業の譲り渡す(その事業の全部を譲り渡すものを除く。)、遺贈又は分割(その事業の全部を承継させるものを除く。)により引き続き高压ガスの販売の事業を営もうとする者が新たに届け出るときは、次項に掲げる書類の添付を省略することができる。

## 2 (略)

## (販売業者に係る承継の届出)

第三十七条の二 法第二十条の四の二第二項の規定により販売業者の地位の承継を届けようとする者は、様式第二十一の二の高压ガス販売事業承継届書に事業の全部の譲渡し又は相続、合併若しくは当該届出に係る事業の全部を承継させた分割があつた事實を証する書面(相続の場合であつて、相続人が二人以上あるときは、承継すべき相続人の選定に係る全員の同意書)を添えて、販売所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

## 第四十九条 車両に固定した容器(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経

済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 一・二十二 (略)

## 2 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の

経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

## 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年

月日(同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日)を経過したも

の(國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの)を高压ガスの移動に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限年月を経過したもの)を高压ガスの移動に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合は、この限りでない)。

## 二 (略)

## (その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第四十九条 車両に固定した容器(高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器を除く。)により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 一・二 (略)

## 2 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の

経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、絏済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

## 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年

月日(同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日)を経過したも

の(國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの)を高压ガスの移動に使用しないこと(法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限年月を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行なう場合は、この限りでない)。

## 二 (略)

## (その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条 前条に規定する場合以外の場合(次項に掲げる場合を除く。)における法第二十三条第一項の経済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 一・二 (略)

## 2 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の絏済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の絏済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 一 圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、國際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器又は液化天然ガス自動車燃料装置用容器であつて当該容器の刻印等により示された容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年

月日(同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日)を経過したも

の(國際圧縮水素自動車燃料装置用容器及び圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行なう場合は、この限りでない)。

## 二 (略)

## (その他の場合における移動に係る技術上の基準等)

第五十条 前条に規定する場合以外の場合(次項に掲げる場合を除く。)における法第二十三条第一項の絏済産業省令で定める保安上必要な措置及び同条第二項の絏済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。

## 一・二 (略)

## 2 高压ガスを燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器により高压ガスを移動する場合における法第二十三条第一項の

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月を経過したもの）を高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない）。

#### 四・五 (略)

六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。

イ 充填容器等と消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（圧縮天然ガスの充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表第一第四類の危険物との場合、不活性ガスの充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表第一に掲げる危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表第一に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器にあつては、同令第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの（高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

#### 四・五 (略)

六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。

イ 充填容器等と消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）

三 一般複合容器、圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器、圧縮水素二輪自動車燃料装置用容器、液化天然ガス自動車燃料装置用容器又は圧縮水素運送自動車用容器であつて当該容器の刻印等により示された年月から十五年を経過したもの（圧縮天然ガス自動車燃料装置用容器、圧縮水素自動車燃料装置用容器にあつては、容器保安規則第八条第一項第十号の充填可能期限年月日（同令第三十七条第一項第二号の規定により刻印をした場合にあつては、当該刻印に示された年月日）を経過したもの、国際圧縮水素自動車燃料装置用容器又は圧縮水素一輪自動車燃料装置用容器にあつては、同号の充填可能期限年月を経過したもの（高压ガスの移動に使用しないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないこと（法第四十八条第五項の許可に付された条件に含まれる充填可能な期限を経過していないものである場合又は引取業者、フロン類回収業者及び解体業者が再資源化のために必要な最小限度の措置として当該移動を行う場合（一般複合容器及び圧縮水素運送自動車用容器を除く。）は、この限りでない。）。

#### 四・五 (略)

六 次に掲げるものは、同一の車両に積載して移動しないこと。

イ 充填容器等と消防法（昭和二十三年法律第八十六号）第二条第七項に規定する危険物（圧縮天然ガス又は不活性ガスの充填容器等（内容積百二十リットル未満のものに限る。）と同法別表に掲げる第四類の危険物との場合及びアセチレン又は酸素の充填容器等（内容積が百二十リットル未満のものに限る。）と別表に掲げる第四類の第三石油類又は第四石油類の危険物との場合を除く。）

口 (略)  
七・十四 (略)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一・三十 (略)

2 法第二十四条の三第二項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

一・二 (略)

三 特定高压ガスの消費は、消費する特定高压ガスの種類及び消費設備の態様に応じ、当該設備の属する消費施設の異常の有無を点検し、異常があるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

口 (略)  
七・十四 (略)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十五条 法第二十四条の三第一項の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

口 (略)  
一・十七 (略)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十六条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

口 (略)  
一・十七 (略)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

2 (略)  
(特定高压ガスの消費者に係る技術上の基準)

第五十六条 法第二十四条の五の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号及び次項各号に掲げるものとする。ただし、経済産業大臣がこれと同等の安全性を有するものと認めた措置を講じている場合は、この限りでない。

十八 高圧ガスの消費は、消費するガスの種類及び消費設備の態様に応じ、当該消費設備の属する消費施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

十九 (略)

2 (略)  
(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第五条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第四条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるものほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8・10 (略)  
(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・四 (略)

十八 高圧ガスの消費は、消費設備の使用開始時及び使用終了時に消費施設の異常の有無を点検するほか、一日に一回以上消費設備の動作状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じてすること。

十九 (略)

2 (略)  
(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるものほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8・10 (略)  
(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・四 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が九十三メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、異次のいずれか(第七条の四第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては同条第二項の圧縮水素を充填する者であつて、次のイに限る。)に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

十九 (略)

2 (略)  
(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるものほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8・10 (略)  
(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の圧縮水素スタンド又は移動式圧縮水素スタンド(当該圧縮水素スタンド内又は当該移動式圧縮水素スタンド内の圧縮水素及び液化水素の常用圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。)により、圧縮水素を製造する者であつて、次のいずれか(第七条の四第一項又は同条第二項の圧縮水素スタンドにあつては次のイに限る。)に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

十九 (略)

2 (略)  
(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるものほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8・10 (略)  
(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・二 (略)

五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、又は移動式圧縮水素スタンドにより、専ら常用の圧力が九十三メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、異次に該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの

十九 (略)

2 (略)  
(危害予防規程の届出等)

第六十三条 (略)

7 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策の推進に関する特別措置法(平成十六年法律第二十七号)第三条第一項の規定により日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策推進地域として指定された地域内にある事業所(同法第六条第一項に規定する者が設置している事業所及び不活性ガス又は圧縮空気のみの製造に係る事業所を除き、同法第二条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震(以下「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震」という。)に伴い発生する津波に係る地震防災対策を講ずべき者として同法第五条第一項に規定する日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震防災対策推進基本計画で定める者が設置している事業所に限る。次項において同じ。)に係る法第二十六条第一項の経済産業省令で定める事項は、第二項各号に掲げるものほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。

一・二 (略)

8・10 (略)  
(保安統括者の選任等)

第六十四条 (略)

2 法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。

一・四 (略)

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第二項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三月以内）に受け、又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を受け、又は自ら行つたものとみなす。

5 ～ 7 （略）

（保安検査の方法）

**第八十二条** （略）

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

1 ～ 3 （略）

4 第六条第一項ただし書、第八条第一項ただし書又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものを用いる場合

5 （略）

3 ～ 13 （略）

（認定の基準）

2 ～ 5 （略）

**第九十四条の七の三** （略）

6 経済産業大臣は、前項の検査において、前条の申請の内容が第一項及び第二項に規定する基準に適合していると認めるときは、様式第五十五条の三の認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。ただし、第一項から第四項までに規定する基準に適合していると認めるときは、認定高度保安実施者認定証に代えて、様式第五十五条の七の四の特定認定高度保安実施者認定証を交付するものとする。

4 法第三十五条第一項本文の規定により、第三項の保安検査を、前回の保安検査の日から一年を経過した日（同項の経済産業大臣が定める施設にあつては、同項の経済産業大臣が定める期間を経過した日。以下「基準日」という。）の前後一月以内（認定完成後三ヶ月以内）に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査実施者、認定保安検査実施者又は自主保安高度化事業者にあつては、基準日の前後三ヶ月以内に受け又は自ら保安検査を行つた場合にあつては、基準日において当該検査を、又は自ら行つたものとみなす。

5～7 (略)  
(保安検査の方法)

第八十二条 (略)

2 前項の保安検査の方法は告示で定める。ただし、次の各号に掲げる場合はこの限りでない。

一～三 (略)

四 第六条第一項第二号、第八号若しくは第二十六号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る保安検査の方法であつて、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたもの用いる場合

五 (略)

3～13 (略)  
(認定の基準)

第九十四条の七の三 (略)

2～5 (略)

別表第一（第三十五条第一項關係

検査項目	完成検査の方法
------	---------

別表第一（第三十五条第一項関係

## 検査項目

## 完成検査の方法

別表第二（第三十五条第二項関係

第一項ただし書又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第八項までの規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。  
二 (略)

別表第二（第三十五条第二項関係

別表第三（第八十二條第二項第五号関係  
(表略)

第一 第二十二条ただし書、第二十三条ただし書又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第二項の規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方 法とする。

別表第三  
(表略)

第一 一  
第二十二条で準用する第六条第一項第二号若しくは第八号、又は第九十九条の規定により経済産業大臣が認めた基準に係る完成検査の方法については、この表の第一項から第二項の規定にかかわらず、当該基準に応じて適切であると経済産業大臣が認めたものをもつて完成検査の方法とする。  
二 (略)

様式第五十五の七の五を次のように改める  
様式第五十五の七の五 削除

（協会等の調査）  
**第九十四条の七の四**  
（削る）  
（略）  
（協会等の調査）  
**第九十四条の七の四**  
法第三十九条の四

2 法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第五十五の七の五の調査通知等。

**第四条** コンビナート等保安規則（昭和六〇年五月二十九日内閣府令第百四十一号）（コンビナート等保安規則の一部改正）

する。  
次の表のよう<sup>1</sup>に改正する。

改 正 後	(用語の定義)	第一 条	この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
改 正 前	(用語の定義)	第二 条	この規則において次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）	イヽハ (略)	二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条第一項の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条第一項の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子ハム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）	五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）
五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）	イヽハ (略)	二 児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第七条の児童福祉施設、身体障害者福祉法（昭和二十四年法律第二百八十三号）第五条第一項の身体障害者社会参加支援施設、生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第三十八条第一項の保護施設（授産施設及び宿所提供施設を除く。）、老人福祉法（昭和三十八年法律第百三十三号）第五条の三の老人福祉施設若しくは同法第二十九条第一項の有料老人ホーム、母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和三十九年法律第二十九号）第三十九条第一項の母子・父子福祉施設、職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）第十五条の七第一項第五号の障害者職業能力開発校、地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第六十四号）第二条第四項（第四号を除く。）の特定民間施設、介護保険法（平成九年法律第二百二十三号）第八条第二十八項の介護老人保健施設又は障害者の日常生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第二百二十三号）	五 第一種保安物件 次に掲げるもの（事業所の存する敷地と同一敷地内にあるものを除く。）

十三号) 第五条第一項の障害福祉サー  
ズ(事業) (同条第二項) 三括弧裏、同

ビノ事業（同条第七項の生活介護）  
同条第十二項の自立訓練、同条第十三項

の就労移行支援又は同条第十四項の就労継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ (略)

八 博物館法 (昭和三十六年法律第二百八十五号) 第二条に定める博物館及び同法第三十一条第一項により博物館に相当する施設として指定された施設

ト・チ (略)

六・二十六 (略)

2 (略)

第五条 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

2 製造施設 (製造設備がコールド・エバボーレータ、特定液化石油ガスタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十二条までに定めるところによる。

一・四 (略)

五 高圧ガスの製造は、製造する高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ、当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行うこと。

## 第五条第一項の障害福祉サービス事業 (同条第二項)三括併、同条第十二

（同条第七項の生活介護 同条第十二項の自立訓練、同条第十三項の就労移

行支援又は同条第十四項の就業継続支援に限る。)を行う施設、同条第十一項の障害者支援施設、同条第二十七項の地域活動支援センター若しくは同条第二十八項の福祉ホームであつて、収容定員二十人以上のもの

ホ (略)

ヘ 博物館法 (昭和二十六年法律第二百八十五号) 第二条に定める博物館及び同法第二十九条により博物館に相当する施設として指定された施設

ト・チ (略)

六〇二十六 (略)

六一八 (略)

第五条 (略)

(製造施設に係る技術上の基準)

2 製造施設 (製造設備がコールド・エバボレータ、特定液化石油ガスタンド、圧縮天然ガススタンド、液化天然ガススタンド及び圧縮水素スタンドであるものを除く。)における法第八条第二号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十二条までに定めるところによる。

一〇四 (略)

五 高圧ガスの製造は、製造設備の使用開始及び使用終了時に当該製造設備の属する製造施設の異常の有無を点検するほか、製造をする高圧ガスの種類及び製造設備の態様に応じ一日に一回以上頻繁に製造設備の作動状況について点検し、異常のあるときは、当該設備の補修その他の危険を防止する措置を講じて行うこと。

(圧縮水素スタンンドに係る技術上の基準)

第七条の三

製造設備が圧縮水素スタンンド

(当該圧縮水素スタンンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が九十三メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。)である製造設施における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷冻保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇一の四 (略)

二、ディスペンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル(圧縮水素スタンンドの常用の圧力が四十メガパスカルを超える八十九メガパスカル以下の場合にあつては八メートル、圧縮水素スタンンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合は六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三〇九 (略)

十、圧縮水素スタンンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八・五メートル(常用の圧力が四十メガパスカルを超える八十九メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては八メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の化水素が通る部分にあつては十一メートル

(圧縮水素スタンンドに係る技術上の基準)

第七条の三

製造設備が圧縮水素スタンンド

(当該圧縮水素スタンンド内の圧縮水素及び液化水素の常用の圧力が八十二メガパスカル以下のものに限る。以下同じ。)である製造設施における法第八条第一号の経済産業省令で定める技術上の基準は、次の各号に掲げるもののほか、第九条から第十一条までに定めるところによる。ただし、次項各号に掲げる基準に適合しているものについては、この限りでなく、また、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷冻保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇一の四 (略)

二、ディスペンサーは、第五条第一項第二号、第三号、第六号及び第七号に規定する処理設備並びに同項第八号に規定する製造設備の例による距離以上の距離を有すること。また、ディスペンサー本体の外面から公道の道路境界線に対し八・五メートル(圧縮水素スタンンドの常用の圧力が四十メガパスカル以下の場合は六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

三〇九 (略)

十、圧縮水素スタンンド(可燃性ガスが通る部分に限る。)は、その外面から火気(当該圧縮水素スタンンド内のものを除く。)を取り扱う施設に対し八・五メートル(常用の圧力が四十メガパスカルを超える八十九メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては八メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の化水素が通る部分にあつては十メートル

ル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える八十三メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が一メガパスカル以上四十メガパスカル以下の液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル)以上の距離を有し、又は流動防止措置若しくは当該可燃性ガスが漏えいしたときに連動装置により直ちに使用中の火気を消すための措置を講ずること。

十一〇十八 (略)

2 製造設備が圧縮水素スタンンド(液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高圧ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。)である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷冻保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇一の三 (略)

二、高圧ガス設備(次号及び第三号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八・五メートル

(常用の圧力が四十メガパスカルを超える八十九メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以上の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。

十一〇十八 (略)

2 製造設備が圧縮水素スタンンド(液化水素の貯槽を設置する場合にあつては、一般高圧ガス保安規則第八条第三項及び第四項の規定に適合する移動式製造設備から液化水素を受け入れるものに限る。以下この項において同じ。)である製造施設に係る前項ただし書きの基準は、次の各号に掲げるものとする。ただし、製造設備の冷却の用に供する冷凍設備にあつては、冷冻保安規則に規定する技術上の基準によることができる。

一〇一の三 (略)

二、高圧ガス設備(次号及び第三号に掲げるものを除く。)は、その外面から当該事業所の敷地境界(以下この項において「敷地境界」という。)に対し八・五メートル(常用の圧力が四十メガパスカル以下の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては十メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以下)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が四十メガパスカル以上の可燃性ガス(液化水素を除く。)が通る部分にあつては六メートル、常用の圧力が八十三メガパスカルを超える液化水素が通る部分にあつては九メートル、常用の圧力が一メガパスカル未満の液化水素が通る部分にあつては六メートル)以上の距離を有し、又はこれと同等以上の措置を講ずること。



2 第二十三条 (略)	8 10 (略)	8 10 (略)	8 10 (略)
法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。	法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。	法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるもののほか、次の各号に掲げる事項の細目とする。	法第二十七条の二第一項第一号の経済産業省令で定める者は、次の各号に掲げるものとする。
一〇四 (略)	一〇四 (略)	一〇四 (略)	一〇四 (略)
五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が九十三メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの	五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十一メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの	五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十一メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの	五 処理能力が二十五万立方メートル未満の事業所において、専ら常用の圧力が八十一メガパスカル以下の圧縮水素を燃料として使用する車両に固定した燃料装置用容器に圧縮水素を充填する者であつて、次のいずれかに該当する者にその製造に係る保安について監督させるもの
イイハ (略)	イイハ (略)	イイハ (略)	イイハ (略)
（保安企画推進員の選任等）	（保安企画推進員の選任等）	（保安企画推進員の選任等）	（保安企画推進員の選任等）

第二十九条 法第二十七条の二第二項の経済産業省令で定める高圧ガスの製造に係る保安に関する知識経験を有する者は、次の各号の一に該当する者とする。ただし、経済産業大臣がこれと同等以上の知識経験を有すると認められた者である場合は、この限りでない。

一〇六 (略)

（協会等の調査）

第四十九条の七の四 (略)  
(削る)

別表第四 (第二十七条第二項第五号関係)  
(表略)

様式第三十四の七の五を次のように改める。

様式第三十四の七の五 削除

この省令は、公布の日の翌日から施行する。

2 第四十九条の七の四 (略)	一〇六 (略)	一〇六 (略)	一〇六 (略)
法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第三十四の七の五の調査通知書により行つものとする。	法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第三十四の七の五の調査通知書により行つものとする。	法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第三十四の七の五の調査通知書により行つものとする。	法第三十九条の十六第二項の規定による通知は、様式第三十四の七の五の調査通知書により行つものとする。

別表第四 (第二十七条第一項第四号関係)  
(表略)

○外務省告示第百三十九号	外務大臣 岩屋 繁	T R 4667975	2015/ 8/31	2025/ 2/ 3
定に基づき、それぞれ左記の年月日に効力を失つた。令和七年四月十七日	旅券番号 発行年月日 失効年月日	T R 4960302	2015/11/13	2025/ 2/ 3
M J 0054279 2019/ 9/ 5 2024/ 9/ 5	T R 5026192	2015/10/29	2025/ 2/ 3	
T T 2947151 2023/ 1/20 2025/ 1/31	T R 5087413	2015/12/10	2025/ 2/ 3	
T T 5575031 2024/ 2/28 2025/ 1/31	T R 5098690	2015/11/27	2025/ 2/ 3	
M J 0631618 2020/ 2/ 6 2025/ 2/ 3	T R 5222983	2016/ 1/ 6	2025/ 2/ 3	
M J 1082182 2020/ 3/26 2025/ 2/ 3	T R 5279564	2016/ 1/14	2025/ 2/ 3	
M J 1169081 2020/ 6/11 2025/ 2/ 3	T R 5323919	2016/ 1/26	2025/ 2/ 3	
M J 1263368 2020/12/ 4 2025/ 2/ 3	T R 5371700	2016/ 3/ 1	2025/ 2/ 3	
M J 1329874 2022/ 3/30 2025/ 2/ 3	T R 5498907	2016/ 1/15	2025/ 2/ 3	
M J 1331332 2023/ 2/28 2025/ 2/ 3	T R 5523378	2016/ 2/ 3	2025/ 2/ 3	
M J 1338097 2022/ 6/13 2025/ 2/ 3	T R 5904289	2016/ 4/ 1	2025/ 2/ 3	
M J 1442784 2021/ 6/21 2025/ 2/ 3	T R 6069142	2016/ 4/19	2025/ 2/ 3	
M J 1515316 2022/ 3/ 4 2025/ 2/ 3	T R 6134661	2016/ 5/17	2025/ 2/ 3	
M J 1528170 2022/ 5/31 2025/ 2/ 3	T R 6237988	2016/ 6/ 1	2025/ 2/ 3	
M J 1549925 2022/ 6/ 2 2025/ 2/ 3	T R 6373681	2016/ 8/ 4	2025/ 2/ 3	
M J 1600684 2022/ 9/29 2025/ 2/ 3	T R 6595532	2016/ 8/17	2025/ 2/ 3	
M J 1796949 2023/ 1/30 2025/ 2/ 3	T R 6797048	2016/10/ 4	2025/ 2/ 3	
M J 1873982 2023/ 2/14 2025/ 2/ 3	T R 6818780	2016/10/12	2025/ 2/ 3	
M J 1926617 2023/ 3/27 2025/ 2/ 3	T R 7023290	2016/11/21	2025/ 2/ 3	
M J 2266467 2023/ 6/16 2025/ 2/ 3	T R 7078395	2016/11/18	2025/ 2/ 3	
M J 2806643 2023/11/22 2025/ 2/ 3	T R 7104897	2016/11/30	2025/ 2/ 3	
M J 2831259 2023/11/30 2025/ 2/ 3	T R 7350301	2016/12/28	2025/ 2/ 3	
M J 2898758 2024/ 1/16 2025/ 2/ 3	T R 7452655	2017/ 1/ 5	2025/ 2/ 3	
M J 4119620 2024/10/31 2025/ 2/ 3	T R 7516712	2017/ 1/18	2025/ 2/ 3	
M J 4263844 2024/12/17 2025/ 2/ 3	T R 7617409	2017/ 2/ 3	2025/ 2/ 3	
M Z 2008732 2020/ 2/ 5 2025/ 2/ 3	T R 7634466	2017/ 2/ 8	2025/ 2/ 3	
T R 3189934 2015/ 3/18 2025/ 2/ 3	T R 7749434	2017/ 2/24	2025/ 2/ 3	
T R 3486573 2016/ 6/27 2025/ 2/ 3	T R 7882462	2017/ 3/22	2025/ 2/ 3	
T R 3501586 2016/ 6/30 2025/ 2/ 3	T R 8111823	2017/ 4/17	2025/ 2/ 3	
T R 3668520 2015/ 2/ 4 2025/ 2/ 3	T R 8307519	2017/ 5/23	2025/ 2/ 3	
T R 3670796 2015/ 2/12 2025/ 2/ 3	T R 8329706	2017/ 5/16	2025/ 2/ 3	
T R 3758513 2015/ 2/ 9 2025/ 2/ 3	T R 8954742	2017/ 8/18	2025/ 2/ 3	
T R 3848561 2015/ 3/ 9 2025/ 2/ 3	T R 9622582	2017/12/13	2025/ 2/ 3	
T R 4017536 2015/ 3/ 9 2025/ 2/ 3	T R 9868979	2018/ 1/26	2025/ 2/ 3	
T R 4076091 2015/ 5/28 2025/ 2/ 3	T S 0013909	2018/ 1/26	2025/ 2/ 3	
T R 4183001 2015/ 6/ 9 2025/ 2/ 3	T S 0123606	2018/ 2/14	2025/ 2/ 3	
T R 4361096 2015/ 6/29 2025/ 2/ 3	T S 0202393	2018/ 3/ 2	2025/ 2/ 3	
T R 4391367 2015/ 6/29 2025/ 2/ 3	T S 0236493	2018/ 3/ 7	2025/ 2/ 3	
	T S 0267162	2018/ 3/ 6	2025/ 2/ 3	
	T S 0434188	2018/ 4/ 4	2025/ 2/ 3	
	T S 0624209	2018/ 4/26	2025/ 2/ 3	
	T S 0800101	2018/ 5/15	2025/ 2/ 3	
	T S 0805971	2018/ 5/28	2025/ 2/ 3	
	T S 0829020	2018/ 5/ 9	2025/ 2/ 3	
	T S 0830404	2018/ 5/13	2025/ 2/ 3	
	T S 0888848	2018/ 6/ 4	2025/ 2/ 3	

22 (号外第87号) 報 官 署 日 木曜日 令和7年4月17日	T S 0954270	2018/ 6/ 8	2025/ 2/ 3	T Z 1106486	2016/ 3/15	2025/ 2/ 3	T R 5175798	2015/11/30	2025/ 2/ 4	T S 3736640	2019/ 6/27	2025/ 2/ 4
	T S 1016846	2018/ 6/18	2025/ 2/ 3	T Z 1148655	2017/ 1/25	2025/ 2/ 3	T R 5512244	2016/ 1/21	2025/ 2/ 4	T S 3798407	2019/ 7/ 2	2025/ 2/ 4
	T S 1149903	2018/ 7/18	2025/ 2/ 3	T Z 1297545	2018/ 9/ 5	2025/ 2/ 3	T R 5633313	2016/ 2/17	2025/ 2/ 4	T S 3803347	2019/ 6/27	2025/ 2/ 4
	T S 1591928	2018/ 9/18	2025/ 2/ 3	T Z 2245500	2024/ 4/17	2025/ 2/ 3	T R 5646681	2016/ 2/18	2025/ 2/ 4	T S 3878917	2019/ 7/12	2025/ 2/ 4
	T S 1664496	2018/ 9/13	2025/ 2/ 3	M J 0641685	2020/ 2/ 4	2025/ 2/ 4	T R 5781459	2016/ 3/ 2	2025/ 2/ 4	T S 3994558	2019/ 7/25	2025/ 2/ 4
	T S 1720926	2018/ 9/21	2025/ 2/ 3	M J 1004904	2020/ 2/12	2025/ 2/ 4	T R 5879803	2016/ 4/ 6	2025/ 2/ 4	T S 4573902	2019/10/ 8	2025/ 2/ 4
	T S 1990315	2018/10/25	2025/ 2/ 3	M J 1246131	2021/12/23	2025/ 2/ 4	T R 6053544	2016/ 5/ 6	2025/ 2/ 4	T S 5403603	2020/ 2/ 7	2025/ 2/ 4
	T S 2630186	2019/ 1/28	2025/ 2/ 3	M J 1342212	2021/ 4/28	2025/ 2/ 4	T R 6592355	2016/ 9/ 1	2025/ 2/ 4	T T 1073814	2020/ 2/18	2025/ 2/ 4
	T S 2846014	2019/ 2/25	2025/ 2/ 3	M J 1401092	2021/ 2/18	2025/ 2/ 4	T R 6712518	2016/ 9/30	2025/ 2/ 4	T T 1101585	2020/ 3/ 9	2025/ 2/ 4
	T S 2870296	2019/ 3/ 1	2025/ 2/ 3	M J 1480108	2021/12/20	2025/ 2/ 4	T R 7097008	2016/11/ 9	2025/ 2/ 4	T T 1102026	2020/ 2/18	2025/ 2/ 4
	T S 3303031	2019/ 5/10	2025/ 2/ 3	M J 1571465	2022/ 6/15	2025/ 2/ 4	T R 7272797	2017/ 1/ 6	2025/ 2/ 4	T T 1711800	2021/ 2/22	2025/ 2/ 4
	T S 3342190	2019/ 4/22	2025/ 2/ 3	M J 1575859	2022/ 6/20	2025/ 2/ 4	T R 7291663	2016/12/14	2025/ 2/ 4	T T 1945056	2022/ 1/ 7	2025/ 2/ 4
	T S 3598361	2019/ 6/ 6	2025/ 2/ 3	M J 1582096	2022/ 5/26	2025/ 2/ 4	T R 7761334	2017/ 3/ 3	2025/ 2/ 4	T T 2041259	2022/ 4/ 8	2025/ 2/ 4
	T S 3808054	2019/ 7/ 1	2025/ 2/ 3	M J 1675310	2022/ 9/15	2025/ 2/ 4	T R 7788363	2017/ 3/ 7	2025/ 2/ 4	T T 2398536	2022/ 8/15	2025/ 2/ 4
	T S 4001125	2019/ 7/31	2025/ 2/ 3	M J 1676702	2022/10/ 6	2025/ 2/ 4	T R 7855734	2017/ 3/10	2025/ 2/ 4	T T 2803008	2022/12/19	2025/ 2/ 4
	T S 4028078	2019/ 8/13	2025/ 2/ 3	M J 1848491	2023/ 2/ 3	2025/ 2/ 4	T R 7948284	2017/ 3/29	2025/ 2/ 4	T T 2926417	2023/ 1/25	2025/ 2/ 4
	T S 4628669	2019/10/15	2025/ 2/ 3	M J 1933359	2023/ 3/20	2025/ 2/ 4	T R 8174887	2017/ 5/10	2025/ 2/ 4	T T 2958007	2023/ 1/18	2025/ 2/ 4
	T S 4803885	2019/11/19	2025/ 2/ 3	M J 2126994	2023/ 6/ 5	2025/ 2/ 4	T R 8495078	2017/ 6/ 9	2025/ 2/ 4	T T 3003703	2023/ 2/13	2025/ 2/ 4
	T S 4859727	2019/12/ 2	2025/ 2/ 3	M J 2160669	2023/ 5/ 2	2025/ 2/ 4	T R 8669784	2017/ 7/10	2025/ 2/ 4	T T 3158494	2023/ 3/ 3	2025/ 2/ 4
	T S 5045069	2019/12/20	2025/ 2/ 3	M J 2298228	2023/ 7/11	2025/ 2/ 4	T R 9090155	2017/ 9/22	2025/ 2/ 4	T T 3242471	2023/ 4/20	2025/ 2/ 4
	T S 5060023	2019/12/20	2025/ 2/ 3	M J 2513007	2023/ 8/16	2025/ 2/ 4	T R 9144526	2017/ 9/14	2025/ 2/ 4	T T 3308683	2023/ 3/17	2025/ 2/ 4
	T S 5361063	2020/ 2/ 6	2025/ 2/ 3	M J 2691428	2023/10/24	2025/ 2/ 4	T R 9276262	2017/10/ 5	2025/ 2/ 4	T T 3321734	2023/ 4/ 4	2025/ 2/ 4
	T T 1704356	2021/ 4/ 5	2025/ 2/ 3	M J 2741951	2023/11/ 2	2025/ 2/ 4	T R 9647283	2017/12/11	2025/ 2/ 4	T T 3377117	2023/ 5/ 2	2025/ 2/ 4
	T T 1802988	2021/ 9/ 8	2025/ 2/ 3	M J 3094936	2024/ 2/20	2025/ 2/ 4	T R 9723662	2017/12/22	2025/ 2/ 4	T T 3464512	2023/ 4/20	2025/ 2/ 4
	T T 1902160	2021/10/ 1	2025/ 2/ 3	M J 3199138	2024/ 3/21	2025/ 2/ 4	T S 0354157	2018/ 3/20	2025/ 2/ 4	T T 3768785	2023/ 6/ 9	2025/ 2/ 4
	T T 2344956	2022/ 8/16	2025/ 2/ 3	M J 3407303	2024/ 5/22	2025/ 2/ 4	T S 0546615	2018/ 4/17	2025/ 2/ 4	T T 3837171	2023/ 6/ 9	2025/ 2/ 4
	T T 2464865	2022/ 9/ 5	2025/ 2/ 3	M J 4087367	2024/11/27	2025/ 2/ 4	T S 0645057	2018/ 4/25	2025/ 2/ 4	T T 3942298	2023/ 6/28	2025/ 2/ 4
	T T 2881136	2023/ 1/19	2025/ 2/ 3	M J 4286537	2025/ 1/10	2025/ 2/ 4	T S 0773741	2018/ 5/22	2025/ 2/ 4	T T 4128176	2023/ 7/28	2025/ 2/ 4
	T T 2881921	2023/ 1/20	2025/ 2/ 3	M J 4372332	2025/ 1/29	2025/ 2/ 4	T S 0888613	2018/ 5/30	2025/ 2/ 4	T T 4207516	2023/ 8/ 1	2025/ 2/ 4
	T T 2998886	2023/ 2/14	2025/ 2/ 3	R B 2065489	2024/11/19	2025/ 2/ 4	T S 1052274	2018/ 6/25	2025/ 2/ 4	T T 4354291	2023/ 8/25	2025/ 2/ 4
	T T 3115026	2023/ 2/20	2025/ 2/ 3	T R 3370578	2016/ 6/10	2025/ 2/ 4	T S 1172741	2018/ 7/17	2025/ 2/ 4	T T 4401585	2023/ 9/ 7	2025/ 2/ 4
	T T 3332646	2023/ 4/ 3	2025/ 2/ 3	T R 3572826	2015/ 4/24	2025/ 2/ 4	T S 1324416	2018/ 7/27	2025/ 2/ 4	T T 4458628	2023/ 9/ 4	2025/ 2/ 4
	T T 3851606	2023/ 6/12	2025/ 2/ 3	T R 3917608	2015/ 4/30	2025/ 2/ 4	T S 1392559	2018/ 8/13	2025/ 2/ 4	T T 4588385	2023/10/ 5	2025/ 2/ 4
	T T 4125714	2023/ 7/20	2025/ 2/ 3	T R 4059991	2015/ 5/27	2025/ 2/ 4	T S 1863919	2018/10/11	2025/ 2/ 4	T T 4675692	2023/ 9/30	2025/ 2/ 4
	T T 4922790	2023/11/13	2025/ 2/ 3	T R 4094750	2015/ 6/ 3	2025/ 2/ 4	T S 1935425	2018/10/22	2025/ 2/ 4	T T 4816267	2023/11/ 6	2025/ 2/ 4
	T T 5062037	2023/11/30	2025/ 2/ 3	T R 4259325	2015/ 6/18	2025/ 2/ 4	T S 1938637	2018/10/26	2025/ 2/ 4	T T 5098968	2023/12/14	2025/ 2/ 4
	T T 5522876	2024/ 2/ 2	2025/ 2/ 3	T R 4370140	2015/ 8/12	2025/ 2/ 4	T S 2129510	2018/11/14	2025/ 2/ 4	T T 5165953	2024/ 1/15	2025/ 2/ 4
	T T 5581959	2024/ 2/21	2025/ 2/ 3	T R 4370141	2015/ 8/12	2025/ 2/ 4	T S 2151333	2018/11/30	2025/ 2/ 4	T T 5452881	2024/ 2/16	2025/ 2/ 4
	T T 5785104	2024/ 3/26	2025/ 2/ 3	T R 4380255	2015/ 7/15	2025/ 2/ 4	T S 2213580	2018/12/ 4	2025/ 2/ 4	T T 5454709	2024/ 2/13	2025/ 2/ 4
	T T 6018432	2024/ 4/22	2025/ 2/ 3	T R 4515185	2015/ 7/31	2025/ 2/ 4	T S 2678990	2019/ 2/ 7	2025/ 2/ 4	T T 5842022	2024/ 4/10	2025/ 2/ 4
	T T 6642532	2024/ 8/13	2025/ 2/ 3	T R 4517244	2015/ 8/12	2025/ 2/ 4	T S 2730022	2019/ 2/ 7	2025/ 2/ 4	T T 6168813	2024/ 6/ 7	2025/ 2/ 4
	T T 6847222	2024/ 9/10	2025/ 2/ 3	T R 4572105	2015/ 8/18	2025/ 2/ 4	T S 2804363	2019/ 2/22	2025/ 2/ 4	T T 6193673	2024/ 5/23	2025/ 2/ 4
	T T 7065124	2024/10/ 3	2025/ 2/ 3	T R 4815952	2015/10/ 1	2025/ 2/ 4	T S 2990239	2019/ 3/19	2025/ 2/ 4	T T 6590687	2024/ 7/17	2025/ 2/ 4
	T T 7275073	2024/10/21	2025/ 2/ 3	T R 4973221	2015/ 9/30	2025/ 2/ 4	T S 3126294	2019/ 3/25	2025/ 2/ 4	T T 7276172	2024/10/23	2025/ 2/ 4
	T T 7275146	2024/10/21	2025/ 2/ 3	T R 5039945	2015/11/13	2025/ 2/ 4	T S 3650861	2019/ 6/13	2025/ 2/ 4	T T 7329303	2024/11/ 6	2025/ 2/ 4
	T T 77492416	2024/12/17	2025/ 2/ 3	T R 5060012	2015/12/22	2025/ 2/ 4	T S 3694867	2019/ 6/14	2025/ 2/ 4	T T 7406593	2024/11/14	2025/ 2/ 4

T T 7434672	2024/11/20	2025/ 2/ 4	T R 5414948	2016/ 1/ 8	2025/ 2/ 5	T T 3128315	2023/ 2/ 12	2025/ 2/ 5	M J 3029104	2024/ 2/ 5	2025/ 2/ 6
T T 7599809	2025/ 1/ 9	2025/ 2/ 4	T R 5803455	2016/ 3/ 31	2025/ 2/ 5	T T 3154963	2023/ 3/ 13	2025/ 2/ 5	M J 3039204	2024/ 2/ 9	2025/ 2/ 6
T Z 1392049	2019/11/21	2025/ 2/ 4	T R 6052423	2016/ 5/ 2	2025/ 2/ 5	T T 3312913	2023/ 3/ 27	2025/ 2/ 5	M J 3378861	2024/ 4/11	2025/ 2/ 6
T Z 1400492	2020/ 1/ 22	2025/ 2/ 4	T R 6566551	2016/ 8/25	2025/ 2/ 5	T T 3498889	2023/ 5/ 1	2025/ 2/ 5	M J 3716330	2024/ 7/11	2025/ 2/ 6
T Z 2154481	2022/10/21	2025/ 2/ 4	T R 7004133	2016/11/ 9	2025/ 2/ 5	T T 3515924	2023/ 4/27	2025/ 2/ 5	M J 3901749	2024/10/21	2025/ 2/ 6
T Z 2233841	2024/ 5/30	2025/ 2/ 4	T R 7156992	2016/11/28	2025/ 2/ 5	T T 3636737	2023/ 5/18	2025/ 2/ 5	M J 3907162	2024/ 9/24	2025/ 2/ 6
M J 1036972	2020/ 2/13	2025/ 2/ 5	T R 7299686	2016/12/13	2025/ 2/ 5	T T 3962818	2023/ 7/ 3	2025/ 2/ 5	M J 4157915	2025/ 1/14	2025/ 2/ 6
M J 1086199	2020/ 9/ 1	2025/ 2/ 5	T R 7407028	2017/ 1/ 6	2025/ 2/ 5	T T 4222572	2023/ 8/ 3	2025/ 2/ 5	M J 4230770	2024/12/24	2025/ 2/ 6
M J 1132607	2020/ 4/ 8	2025/ 2/ 5	T R 7673229	2017/ 2/23	2025/ 2/ 5	T T 5847375	2024/ 4/ 1	2025/ 2/ 5	T R 3163265	2015/ 3/ 4	2025/ 2/ 6
M J 1218447	2020/ 5/21	2025/ 2/ 5	T R 8158991	2017/ 4/20	2025/ 2/ 5	T T 6245718	2024/ 5/30	2025/ 2/ 5	T R 3338145	2016/ 6/ 7	2025/ 2/ 6
M J 1303829	2021/ 8/18	2025/ 2/ 5	T R 8163415	2017/ 4/27	2025/ 2/ 5	T T 6462278	2024/ 7/19	2025/ 2/ 5	T R 3350554	2016/ 6/ 6	2025/ 2/ 6
M J 1416764	2021/ 3/29	2025/ 2/ 5	T R 9002469	2017/ 8/29	2025/ 2/ 5	T T 6492822	2024/ 7/17	2025/ 2/ 5	T R 4109278	2015/ 6/22	2025/ 2/ 6
M J 1446771	2021/ 8/20	2025/ 2/ 5	T R 9386541	2017/10/19	2025/ 2/ 5	T T 6621882	2024/ 8/ 5	2025/ 2/ 5	T R 4218499	2015/ 6/ 1	2025/ 2/ 6
M J 1533548	2022/ 6/ 6	2025/ 2/ 5	T R 9542448	2017/11/22	2025/ 2/ 5	T T 6648776	2024/ 7/31	2025/ 2/ 5	T R 4221040	2015/ 6/ 8	2025/ 2/ 6
M J 1554825	2022/ 6/ 6	2025/ 2/ 5	T S 0009409	2018/ 2/ 8	2025/ 2/ 5	T T 7055681	2024/ 9/25	2025/ 2/ 5	T R 4372464	2015/ 8/26	2025/ 2/ 6
M J 1595187	2022/ 7/20	2025/ 2/ 5	T S 0071646	2018/ 2/13	2025/ 2/ 5	T T 7349388	2024/12/ 4	2025/ 2/ 5	T R 4649002	2015/ 9/17	2025/ 2/ 6
M J 2179599	2023/ 6/23	2025/ 2/ 5	T S 0621857	2018/ 5/ 7	2025/ 2/ 5	T T 7374338	2024/10/31	2025/ 2/ 5	T R 5071825	2015/11/30	2025/ 2/ 6
M J 2201439	2023/ 6/ 6	2025/ 2/ 5	T S 0954816	2018/ 6/11	2025/ 2/ 5	T T 7423516	2024/11/29	2025/ 2/ 5	T R 5210933	2015/11/24	2025/ 2/ 6
M J 2241682	2023/ 6/12	2025/ 2/ 5	T S 1118667	2018/ 7/ 6	2025/ 2/ 5	T T 7677671	2025/ 1/ 9	2025/ 2/ 5	T R 5528288	2016/ 1/29	2025/ 2/ 6
M J 2257086	2023/ 7/24	2025/ 2/ 5	T S 1329431	2018/ 8/ 1	2025/ 2/ 5	T Z 1073026	2015/ 8/14	2025/ 2/ 5	T R 5748289	2016/ 3/30	2025/ 2/ 6
M J 2413301	2023/ 8/ 1	2025/ 2/ 5	T S 1696800	2018/ 9/14	2025/ 2/ 5	T Z 1152444	2016/ 9/12	2025/ 2/ 5	T R 5965281	2016/ 4/19	2025/ 2/ 6
M J 2439668	2023/ 8/ 9	2025/ 2/ 5	T S 1934274	2018/10/15	2025/ 2/ 5	T Z 1185251	2017/ 1/27	2025/ 2/ 5	T R 6032604	2016/ 4/22	2025/ 2/ 6
M J 2997691	2024/ 1/17	2025/ 2/ 5	T S 3240211	2019/ 4/12	2025/ 2/ 5	T Z 1259432	2018/ 2/ 6	2025/ 2/ 5	T R 6226434	2016/ 5/26	2025/ 2/ 6
M J 3022421	2024/ 2/19	2025/ 2/ 5	T S 3341326	2019/ 4/24	2025/ 2/ 5	T Z 2125131	2022/ 5/26	2025/ 2/ 5	T R 6471717	2016/ 8/17	2025/ 2/ 6
M J 3100533	2024/ 2/29	2025/ 2/ 5	T S 3387518	2019/ 5/13	2025/ 2/ 5	M J 1007121	2020/ 2/13	2025/ 2/ 6	T R 6799409	2016/10/11	2025/ 2/ 6
M J 3343189	2024/ 4/24	2025/ 2/ 5	T S 3613360	2019/ 6/ 1	2025/ 2/ 5	M J 1160281	2021/12/ 8	2025/ 2/ 6	T R 7201044	2016/12/19	2025/ 2/ 6
M J 3380519	2024/ 4/25	2025/ 2/ 5	T S 3871103	2019/ 7/ 8	2025/ 2/ 5	M J 1195451	2020/ 4/13	2025/ 2/ 6	T R 7228319	2016/12/26	2025/ 2/ 6
M J 3705655	2024/ 7/22	2025/ 2/ 5	T S 4054447	2019/ 7/30	2025/ 2/ 5	M J 1207740	2020/ 5/22	2025/ 2/ 6	T R 7446827	2017/ 1/31	2025/ 2/ 6
M J 4075812	2024/11/14	2025/ 2/ 5	T S 4329094	2019/ 8/29	2025/ 2/ 5	M J 1246894	2020/10/ 6	2025/ 2/ 6	T R 7465207	2017/ 1/13	2025/ 2/ 6
M J 4190932	2024/11/25	2025/ 2/ 5	T S 4455724	2019/ 9/18	2025/ 2/ 5	M J 1283223	2020/11/26	2025/ 2/ 6	T R 7556941	2017/ 2/13	2025/ 2/ 6
T R 3159842	2015/ 2/24	2025/ 2/ 5	T S 4503782	2019/ 9/26	2025/ 2/ 5	M J 1360599	2023/ 1/26	2025/ 2/ 6	T R 7643312	2017/ 2/ 2	2025/ 2/ 6
T R 3301205	2016/ 6/ 8	2025/ 2/ 5	T S 4718932	2019/11/14	2025/ 2/ 5	M J 1602667	2022/ 6/23	2025/ 2/ 6	T R 7737997	2017/ 2/27	2025/ 2/ 6
T R 3614392	2015/ 4/ 3	2025/ 2/ 5	T S 4733842	2019/11/15	2025/ 2/ 5	M J 1676603	2022/10/ 5	2025/ 2/ 6	T R 7799643	2017/ 3/ 6	2025/ 2/ 6
T R 3751464	2015/ 2/24	2025/ 2/ 5	T S 4802618	2019/11/18	2025/ 2/ 5	M J 1813883	2023/ 1/27	2025/ 2/ 6	T R 8072998	2017/ 4/18	2025/ 2/ 6
T R 3764112	2015/ 2/17	2025/ 2/ 5	T S 4812183	2019/11/13	2025/ 2/ 5	M J 1825248	2023/ 1/26	2025/ 2/ 6	T R 8311118	2017/ 5/18	2025/ 2/ 6
T R 3764118	2015/ 2/17	2025/ 2/ 5	T S 4960891	2019/12/12	2025/ 2/ 5	M J 1960513	2023/ 3/ 9	2025/ 2/ 6	T R 8338737	2017/ 5/12	2025/ 2/ 6
T R 4059856	2015/ 5/27	2025/ 2/ 5	T S 5013674	2019/12/23	2025/ 2/ 5	M J 2112725	2023/ 5/17	2025/ 2/ 6	T R 8639783	2017/ 7/ 3	2025/ 2/ 6
T R 4218179	2015/ 5/29	2025/ 2/ 5	T S 5052448	2019/12/25	2025/ 2/ 5	M J 2129757	2023/ 5/22	2025/ 2/ 6	T R 8677422	2017/ 7/13	2025/ 2/ 6
T R 4228376	2015/ 7/ 2	2025/ 2/ 5	T T 1663929	2021/ 2/25	2025/ 2/ 5	M J 2249945	2023/ 6/27	2025/ 2/ 6	T R 8706032	2017/ 7/12	2025/ 2/ 6
T R 4288739	2015/ 7/ 2	2025/ 2/ 5	T T 1734283	2021/ 3/19	2025/ 2/ 5	M J 2620677	2023/ 9/22	2025/ 2/ 6	T R 8802254	2017/ 8/ 1	2025/ 2/ 6
T R 4556338	2015/ 7/28	2025/ 2/ 5	T T 2066420	2022/ 3/23	2025/ 2/ 5	M J 2700021	2023/11/ 1	2025/ 2/ 6	T R 9339389	2017/10/11	2025/ 2/ 6
T R 4630669	2015/ 8/13	2025/ 2/ 5	T T 2176442	2022/ 5/19	2025/ 2/ 5	M J 2757023	2023/11/ 8	2025/ 2/ 6	T R 9749854	2018/ 1/ 9	2025/ 2/ 6
T R 4637963	2015/ 9/ 7	2025/ 2/ 5	T T 2179281	2022/ 5/13	2025/ 2/ 5	M J 2783939	2023/12/12	2025/ 2/ 6	T R 9789664	2018/ 1/10	2025/ 2/ 6
T R 4666302	2015/ 8/24	2025/ 2/ 5	T T 2833108	2023/ 1/ 6	2025/ 2/ 5	M J 2812467	2024/ 1/15	2025/ 2/ 6	T R 9799664	2018/ 3/ 2	2025/ 2/ 6
T R 4843483	2015/10/30	2025/ 2/ 5	T T 2878969	2023/ 1/13	2025/ 2/ 5	M J 2954487	2024/ 1/25	2025/ 2/ 6	T R 9799664	2018/ 3/ 8	2025/ 2/ 6
T R 4956255	2015/10/23	2025/ 2/ 5	T T 3014145	2023/ 2/ 7	2025/ 2/ 5	M J 3021995	2024/ 2/14	2025/ 2/ 6	T S 0252762	2018/ 3/ 2	2025/ 2/ 6
T R 5095129	2015/11/18	2025/ 2/ 5	T T 3104096	2023/ 2/14	2025/ 2/ 5	M J 3027297	2024/ 2/ 2	2025/ 2/ 6	T S 0291616	2018/ 3/ 8	2025/ 2/ 6

令和7年4月17日 木曜日

報

24

(号外第87号)

T S 0418095	2018/ 3/26	2025/ 2/ 6	T T 5499562	2024/ 2/ 2	2025/ 2/ 6	T R 9337289	2017/10/ 5	2025/ 2/ 7	T T 2320342	2022/ 7/ 7	2025/ 2/ 7
T S 0743625	2018/ 5/17	2025/ 2/ 6	T T 6007381	2024/ 4/23	2025/ 2/ 6	T R 9353267	2017/10/16	2025/ 2/ 7	T T 2334242	2022/ 7/29	2025/ 2/ 7
T S 0831631	2018/ 5/18	2025/ 2/ 6	T T 6008343	2024/ 4/25	2025/ 2/ 6	T R 9387401	2017/10/25	2025/ 2/ 7	T T 2466609	2022/10/28	2025/ 2/ 7
T S 1251298	2018/ 7/15	2025/ 2/ 6	T T 6155319	2024/ 5/20	2025/ 2/ 6	T R 9506335	2017/11/ 9	2025/ 2/ 7	T T 2620827	2022/10/24	2025/ 2/ 7
T S 1462542	2018/ 8/16	2025/ 2/ 6	T T 7394029	2024/11/15	2025/ 2/ 6	T R 9586255	2017/11/28	2025/ 2/ 7	T T 2695937	2022/11/10	2025/ 2/ 7
T S 1472848	2018/ 8/24	2025/ 2/ 6	T T 7668559	2025/ 1/ 7	2025/ 2/ 6	T R 9680968	2017/12/ 7	2025/ 2/ 7	T T 2810545	2022/12/13	2025/ 2/ 7
T S 1710817	2018/ 9/25	2025/ 2/ 6	T T 77767809	2025/ 1/28	2025/ 2/ 6	T R 9757694	2017/12/28	2025/ 2/ 7	T T 3005631	2023/ 1/25	2025/ 2/ 7
T S 2102413	2018/11/21	2025/ 2/ 6	T Z 1062279	2015/ 7/14	2025/ 2/ 6	T R 9814144	2018/ 1/ 4	2025/ 2/ 7	T T 3116623	2023/ 2/ 3	2025/ 2/ 7
T S 2155427	2018/11/26	2025/ 2/ 6	T Z 2077132	2021/ 7/ 2	2025/ 2/ 6	T R 9959492	2018/ 1/31	2025/ 2/ 7	T T 3538976	2023/ 5/19	2025/ 2/ 7
T S 2204746	2018/11/29	2025/ 2/ 6	M J 1071702	2020/ 2/28	2025/ 2/ 7	T S 0157267	2018/ 2/19	2025/ 2/ 7	T T 3636023	2023/ 5/10	2025/ 2/ 7
T S 2219892	2018/12/ 5	2025/ 2/ 6	M J 1083498	2020/ 6/ 4	2025/ 2/ 7	T S 0158925	2018/ 2/21	2025/ 2/ 7	T T 3691938	2023/ 6/ 2	2025/ 2/ 7
T S 2294882	2018/12/ 9	2025/ 2/ 6	M J 1122802	2020/ 3/12	2025/ 2/ 7	T S 0253432	2018/ 3/ 6	2025/ 2/ 7	T T 4842460	2023/11/14	2025/ 2/ 7
T S 2424941	2019/ 1/10	2025/ 2/ 6	M J 1170332	2020/ 3/26	2025/ 2/ 7	T S 0332951	2018/ 3/20	2025/ 2/ 7	T T 4962003	2023/11/17	2025/ 2/ 7
T S 2563186	2019/ 1/16	2025/ 2/ 6	M J 1298882	2021/ 5/18	2025/ 2/ 7	T S 0442091	2018/ 4/ 2	2025/ 2/ 7	T T 5475671	2024/ 2/20	2025/ 2/ 7
T S 2586438	2019/ 1/23	2025/ 2/ 6	M J 1334948	2021/ 8/18	2025/ 2/ 7	T S 0588696	2018/ 4/23	2025/ 2/ 7	T T 5804401	2024/ 4/10	2025/ 2/ 7
T S 2614500	2019/ 1/29	2025/ 2/ 6	M J 1444658	2021/ 7/ 2	2025/ 2/ 7	T S 0744129	2018/ 5/18	2025/ 2/ 7	T T 5804402	2024/ 4/10	2025/ 2/ 7
T S 2796637	2019/ 2/21	2025/ 2/ 6	M J 1499226	2022/ 3/ 3	2025/ 2/ 7	T S 0809841	2018/ 5/23	2025/ 2/ 7	T T 5964664	2024/ 5/ 9	2025/ 2/ 7
T S 2929705	2019/ 3/ 6	2025/ 2/ 6	M J 1718732	2023/ 1/ 6	2025/ 2/ 7	T S 0853942	2018/ 5/31	2025/ 2/ 7	T T 6273020	2024/ 6/ 6	2025/ 2/ 7
T S 2986472	2019/ 3/12	2025/ 2/ 6	M J 1895306	2023/ 2/22	2025/ 2/ 7	T S 0982916	2018/ 6/ 9	2025/ 2/ 7	T T 6275523	2024/ 6/11	2025/ 2/ 7
T S 3101193	2019/ 4/ 4	2025/ 2/ 6	M J 2138291	2023/ 5/24	2025/ 2/ 7	T S 1279278	2018/ 7/27	2025/ 2/ 7	T T 6788419	2024/ 8/15	2025/ 2/ 7
T S 3196076	2019/ 4/26	2025/ 2/ 6	M J 2143806	2023/ 5/30	2025/ 2/ 7	T S 1306764	2018/ 7/27	2025/ 2/ 7	T T 6949912	2024/ 9/26	2025/ 2/ 7
T S 3388136	2019/ 5/ 9	2025/ 2/ 6	M J 2349281	2023/ 6/27	2025/ 2/ 7	T S 1335869	2018/ 8/ 1	2025/ 2/ 7	T T 7299338	2024/11/ 5	2025/ 2/ 7
T S 3451641	2019/ 5/16	2025/ 2/ 6	M J 3344493	2024/ 4/10	2025/ 2/ 7	T S 1672729	2018/ 8/30	2025/ 2/ 7	T T 7399019	2024/11/27	2025/ 2/ 7
T S 3584260	2019/ 5/28	2025/ 2/ 6	M J 3393787	2024/ 5/13	2025/ 2/ 7	T S 1733325	2018/ 9/20	2025/ 2/ 7	T Z 1142484	2016/ 7/29	2025/ 2/ 7
T S 4133143	2019/ 8/ 1	2025/ 2/ 6	M J 4224343	2024/12/ 3	2025/ 2/ 7	T S 1773029	2018/ 9/27	2025/ 2/ 7	T Z 1210382	2017/ 5/ 4	2025/ 2/ 7
T S 4816451	2019/11/22	2025/ 2/ 6	M J 4297092	2025/ 1/16	2025/ 2/ 7	T S 2018087	2018/11/ 2	2025/ 2/ 7	M J 1025297	2020/ 3/ 2	2025/ 2/10
T S 4903279	2019/12/ 2	2025/ 2/ 6	R A 3001261	2024/10/ 8	2025/ 2/ 7	T S 2341707	2018/12/26	2025/ 2/ 7	M J 1206273	2020/ 8/19	2025/ 2/10
T S 5008598	2019/12/11	2025/ 2/ 6	T R 3336362	2016/ 6/17	2025/ 2/ 7	T S 2353816	2018/12/25	2025/ 2/ 7	M J 1290900	2020/ 9/ 3	2025/ 2/10
T S 5069449	2019/12/24	2025/ 2/ 6	T R 3759174	2015/ 2/19	2025/ 2/ 7	T S 2470212	2019/ 1/18	2025/ 2/ 7	M J 1339800	2021/ 2/10	2025/ 2/10
T T 1053705	2020/ 3/10	2025/ 2/ 6	T R 3781351	2015/ 3/12	2025/ 2/ 7	T S 2540343	2019/ 1/15	2025/ 2/ 7	M J 1427564	2021/ 4/30	2025/ 2/10
T T 1306555	2020/ 7/ 1	2025/ 2/ 6	T R 4168621	2015/ 4/28	2025/ 2/ 7	T S 2733844	2019/ 2/20	2025/ 2/ 7	M J 1490441	2021/11/22	2025/ 2/10
T T 1438311	2021/ 2/ 1	2025/ 2/ 6	T R 4455722	2015/ 7/31	2025/ 2/ 7	T S 2741969	2019/ 2/14	2025/ 2/ 7	M J 1496099	2022/ 3/29	2025/ 2/10
T T 2490817	2022/ 9/20	2025/ 2/ 6	T R 4547106	2015/ 8/21	2025/ 2/ 7	T S 3044893	2019/ 3/29	2025/ 2/ 7	M J 1794154	2023/ 1/20	2025/ 2/10
T T 2521123	2022/ 9/24	2025/ 2/ 6	T R 4563938	2015/ 8/26	2025/ 2/ 7	T S 3525161	2019/ 5/30	2025/ 2/ 7	M J 1843724	2023/ 1/27	2025/ 2/10
T T 2565478	2022/10/18	2025/ 2/ 6	T R 4931103	2015/10/23	2025/ 2/ 7	T S 3622720	2019/ 6/ 7	2025/ 2/ 7	M J 1900008	2023/ 6/ 6	2025/ 2/10
T T 3340754	2023/ 4/20	2025/ 2/ 6	T R 5249478	2015/12/11	2025/ 2/ 7	T S 3705572	2019/ 6/18	2025/ 2/ 7	M J 2194870	2023/ 6/21	2025/ 2/10
T T 3536358	2023/ 5/16	2025/ 2/ 6	T R 5594402	2016/ 2/ 2	2025/ 2/ 7	T S 4719899	2019/10/29	2025/ 2/ 7	M J 2275935	2023/ 6/29	2025/ 2/10
T T 3679770	2023/ 6/ 7	2025/ 2/ 6	T R 5990427	2016/ 4/27	2025/ 2/ 7	T S 4940510	2019/12/ 4	2025/ 2/ 7	M J 2295439	2023/ 6/24	2025/ 2/10
T T 3690505	2023/ 5/30	2025/ 2/ 6	T R 6446885	2016/ 8/12	2025/ 2/ 7	T S 5000419	2019/12/17	2025/ 2/ 7	M J 2545632	2023/ 8/17	2025/ 2/10
T T 4056469	2023/ 7/25	2025/ 2/ 6	T R 6564064	2016/ 8/18	2025/ 2/ 7	T T 1095854	2020/ 3/ 2	2025/ 2/ 7	M J 2584698	2023/ 8/29	2025/ 2/10
T T 4080781	2023/ 7/13	2025/ 2/ 6	T R 7180696	2016/12/ 1	2025/ 2/ 7	T T 1369473	2020/ 6/22	2025/ 2/ 7	M J 2677156	2023/10/ 2	2025/ 2/10
T T 4251563	2023/ 8/ 4	2025/ 2/ 6	T R 7456943	2017/ 1/27	2025/ 2/ 7	T T 1969200	2022/ 2/ 2	2025/ 2/ 7	M J 2773844	2023/11/22	2025/ 2/10
T T 4923790	2023/11/15	2025/ 2/ 6	T R 7518108	2017/ 1/13	2025/ 2/ 7	T T 1979108	2022/ 1/ 4	2025/ 2/ 7	M J 3716851	2024/ 7/16	2025/ 2/10
T T 5063209	2023/12/ 4	2025/ 2/ 6	T R 7826729	2017/ 3/ 6	2025/ 2/ 7	T T 2050622	2022/ 3/22	2025/ 2/ 7	M J 3861551	2024/ 8/10	2025/ 2/10
T T 5102583	2023/12/ 1	2025/ 2/ 6	T R 8589757	2017/ 6/21	2025/ 2/ 7	T T 2170923	2022/ 5/10	2025/ 2/ 7	M J 4138499	2024/12/ 3	2025/ 2/10
T T 5452308	2024/ 2/ 8	2025/ 2/ 6	T R 9306054	2017/10/11	2025/ 2/ 7	T T 2306599	2022/ 7/25	2025/ 2/ 7	M J 4342627	2025/ 1/16	2025/ 2/10

M Z 2054463	2021/ 5/28	2025/ 2/10	T S 1636428	2018/ 8/30	2025/ 2/10	T T 4356087	2023/ 8/ 6	2025/ 2/10	M Z 2117199	2022/ 6/ 1	2025/ 2/12
M Z 2054464	2021/ 5/28	2025/ 2/10	T S 1707404	2018/ 9/25	2025/ 2/10	T T 4958448	2023/11/15	2025/ 2/10	M Z 2226077	2024/ 9/10	2025/ 2/12
M Z 2083326	2021/12/22	2025/ 2/10	T S 1863414	2018/10/15	2025/ 2/10	T T 5598666	2024/ 3/ 1	2025/ 2/10	T R 3245873	2015/ 3/ 4	2025/ 2/12
M Z 2083327	2021/12/22	2025/ 2/10	T S 1929395	2018/11/ 1	2025/ 2/10	T T 5875287	2024/ 4/ 3	2025/ 2/10	T R 3481240	2016/ 6/29	2025/ 2/12
M Z 2083328	2021/12/22	2025/ 2/10	T S 2006302	2018/11/ 5	2025/ 2/10	T T 6038764	2024/ 5/ 1	2025/ 2/10	T R 3944315	2015/ 5/12	2025/ 2/12
T R 3358204	2016/ 6/13	2025/ 2/10	T S 2160450	2018/11/19	2025/ 2/10	T T 6408233	2024/ 6/28	2025/ 2/10	T R 4268181	2015/ 6/19	2025/ 2/12
T R 3402413	2016/ 6/21	2025/ 2/10	T S 2332470	2018/12/18	2025/ 2/10	T T 6801776	2024/ 9/10	2025/ 2/10	T R 4428096	2015/ 8/ 4	2025/ 2/12
T R 3591888	2015/ 3/18	2025/ 2/10	T S 2372949	2019/ 1/ 7	2025/ 2/10	T T 7186076	2024/12/ 9	2025/ 2/10	T R 4599311	2015/ 8/24	2025/ 2/12
T R 3823862	2015/ 2/27	2025/ 2/10	T S 2442309	2019/ 1/15	2025/ 2/10	T Z 1190582	2017/ 3/ 7	2025/ 2/10	T R 4630043	2015/ 8/17	2025/ 2/12
T R 4097501	2015/ 5/19	2025/ 2/10	T S 2513736	2019/ 1/24	2025/ 2/10	T Z 1202163	2017/ 5/ 5	2025/ 2/10	T R 4768070	2015/ 9/30	2025/ 2/12
T R 4495455	2015/ 8/18	2025/ 2/10	T S 2717742	2019/ 2/14	2025/ 2/10	T Z 1253530	2018/ 2/27	2025/ 2/10	T R 4775416	2015/ 9/ 8	2025/ 2/12
T R 4595338	2015/ 8/25	2025/ 2/10	T S 2879177	2019/ 2/27	2025/ 2/10	T Z 1302285	2018/ 8/30	2025/ 2/10	T R 4812111	2015/ 9/15	2025/ 2/12
T R 4957672	2015/10/30	2025/ 2/10	T S 2934775	2019/ 3/ 6	2025/ 2/10	T Z 1372645	2019/ 7/23	2025/ 2/10	T R 4981343	2015/11/ 9	2025/ 2/12
T R 4970023	2015/10/16	2025/ 2/10	T S 3080028	2019/ 3/14	2025/ 2/10	T Z 1375906	2019/ 8/16	2025/ 2/10	T R 5049204	2015/11/ 2	2025/ 2/12
T R 5040615	2015/11/16	2025/ 2/10	T S 3368872	2019/ 5/13	2025/ 2/10	T Z 2096172	2021/11/17	2025/ 2/10	T R 5051679	2015/10/30	2025/ 2/12
T R 5061999	2015/10/30	2025/ 2/10	T S 3441243	2019/ 5/28	2025/ 2/10	T Z 2116436	2022/ 4/21	2025/ 2/10	T R 5069546	2015/11/19	2025/ 2/12
T R 5093454	2015/11/13	2025/ 2/10	T S 3750581	2019/ 6/21	2025/ 2/10	T Z 2198808	2023/ 8/14	2025/ 2/10	T R 5096652	2015/11/24	2025/ 2/12
T R 5564752	2016/ 1/28	2025/ 2/10	T S 3763792	2019/ 6/25	2025/ 2/10	M J 2105950	2023/ 6/ 2	2025/ 2/11	T R 5188620	2015/11/18	2025/ 2/12
T R 5585124	2016/ 1/21	2025/ 2/10	T S 4068799	2019/ 7/31	2025/ 2/10	M J 3659988	2024/ 8/16	2025/ 2/11	T R 5286324	2016/ 1/12	2025/ 2/12
T R 6151272	2016/ 5/12	2025/ 2/10	T S 4147759	2019/ 8/13	2025/ 2/10	T S 1276664	2018/ 7/24	2025/ 2/11	T R 5327548	2016/ 1/25	2025/ 2/12
T R 6197934	2016/ 5/26	2025/ 2/10	T S 4261415	2019/ 8/26	2025/ 2/10	T T 3108103	2023/ 2/17	2025/ 2/11	T R 5351315	2016/ 1/26	2025/ 2/12
T R 6599041	2016/ 8/19	2025/ 2/10	T S 4358954	2019/ 9/ 5	2025/ 2/10	T Z 1082457	2015/10/20	2025/ 2/11	T R 5506873	2016/ 1/22	2025/ 2/12
T R 6864737	2016/10/ 6	2025/ 2/10	T S 4815342	2019/11/15	2025/ 2/10	T Z 1315937	2018/11/19	2025/ 2/11	T R 5811756	2016/ 4/ 4	2025/ 2/12
T R 6929909	2016/10/14	2025/ 2/10	T S 5028464	2019/12/16	2025/ 2/10	T Z 1356811	2019/ 6/13	2025/ 2/11	T R 5843643	2016/ 3/28	2025/ 2/12
T R 6935205	2016/10/28	2025/ 2/10	T S 5029617	2019/12/18	2025/ 2/10	T Z 1368516	2019/ 7/16	2025/ 2/11	T R 5906065	2016/ 4/ 1	2025/ 2/12
T R 7270057	2016/12/26	2025/ 2/10	T S 5060160	2019/12/23	2025/ 2/10	M J 1010519	2020/ 2/12	2025/ 2/12	T R 6093106	2016/ 4/28	2025/ 2/12
T R 7393735	2017/ 1/24	2025/ 2/10	T S 5132394	2019/12/27	2025/ 2/10	M J 1049359	2020/ 2/21	2025/ 2/12	T R 6418965	2016/ 8/ 3	2025/ 2/12
T R 7395182	2017/ 2/ 2	2025/ 2/10	T S 5225036	2020/ 1/ 8	2025/ 2/10	M J 1066405	2020/ 2/14	2025/ 2/12	T R 6544655	2016/ 8/30	2025/ 2/12
T R 7747219	2017/ 2/24	2025/ 2/10	T T 1055659	2020/ 2/21	2025/ 2/10	M J 1128650	2020/ 2/27	2025/ 2/12	T R 6614986	2016/ 9/14	2025/ 2/12
T R 7902276	2017/ 3/16	2025/ 2/10	T T 1062240	2020/ 2/17	2025/ 2/10	M J 1163754	2020/ 7/ 8	2025/ 2/12	T R 6883389	2016/10/ 5	2025/ 2/12
T R 8026194	2017/ 4/12	2025/ 2/10	T T 1145531	2020/ 2/19	2025/ 2/10	M J 1260413	2020/ 8/28	2025/ 2/12	T R 6942039	2016/10/28	2025/ 2/12
T R 8253335	2017/ 5/11	2025/ 2/10	T T 1364039	2020/ 6/ 9	2025/ 2/10	M J 1331130	2023/ 2/ 7	2025/ 2/12	T R 7175226	2016/11/30	2025/ 2/12
T R 8297898	2017/ 5/18	2025/ 2/10	T T 1504608	2020/12/11	2025/ 2/10	M J 1408405	2021/ 3/ 4	2025/ 2/12	T R 7307918	2017/ 1/17	2025/ 2/12
T R 8317827	2017/ 5/22	2025/ 2/10	T T 1767511	2021/ 5/10	2025/ 2/10	M J 1421015	2021/ 6/15	2025/ 2/12	T R 7338418	2017/ 1/11	2025/ 2/12
T R 8527053	2017/ 6/21	2025/ 2/10	T T 1931011	2021/12/ 8	2025/ 2/10	M J 1501821	2022/ 3/29	2025/ 2/12	T R 7645053	2017/ 3/16	2025/ 2/12
T R 8543568	2017/ 6/21	2025/ 2/10	T T 2225848	2022/ 6/22	2025/ 2/10	M J 1662303	2022/ 9/15	2025/ 2/12	T R 7846004	2017/ 3/14	2025/ 2/12
T R 8628452	2017/ 7/ 3	2025/ 2/10	T T 2291252	2022/ 8/16	2025/ 2/10	M J 2492677	2023/ 8/22	2025/ 2/12	T R 7928174	2017/ 3/22	2025/ 2/12
T R 8722315	2017/ 7/24	2025/ 2/10	T T 2585103	2022/10/13	2025/ 2/10	M J 2719663	2023/11/13	2025/ 2/12	T R 8085994	2017/ 4/12	2025/ 2/12
T R 9608448	2017/11/29	2025/ 2/10	T T 2987576	2023/ 1/24	2025/ 2/10	M J 2768553	2023/10/31	2025/ 2/12	T R 8132085	2017/ 4/20	2025/ 2/12
T S 0269962	2018/ 3/ 9	2025/ 2/10	T T 2989362	2023/ 1/27	2025/ 2/10	M J 3186106	2024/ 2/29	2025/ 2/12	T R 8296678	2017/ 5/19	2025/ 2/12
T S 0443314	2018/ 4/ 2	2025/ 2/10	T T 3422609	2023/ 4/17	2025/ 2/10	M J 3525932	2024/ 6/ 5	2025/ 2/12	T R 8333310	2017/ 5/24	2025/ 2/12
T S 0527585	2018/ 4/10	2025/ 2/10	T T 3739229	2023/ 6/19	2025/ 2/10	M J 3693694	2024/ 7/23	2025/ 2/12	T R 8498465	2017/ 6/22	2025/ 2/12
T S 1454084	2018/ 8/13	2025/ 2/10	T T 3862197	2023/ 6/23	2025/ 2/10	M J 3714061	2024/ 7/29	2025/ 2/12	T R 8517354	2017/ 6/20	2025/ 2/12
T S 1454145	2018/ 8/13	2025/ 2/10	T T 4186394	2023/ 8/ 3	2025/ 2/10	M J 3808387	2024/ 8/26	2025/ 2/12	T R 8722966	2017/ 7/18	2025/ 2/12
T S 1562695	2018/ 9/12	2025/ 2/10	T T 4191154	2023/ 8/ 2	2025/ 2/10	M J 3846318	2024/ 9/ 2	2025/ 2/12	T R 8732993	2017/ 7/14	2025/ 2/12
T S 1598185	2018/ 8/29	2025/ 2/10	T T 4299914	2023/ 8/18	2025/ 2/10	M J 4161763	2024/12/ 2	2025/ 2/12	T R 8782619	2017/ 7/21	2025/ 2/12
						M Z 2110688	2023/ 6/21	2025/ 2/12	T R 9025825	2017/ 8/23	2025/ 2/12

T R 9089827	2017/ 9/14	2025/ 2/12	T T 1213943	2020/ 3/ 9	2025/ 2/12	M J 2333566	2023/ 7/ 7	2025/ 2/13	T R 7487897	2017/ 1/13	2025/ 2/13
T R 9522415	2017/11/15	2025/ 2/12	T T 1338742	2020/ 4/22	2025/ 2/12	M J 2394441	2023/ 7/21	2025/ 2/13	T R 7805194	2017/ 3/ 7	2025/ 2/13
T R 9522416	2017/11/15	2025/ 2/12	T T 1375613	2020/ 8/25	2025/ 2/12	M J 2418991	2023/ 7/26	2025/ 2/13	T R 7842371	2017/ 3/ 8	2025/ 2/13
T R 9881381	2018/ 1/18	2025/ 2/12	T T 1566067	2020/10/27	2025/ 2/12	M J 2486705	2023/ 8/23	2025/ 2/13	T R 7928967	2017/ 3/23	2025/ 2/13
T R 9956318	2018/ 1/17	2025/ 2/12	T T 1634090	2020/12/24	2025/ 2/12	M J 2829868	2023/12/25	2025/ 2/13	T R 8111407	2017/ 4/14	2025/ 2/13
T S 0042058	2018/ 2/15	2025/ 2/12	T T 2510792	2022/ 9/ 1	2025/ 2/12	M J 2888264	2024/ 1/10	2025/ 2/13	T R 8351641	2017/ 5/17	2025/ 2/13
T S 0193571	2018/ 2/22	2025/ 2/12	T T 2817124	2022/12/22	2025/ 2/12	M J 3880137	2024/ 9/17	2025/ 2/13	T R 8359473	2017/ 6/20	2025/ 2/13
T S 0339630	2018/ 3/16	2025/ 2/12	T T 2839138	2022/12/21	2025/ 2/12	M J 4078613	2024/11/29	2025/ 2/13	T R 8414352	2017/ 6/ 1	2025/ 2/13
T S 0378846	2018/ 3/19	2025/ 2/12	T T 3007268	2023/ 1/27	2025/ 2/12	M J 4090092	2024/11/22	2025/ 2/13	T R 8626451	2017/ 7/ 4	2025/ 2/13
T S 0674016	2018/ 5/10	2025/ 2/12	T T 3045462	2023/ 2/ 2	2025/ 2/12	M J 4214732	2024/12/23	2025/ 2/13	T R 8846978	2017/ 7/27	2025/ 2/13
T S 0676582	2018/ 5/ 8	2025/ 2/12	T T 3278972	2023/ 3/14	2025/ 2/12	M J 4214733	2024/12/23	2025/ 2/13	T R 8912563	2017/ 8/14	2025/ 2/13
T S 0723329	2018/ 5/28	2025/ 2/12	T T 3281721	2023/ 4/12	2025/ 2/12	M J 4229016	2024/12/13	2025/ 2/13	T R 9018440	2017/ 8/25	2025/ 2/13
T S 0890528	2018/ 6/ 5	2025/ 2/12	T T 3503978	2023/ 4/27	2025/ 2/12	M J 4373428	2025/ 1/29	2025/ 2/13	T R 9375966	2017/10/23	2025/ 2/13
T S 0899488	2018/ 6/ 1	2025/ 2/12	T T 3611317	2023/ 5/19	2025/ 2/12	M Z 2014131	2020/ 6/ 2	2025/ 2/13	T R 9493843	2017/11/13	2025/ 2/13
T S 1312877	2018/ 7/20	2025/ 2/12	T T 3669231	2023/ 5/22	2025/ 2/12	T R 3141320	2015/ 3/24	2025/ 2/13	T R 9743628	2017/12/22	2025/ 2/13
T S 1401161	2018/ 8/ 8	2025/ 2/12	T T 3687059	2023/ 5/22	2025/ 2/12	T R 3231154	2015/ 4/ 8	2025/ 2/13	T R 9902988	2018/ 1/16	2025/ 2/13
T S 1512294	2018/ 8/31	2025/ 2/12	T T 4029396	2023/ 6/30	2025/ 2/12	T R 3338002	2016/ 6/ 6	2025/ 2/13	T S 0656408	2018/ 4/29	2025/ 2/13
T S 1550474	2018/ 9/ 4	2025/ 2/12	T T 4186300	2023/ 8/ 3	2025/ 2/12	T R 3463487	2016/ 7/ 6	2025/ 2/13	T S 0918036	2018/ 6/ 6	2025/ 2/13
T S 1645064	2018/ 9/ 7	2025/ 2/12	T T 4284906	2023/ 8/30	2025/ 2/12	T R 3568182	2015/ 4/ 8	2025/ 2/13	T S 1476923	2018/ 9/13	2025/ 2/13
T S 1705416	2018/ 9/20	2025/ 2/12	T T 4634127	2023/ 9/27	2025/ 2/12	T R 3924198	2015/ 4/30	2025/ 2/13	T S 1576649	2018/ 8/29	2025/ 2/13
T S 1847303	2018/10/10	2025/ 2/12	T T 4777436	2023/11/ 7	2025/ 2/12	T R 3968114	2015/ 4/ 7	2025/ 2/13	T S 1583779	2018/ 8/22	2025/ 2/13
T S 1867697	2018/10/17	2025/ 2/12	T T 4926958	2023/11/24	2025/ 2/12	T R 4161209	2015/ 6/16	2025/ 2/13	T S 1794977	2018/ 9/30	2025/ 2/13
T S 2193401	2018/11/28	2025/ 2/12	T T 5184218	2023/12/26	2025/ 2/12	T R 4182264	2015/ 6/23	2025/ 2/13	T S 2177070	2018/12/ 5	2025/ 2/13
T S 2508531	2019/ 1/15	2025/ 2/12	T T 5219569	2023/12/27	2025/ 2/12	T R 4454409	2015/ 7/23	2025/ 2/13	T S 2188537	2018/11/30	2025/ 2/13
T S 2737495	2019/ 2/12	2025/ 2/12	T T 5346953	2024/ 2/ 6	2025/ 2/12	T R 4550207	2015/ 7/30	2025/ 2/13	T S 2308380	2018/12/26	2025/ 2/13
T S 2749919	2019/ 2/ 7	2025/ 2/12	T T 5631254	2024/ 3/19	2025/ 2/12	T R 4591394	2015/ 9/ 3	2025/ 2/13	T S 2316366	2018/12/14	2025/ 2/13
T S 3016008	2019/ 3/28	2025/ 2/12	T T 5707530	2024/ 3/ 8	2025/ 2/12	T R 4916673	2015/10/ 8	2025/ 2/13	T S 2319840	2018/12/21	2025/ 2/13
T S 3164589	2019/ 4/ 8	2025/ 2/12	T T 6657419	2024/ 7/29	2025/ 2/12	T R 4941960	2015/10/ 9	2025/ 2/13	T S 2720618	2019/ 2/13	2025/ 2/13
T S 3218886	2019/ 4/12	2025/ 2/12	T T 6721921	2024/ 8/ 7	2025/ 2/12	T R 5099675	2015/12/ 1	2025/ 2/13	T S 2791208	2019/ 2/18	2025/ 2/13
T S 3229287	2019/ 4/15	2025/ 2/12	T Z 1122708	2016/ 3/24	2025/ 2/12	T R 5264345	2015/12/ 1	2025/ 2/13	T S 2892788	2019/ 3/ 1	2025/ 2/13
T S 3252318	2019/ 4/22	2025/ 2/12	T Z 1191607	2017/ 3/ 7	2025/ 2/12	T R 5327153	2016/ 1/21	2025/ 2/13	T S 2979145	2019/ 3/18	2025/ 2/13
T S 3285512	2019/ 4/17	2025/ 2/12	T Z 1196371	2017/ 3/15	2025/ 2/12	T R 5351314	2016/ 1/26	2025/ 2/13	T S 3505293	2019/ 5/24	2025/ 2/13
T S 3395201	2019/ 5/ 8	2025/ 2/12	T Z 1220690	2017/ 8/10	2025/ 2/12	T R 5352510	2016/ 1/27	2025/ 2/13	T S 3589293	2019/ 6/ 6	2025/ 2/13
T S 3553220	2019/ 5/30	2025/ 2/12	T Z 2018567	2020/ 5/ 7	2025/ 2/12	T R 5401948	2016/ 1/15	2025/ 2/13	T S 3712718	2019/ 7/ 5	2025/ 2/13
T S 3826786	2019/ 7/ 3	2025/ 2/12	T Z 2164504	2022/10/28	2025/ 2/12	T R 5405771	2015/12/16	2025/ 2/13	T S 3819932	2019/ 7/ 4	2025/ 2/13
T S 3987036	2019/ 7/22	2025/ 2/12	T Z 2215301	2023/10/31	2025/ 2/12	T R 5695218	2016/ 2/15	2025/ 2/13	T S 3955947	2019/ 7/12	2025/ 2/13
T S 3988122	2019/ 7/23	2025/ 2/12	M J 1095789	2020/ 3/ 6	2025/ 2/13	T R 5785147	2016/ 3/ 7	2025/ 2/13	T S 4108413	2019/ 8/13	2025/ 2/13
T S 4291501	2019/ 8/29	2025/ 2/12	M J 1141891	2020/ 8/31	2025/ 2/13	T R 5940245	2016/ 4/ 4	2025/ 2/13	T S 4196968	2019/ 8/20	2025/ 2/13
T S 4348861	2019/ 9/10	2025/ 2/12	M J 1159808	2020/ 4/ 2	2025/ 2/13	T R 6041791	2016/ 4/25	2025/ 2/13	T S 4229412	2019/ 8/19	2025/ 2/13
T S 4730857	2019/11/11	2025/ 2/12	M J 1231916	2021/ 1/28	2025/ 2/13	T R 6537680	2016/ 8/24	2025/ 2/13	T S 4236815	2019/ 8/28	2025/ 2/13
T S 4765598	2019/11/ 6	2025/ 2/12	M J 1670563	2022/10/ 4	2025/ 2/13	T R 6572153	2016/ 8/24	2025/ 2/13	T S 4432811	2019/ 9/17	2025/ 2/13
T S 4810595	2019/11/19	2025/ 2/12	M J 1710559	2023/ 1/ 4	2025/ 2/13	T R 6621443	2016/ 9/ 5	2025/ 2/13	T S 4575605	2019/10/11	2025/ 2/13
T S 4812407	2019/11/18	2025/ 2/12	M J 2071858	2023/ 5/ 8	2025/ 2/13	T R 6633684	2016/ 9/ 2	2025/ 2/13	T S 4948019	2019/11/28	2025/ 2/13
T S 4821911	2019/11/21	2025/ 2/12	M J 2071932	2023/ 5/ 8	2025/ 2/13	T R 6981799	2016/11/ 1	2025/ 2/13	T T 1365525	2020/ 6/ 5	2025/ 2/13
T S 5088933	2019/12/26	2025/ 2/12	M J 2227546	2023/ 6/14	2025/ 2/13	T R 7411875	2017/ 1/16	2025/ 2/13	T T 1776407	2021/ 9/15	2025/ 2/13
T T 1140906	2020/ 3/ 4	2025/ 2/12	M J 2262601	2023/ 6/16	2025/ 2/13	T R 7475178	2017/ 2/ 1	2025/ 2/13	T T 1904523	2021/ 9/ 7	2025/ 2/13

T T 1924070	2021/12/10	2025/ 2/13	T T 7693423	2025/ 1/21	2025/ 2/13	T R 6231696	2016/ 5/27	2025/ 2/14	T S 4175292	2019/ 8/16	2025/ 2/14
T T 2254428	2022/ 6/21	2025/ 2/13	T Z 1058850	2015/10/12	2025/ 2/13	T R 6289758	2016/ 7/15	2025/ 2/14	T S 4350551	2019/ 9/ 4	2025/ 2/14
T T 2305733	2022/ 8/10	2025/ 2/13	T Z 1151915	2016/ 8/31	2025/ 2/13	T R 6327033	2016/ 7/25	2025/ 2/14	T S 4393426	2019/ 9/17	2025/ 2/14
T T 2340150	2022/ 7/14	2025/ 2/13	T Z 1178970	2017/ 2/10	2025/ 2/13	T R 6539214	2016/ 9/ 7	2025/ 2/14	T S 4590900	2019/10/ 8	2025/ 2/14
T T 2357236	2022/ 7/13	2025/ 2/13	T Z 1191460	2017/ 5/ 8	2025/ 2/13	T R 6631772	2016/ 8/25	2025/ 2/14	T S 4781505	2019/11/ 8	2025/ 2/14
T T 2439178	2022/ 9/28	2025/ 2/13	M J 1053914	2020/ 2/14	2025/ 2/14	T R 6916853	2016/10/24	2025/ 2/14	T S 4888011	2019/11/27	2025/ 2/14
T T 2443965	2022/ 9/ 9	2025/ 2/13	M J 1106032	2020/ 3/ 9	2025/ 2/14	T R 6969357	2016/10/17	2025/ 2/14	T S 5106701	2019/12/26	2025/ 2/14
T T 2453166	2022/ 9/ 2	2025/ 2/13	M J 1260749	2022/ 6/ 7	2025/ 2/14	T R 7002511	2016/11/ 7	2025/ 2/14	T S 5192530	2020/ 1/15	2025/ 2/14
T T 2532417	2022/ 9/16	2025/ 2/13	M J 1469015	2022/ 3/17	2025/ 2/14	T R 7364840	2017/ 1/11	2025/ 2/14	T S 5199135	2020/ 1/15	2025/ 2/14
T T 2546134	2022/ 9/30	2025/ 2/13	M J 1551045	2022/ 6/14	2025/ 2/14	T R 7452945	2017/ 1/ 6	2025/ 2/14	T S 5312947	2020/ 1/29	2025/ 2/14
T T 2926737	2023/ 1/26	2025/ 2/13	M J 1649102	2022/ 8/31	2025/ 2/14	T R 7456614	2017/ 1/25	2025/ 2/14	T T 1121116	2020/ 2/19	2025/ 2/14
T T 2950540	2023/ 1/12	2025/ 2/13	M J 1722267	2022/11/ 8	2025/ 2/14	T R 7469047	2017/ 1/20	2025/ 2/14	T T 1649105	2021/ 2/10	2025/ 2/14
T T 3159566	2023/ 3/ 7	2025/ 2/13	M J 1767717	2023/ 1/18	2025/ 2/14	T R 7862991	2017/ 3/10	2025/ 2/14	T T 1754795	2021/ 6/11	2025/ 2/14
T T 3309672	2023/ 3/20	2025/ 2/13	M J 1843588	2023/ 1/27	2025/ 2/14	T R 7924314	2017/ 3/17	2025/ 2/14	T T 1841221	2021/ 7/ 4	2025/ 2/14
T T 3512803	2023/ 5/ 8	2025/ 2/13	M J 1856513	2023/ 2/27	2025/ 2/14	T R 7933990	2017/ 3/24	2025/ 2/14	T T 2040255	2022/ 3/11	2025/ 2/14
T T 3683647	2023/ 6/ 5	2025/ 2/13	M J 1947990	2023/ 3/31	2025/ 2/14	T R 8040906	2017/ 4/ 6	2025/ 2/14	T T 2163399	2022/ 4/15	2025/ 2/14
T T 3752239	2023/ 6/15	2025/ 2/13	M J 2018718	2023/ 4/ 7	2025/ 2/14	T R 8061988	2017/ 4/17	2025/ 2/14	T T 2229475	2022/ 5/12	2025/ 2/14
T T 3769451	2023/ 6/14	2025/ 2/13	M J 2042186	2023/ 4/14	2025/ 2/14	T R 8486309	2017/ 6/ 8	2025/ 2/14	T T 2448397	2022/ 8/26	2025/ 2/14
T T 3850153	2023/ 6/26	2025/ 2/13	M J 2197087	2023/ 5/26	2025/ 2/14	T R 8513768	2017/ 6/20	2025/ 2/14	T T 2808960	2023/ 1/11	2025/ 2/14
T T 4046890	2023/ 7/21	2025/ 2/13	M J 2389515	2023/ 7/24	2025/ 2/14	T R 8729269	2017/ 7/12	2025/ 2/14	T T 3069097	2023/ 2/17	2025/ 2/14
T T 4267675	2023/ 8/ 7	2025/ 2/13	M J 2454665	2023/ 8/ 8	2025/ 2/14	T R 8734279	2017/ 7/19	2025/ 2/14	T T 3138552	2023/ 2/13	2025/ 2/14
T T 4293767	2023/ 8/ 9	2025/ 2/13	M J 2512779	2023/ 9/19	2025/ 2/14	T R 8974169	2017/ 8/21	2025/ 2/14	T T 3412824	2023/ 4/13	2025/ 2/14
T T 4311937	2023/ 8/29	2025/ 2/13	M J 2830292	2023/11/24	2025/ 2/14	T R 9019147	2017/ 8/30	2025/ 2/14	T T 3701502	2023/ 5/29	2025/ 2/14
T T 4422733	2023/ 9/13	2025/ 2/13	M J 2843379	2023/11/29	2025/ 2/14	T R 9563758	2017/11/29	2025/ 2/14	T T 3825339	2023/ 6/14	2025/ 2/14
T T 4486954	2023/ 9/ 5	2025/ 2/13	M J 2966126	2024/ 1/30	2025/ 2/14	T R 9684659	2017/12/ 6	2025/ 2/14	T T 4020727	2023/ 7/ 5	2025/ 2/14
T T 4564892	2023/10/ 3	2025/ 2/13	M J 3081509	2024/ 2/ 9	2025/ 2/14	T R 9691683	2017/12/12	2025/ 2/14	T T 4024826	2023/ 7/ 7	2025/ 2/14
T T 4662194	2023/10/13	2025/ 2/13	M J 3510183	2024/ 6/11	2025/ 2/14	T S 0159682	2018/ 2/19	2025/ 2/14	T T 4031464	2023/ 7/ 6	2025/ 2/14
T T 4665098	2023/10/20	2025/ 2/13	M J 3692532	2024/ 7/18	2025/ 2/14	T S 0299896	2018/ 3/22	2025/ 2/14	T T 4338605	2023/ 8/29	2025/ 2/14
T T 4929499	2023/11/17	2025/ 2/13	M J 4371962	2025/ 1/24	2025/ 2/14	T S 0300373	2018/ 3/13	2025/ 2/14	T T 4435116	2023/ 9/19	2025/ 2/14
T T 5075458	2023/12/11	2025/ 2/13	T R 3156124	2015/ 4/ 6	2025/ 2/14	T S 0684872	2018/ 5/ 2	2025/ 2/14	T T 4504585	2023/ 9/ 4	2025/ 2/14
T T 5235831	2024/ 1/10	2025/ 2/13	T R 3357465	2016/ 6/ 9	2025/ 2/14	T S 0847653	2018/ 6/ 4	2025/ 2/14	T T 4819725	2023/11/ 2	2025/ 2/14
T T 5318071	2024/ 1/17	2025/ 2/13	T R 3874328	2015/ 4/ 6	2025/ 2/14	T S 1299760	2018/ 7/26	2025/ 2/14	T T 4840058	2023/11/15	2025/ 2/14
T T 5344446	2024/ 1/26	2025/ 2/13	T R 3977982	2015/ 5/ 1	2025/ 2/14	T S 1335369	2018/ 8/ 3	2025/ 2/14	T T 4894266	2023/11/ 7	2025/ 2/14
T T 5612345	2024/ 2/28	2025/ 2/13	T R 4114432	2015/ 5/18	2025/ 2/14	T S 1362942	2018/ 8/ 2	2025/ 2/14	T T 5469030	2024/ 2/ 6	2025/ 2/14
T T 5984257	2024/ 4/ 4	2025/ 2/13	T R 4203098	2015/ 6/24	2025/ 2/14	T S 1450896	2018/ 8/17	2025/ 2/14	T T 5659444	2024/ 3/ 6	2025/ 2/14
T T 6216212	2024/ 5/22	2025/ 2/13	T R 4203099	2015/ 6/24	2025/ 2/14	T S 1971745	2018/10/22	2025/ 2/14	T T 5705749	2024/ 3/26	2025/ 2/14
T T 6219339	2024/ 5/29	2025/ 2/13	T R 4691398	2015/ 9/11	2025/ 2/14	T S 2030229	2018/11/15	2025/ 2/14	T T 5984379	2024/ 4/ 5	2025/ 2/14
T T 6457774	2024/ 7/ 3	2025/ 2/13	T R 5031582	2015/11/24	2025/ 2/14	T S 2226494	2018/12/19	2025/ 2/14	T T 6779624	2024/ 8/14	2025/ 2/14
T T 6490113	2024/ 7/10	2025/ 2/13	T R 5270165	2015/12/22	2025/ 2/14	T S 2570940	2019/ 1/24	2025/ 2/14	T T 7145726	2024/10/29	2025/ 2/14
T T 6838008	2024/ 8/27	2025/ 2/13	T R 5511352	2016/ 1/28	2025/ 2/14	T S 2944700	2019/ 3/12	2025/ 2/14	T T 7265642	2024/11/11	2025/ 2/14
T T 6843633	2024/ 8/23	2025/ 2/13	T R 5521938	2016/ 1/21	2025/ 2/14	T S 3068063	2019/ 3/27	2025/ 2/14	T T 7776244	2025/ 1/22	2025/ 2/14
T T 7093823	2024/10/ 3	2025/ 2/13	T R 5746341	2016/ 3/18	2025/ 2/14	T S 3134043	2019/ 4/10	2025/ 2/14	T T 1384464	2019/11/ 1	2025/ 2/14
T T 7104796	2024/10/ 3	2025/ 2/13	T R 5883957	2016/ 4/ 6	2025/ 2/14	T S 3134052	2019/ 4/10	2025/ 2/14	T T 2084956	2021/ 7/23	2025/ 2/14
T T 7108737	2024/10/15	2025/ 2/13	T R 5970696	2016/ 5/ 6	2025/ 2/14	T S 3468431	2019/ 5/13	2025/ 2/14	T T 2093721	2021/10/21	2025/ 2/14
T T 7321170	2024/11/ 8	2025/ 2/13	T R 6062632	2016/ 4/28	2025/ 2/14	T S 3476598	2019/ 5/21	2025/ 2/14	T T 2125010	2022/ 6/23	2025/ 2/14
T T 7618296	2025/ 1/ 8	2025/ 2/13	T R 6141089	2016/ 5/12	2025/ 2/14	T S 4011652	2019/ 7/23	2025/ 2/14	M J 1108090	2020/ 3/24	2025/ 2/17

M J 1151376	2020/ 3/24	2025/ 2/17	T R 7502127	2017/ 1/24	2025/ 2/17	T T 5535393	2024/ 2/16	2025/ 2/17	T R 4219210	2015/ 6/ 2	2025/ 2/18
M J 1156899	2020/ 3/19	2025/ 2/17	T R 7685759	2017/ 2/16	2025/ 2/17	T T 5574143	2024/ 2/27	2025/ 2/17	T R 4308220	2015/ 6/17	2025/ 2/18
M J 1230031	2020/ 7/ 8	2025/ 2/17	T R 7815017	2017/ 3/ 2	2025/ 2/17	T T 6153474	2024/ 5/16	2025/ 2/17	T R 4334682	2015/ 6/29	2025/ 2/18
M J 1301353	2021/ 10/14	2025/ 2/17	T R 8081028	2017/ 4/ 7	2025/ 2/17	T T 6836382	2024/ 8/22	2025/ 2/17	T R 4543209	2015/ 8/12	2025/ 2/18
M J 1404081	2021/ 1/27	2025/ 2/17	T R 8154102	2017/ 4/24	2025/ 2/17	T T 6920511	2024/ 9/27	2025/ 2/17	T R 4575995	2015/ 8/24	2025/ 2/18
M J 1518851	2022/ 5/13	2025/ 2/17	T R 8418584	2017/ 6/ 5	2025/ 2/17	T T 7303450	2024/11/25	2025/ 2/17	T R 4682363	2015/ 8/19	2025/ 2/18
M J 1733016	2022/12/23	2025/ 2/17	T R 8420178	2017/ 5/30	2025/ 2/17	T T 7419312	2024/12/10	2025/ 2/17	T R 4819137	2015/10/22	2025/ 2/18
M J 1770804	2022/12/14	2025/ 2/17	T R 8671098	2017/ 7/12	2025/ 2/17	T T 7529223	2024/12/11	2025/ 2/17	T R 5097948	2015/11/26	2025/ 2/18
M J 1810559	2023/ 2/ 6	2025/ 2/17	T R 8749529	2017/ 7/24	2025/ 2/17	T T 7529224	2024/12/11	2025/ 2/17	T R 5200983	2015/11/26	2025/ 2/18
M J 1859454	2022/12/24	2025/ 2/17	T R 8800808	2017/ 8/ 1	2025/ 2/17	T T 7691782	2025/ 1/20	2025/ 2/17	T R 5274402	2015/12/ 9	2025/ 2/18
M J 1868179	2023/ 2/20	2025/ 2/17	T R 8854794	2017/ 8/ 1	2025/ 2/17	T Z 2062686	2021/ 6/ 7	2025/ 2/17	T R 5559874	2016/ 2/12	2025/ 2/18
M J 2020250	2023/ 4/24	2025/ 2/17	T R 9234129	2017/ 9/27	2025/ 2/17	T Z 2092503	2021/11/26	2025/ 2/17	T R 5561940	2016/ 1/25	2025/ 2/18
M J 2125115	2023/ 6/12	2025/ 2/17	T R 9686626	2017/12/ 8	2025/ 2/17	M J 1026959	2020/ 2/18	2025/ 2/18	T R 5818584	2016/ 4/ 8	2025/ 2/18
M J 2832708	2023/12/ 8	2025/ 2/17	T R 9994690	2018/ 1/23	2025/ 2/17	M J 1192993	2020/ 4/ 2	2025/ 2/18	T R 6011419	2016/ 4/11	2025/ 2/18
M J 3085192	2024/ 2/27	2025/ 2/17	T S 0513982	2018/ 4/12	2025/ 2/17	M J 1216174	2020/ 9/ 9	2025/ 2/18	T R 6450343	2016/ 8/16	2025/ 2/18
M J 3171826	2024/ 3/ 5	2025/ 2/17	T S 0952238	2018/ 6/12	2025/ 2/17	M J 1268583	2021/ 7/15	2025/ 2/18	T R 6481814	2016/ 8/17	2025/ 2/18
M J 3819845	2024/ 8/ 8	2025/ 2/17	T S 1100977	2018/ 7/13	2025/ 2/17	M J 1368020	2021/ 3/ 5	2025/ 2/18	T R 6534545	2016/ 8/18	2025/ 2/18
M J 3974585	2024/ 9/15	2025/ 2/17	T S 1373475	2018/ 8/ 2	2025/ 2/17	M J 1467432	2021/11/ 4	2025/ 2/18	T R 6850606	2016/10/ 7	2025/ 2/18
M J 3979407	2024/10/21	2025/ 2/17	T S 1491895	2018/ 9/ 3	2025/ 2/17	M J 1483480	2022/ 4/11	2025/ 2/18	T R 7142249	2016/12/ 9	2025/ 2/18
M J 4107989	2024/11/25	2025/ 2/17	T S 1663358	2018/ 9/11	2025/ 2/17	M J 1529736	2022/ 6/20	2025/ 2/18	T R 7184490	2017/ 1/ 6	2025/ 2/18
T R 3481760	2016/ 6/29	2025/ 2/17	T S 1841887	2018/10/ 7	2025/ 2/17	M J 1587410	2022/ 8/ 4	2025/ 2/18	T R 7399176	2017/ 1/16	2025/ 2/18
T R 3531787	2016/ 7/ 5	2025/ 2/17	T S 2345781	2018/12/17	2025/ 2/17	M J 1704431	2022/11/14	2025/ 2/18	T R 7507557	2017/ 1/18	2025/ 2/18
T R 3764186	2015/ 2/17	2025/ 2/17	T S 2824190	2019/ 2/19	2025/ 2/17	M J 1817977	2023/ 3/29	2025/ 2/18	T R 7788091	2017/ 3/ 6	2025/ 2/18
T R 3925217	2015/ 5/13	2025/ 2/17	T S 3019353	2019/ 3/28	2025/ 2/17	M J 1910652	2023/ 2/27	2025/ 2/18	T R 8155244	2017/ 4/24	2025/ 2/18
T R 4148237	2015/ 6/22	2025/ 2/17	T S 3398624	2019/ 5/ 9	2025/ 2/17	M J 2241872	2023/ 6/15	2025/ 2/18	T R 8162678	2017/ 4/24	2025/ 2/18
T R 4556718	2015/ 7/29	2025/ 2/17	T S 3500034	2019/ 5/23	2025/ 2/17	M J 2393497	2023/ 7/28	2025/ 2/18	T R 8170593	2018/ 1/31	2025/ 2/18
T R 4605461	2015/ 9/14	2025/ 2/17	T S 4088324	2019/ 8/ 7	2025/ 2/17	M J 2473293	2023/ 8/16	2025/ 2/18	T R 8395568	2017/ 5/29	2025/ 2/18
T R 4705556	2015/ 8/24	2025/ 2/17	T S 4423415	2019/10/ 4	2025/ 2/17	M J 2791920	2023/11/14	2025/ 2/18	T R 8456695	2017/ 6/ 7	2025/ 2/18
T R 4911813	2015/ 9/29	2025/ 2/17	T S 4833226	2019/11/13	2025/ 2/17	M J 2981825	2024/ 2/13	2025/ 2/18	T R 8644976	2017/ 7/ 7	2025/ 2/18
T R 5054997	2015/11/12	2025/ 2/17	T S 4848523	2019/11/16	2025/ 2/17	M J 3142445	2024/ 2/20	2025/ 2/18	T R 8799833	2017/ 7/27	2025/ 2/18
T R 5188917	2015/11/20	2025/ 2/17	T T 1160156	2020/ 3/13	2025/ 2/17	M J 3324495	2024/ 4/ 2	2025/ 2/18	T R 9312088	2017/10/ 6	2025/ 2/18
T R 5472348	2016/ 2/17	2025/ 2/17	T T 1244474	2020/ 4/13	2025/ 2/17	M J 3324496	2024/ 4/ 2	2025/ 2/18	T R 9688601	2017/12/11	2025/ 2/18
T R 5671956	2016/ 2/17	2025/ 2/17	T T 1783638	2021/ 7/20	2025/ 2/17	M J 3775047	2024/ 7/25	2025/ 2/18	T R 9689065	2017/12/15	2025/ 2/18
T R 5754040	2016/ 2/18	2025/ 2/17	T T 1847123	2021/ 8/13	2025/ 2/17	M J 3859453	2024/ 9/ 3	2025/ 2/18	T S 0477059	2018/ 4/ 4	2025/ 2/18
T R 5797809	2016/ 3/15	2025/ 2/17	T T 1893294	2021/10/29	2025/ 2/17	M J 3937498	2024/10/ 2	2025/ 2/18	T S 0560071	2018/ 4/12	2025/ 2/18
T R 5851623	2016/ 4/14	2025/ 2/17	T T 2337547	2022/ 7/ 4	2025/ 2/17	M J 4137927	2024/11/22	2025/ 2/18	T S 0575169	2018/ 4/20	2025/ 2/18
T R 5868835	2016/ 4/ 8	2025/ 2/17	T T 2353793	2022/ 7/27	2025/ 2/17	M J 4229863	2024/12/18	2025/ 2/18	T S 0731302	2018/ 5/10	2025/ 2/18
T R 6150391	2016/ 5/11	2025/ 2/17	T T 2486514	2022/ 8/30	2025/ 2/17	M J 4288333	2025/ 1/23	2025/ 2/18	T S 0956497	2018/ 6/12	2025/ 2/18
T R 6328417	2016/ 7/26	2025/ 2/17	T T 2642501	2022/12/19	2025/ 2/17	M J 4323225	2025/ 1/27	2025/ 2/18	T S 112244	2018/ 7/ 4	2025/ 2/18
T R 6549725	2016/ 9/ 8	2025/ 2/17	T T 2717873	2022/11/11	2025/ 2/17	M Z 2149024	2023/ 2/ 8	2025/ 2/18	T S 1674010	2018/ 8/20	2025/ 2/18
T R 6701480	2016/ 9/21	2025/ 2/17	T T 2939467	2023/ 1/27	2025/ 2/17	T R 3365277	2016/ 6/13	2025/ 2/18	T S 1740640	2018/ 9/25	2025/ 2/18
T R 6733365	2016/ 9/16	2025/ 2/17	T T 4014873	2023/ 7/ 7	2025/ 2/17	T R 3977842	2015/ 4/30	2025/ 2/18	T S 2028660	2018/10/30	2025/ 2/18
T R 6802836	2016/ 9/16	2025/ 2/17	T T 4305144	2023/ 8/18	2025/ 2/17	T R 4026829	2015/ 5/12	2025/ 2/18	T S 2931875	2019/ 3/ 6	2025/ 2/18
T R 6850951	2016/10/ 6	2025/ 2/17	T T 4545206	2023/ 9/13	2025/ 2/17	T R 4057760	2015/ 5/14	2025/ 2/18	T S 2991986	2019/ 3/15	2025/ 2/18
T R 7330957	2017/ 1/ 5	2025/ 2/17	T T 4757202	2023/10/27	2025/ 2/17	T R 4143840	2015/ 5/18	2025/ 2/18	T S 3096760	2019/ 4/ 1	2025/ 2/18
T R 7395546	2017/ 1/ 5	2025/ 2/17	T T 4943466	2023/11/29	2025/ 2/17	T R 4210066	2015/ 6/ 2	2025/ 2/18	T S 3463471	2019/ 5/22	2025/ 2/18
T R 7492027	2017/ 1/19	2025/ 2/17	T T 5192371	2024/ 1/26	2025/ 2/17						

T S 3677920	2019/ 6/12	2025/ 2/18	T T 5740721	2024/ 3/22	2025/ 2/18	T R 3514174	2016/ 7/ 8	2025/ 2/19	T S 1498206	2018/ 9/ 6	2025/ 2/19
T S 3707911	2019/ 6/24	2025/ 2/18	T T 5905583	2024/ 4/ 3	2025/ 2/18	T R 3964556	2015/ 6/ 5	2025/ 2/19	T S 1559149	2018/ 9/ 3	2025/ 2/19
T S 3794287	2019/ 6/28	2025/ 2/18	T T 6009951	2024/ 5/ 1	2025/ 2/18	T R 4033054	2015/ 4/13	2025/ 2/19	T S 1573303	2018/ 9/ 7	2025/ 2/19
T S 4111246	2019/ 8/14	2025/ 2/18	T T 6422566	2024/ 6/20	2025/ 2/18	T R 4252544	2015/ 6/ 4	2025/ 2/19	T S 1590217	2018/ 9/ 6	2025/ 2/19
T S 4302590	2019/ 8/22	2025/ 2/18	T T 6600400	2024/ 7/25	2025/ 2/18	T R 4388042	2015/ 8/ 7	2025/ 2/19	T S 1671238	2018/ 9/20	2025/ 2/19
T S 4464798	2019/ 9/18	2025/ 2/18	T T 7433160	2024/ 11/18	2025/ 2/18	T R 4526930	2015/ 8/ 3	2025/ 2/19	T S 1981145	2018/10/26	2025/ 2/19
T S 4732473	2019/11/ 6	2025/ 2/18	T T 7436831	2024/ 11/26	2025/ 2/18	T R 4603059	2015/ 8/13	2025/ 2/19	T S 2101020	2018/11/19	2025/ 2/19
T S 4919241	2019/12/ 6	2025/ 2/18	T T 7466671	2025/ 1/27	2025/ 2/18	T R 4687837	2015/ 9/ 2	2025/ 2/19	T S 2439222	2019/ 1/ 9	2025/ 2/19
T S 5416724	2020/ 2/ 6	2025/ 2/18	T T 7792284	2025/ 1/21	2025/ 2/18	T R 5424039	2016/ 2/ 1	2025/ 2/19	T S 2612434	2019/ 2/ 4	2025/ 2/19
T T 1079416	2020/ 2/25	2025/ 2/18	T T 7824004	2025/ 2/ 6	2025/ 2/18	T R 5571388	2016/ 2/ 2	2025/ 2/19	T S 2634899	2019/ 1/31	2025/ 2/19
T T 1109817	2020/ 2/28	2025/ 2/18	T Z 1209818	2017/ 6/14	2025/ 2/18	T R 5823472	2016/ 4/12	2025/ 2/19	T S 2781312	2019/ 2/19	2025/ 2/19
T T 1261117	2020/ 3/31	2025/ 2/18	T Z 1299029	2018/11/ 8	2025/ 2/18	T R 5923627	2016/ 4/15	2025/ 2/19	T S 2788484	2019/ 2/20	2025/ 2/19
T T 1391172	2020/ 9/11	2025/ 2/18	T Z 1320021	2018/12/12	2025/ 2/18	T R 5976635	2016/ 4/ 7	2025/ 2/19	T S 2949400	2019/ 3/ 8	2025/ 2/19
T T 1863353	2021/ 7/28	2025/ 2/18	T Z 2160833	2022/11/28	2025/ 2/18	T R 6042331	2016/ 4/26	2025/ 2/19	T S 2978108	2019/ 3/12	2025/ 2/19
T T 1922909	2021/11/25	2025/ 2/18	T Z 2193345	2023/ 7/11	2025/ 2/18	T R 6190749	2016/ 5/12	2025/ 2/19	T S 3017044	2019/ 4/ 1	2025/ 2/19
T T 2255321	2022/ 5/31	2025/ 2/18	T Z 2241603	2024/ 6/21	2025/ 2/18	T R 6334470	2016/ 7/26	2025/ 2/19	T S 3272269	2019/ 4/18	2025/ 2/19
T T 2286288	2022/ 6/15	2025/ 2/18	M J 1090089	2020/ 3/10	2025/ 2/19	T R 6345562	2016/ 8/ 2	2025/ 2/19	T S 3623222	2019/ 6/11	2025/ 2/19
T T 2355020	2022/ 7/ 4	2025/ 2/18	M J 1090401	2020/ 3/13	2025/ 2/19	T R 6740349	2016/ 9/ 8	2025/ 2/19	T S 3683549	2019/ 6/26	2025/ 2/19
T T 2381038	2022/ 7/22	2025/ 2/18	M J 1215640	2020/ 8/14	2025/ 2/19	T R 7058348	2016/11/10	2025/ 2/19	T S 4036734	2019/ 7/29	2025/ 2/19
T T 2479427	2022/ 9/13	2025/ 2/18	M J 1310265	2020/ 8/31	2025/ 2/19	T R 7078372	2016/11/18	2025/ 2/19	T S 4130119	2019/ 8/ 5	2025/ 2/19
T T 2490044	2022/ 9/15	2025/ 2/18	M J 1316019	2021/ 5/10	2025/ 2/19	T R 7259533	2016/12/20	2025/ 2/19	T S 4369431	2019/ 9/19	2025/ 2/19
T T 2522498	2022/10/ 5	2025/ 2/18	M J 1416654	2021/ 3/26	2025/ 2/19	T R 7583943	2017/ 2/14	2025/ 2/19	T S 4390596	2019/ 9/10	2025/ 2/19
T T 2526963	2022/ 9/26	2025/ 2/18	M J 1569521	2022/ 5/31	2025/ 2/19	T R 8061453	2017/ 4/17	2025/ 2/19	T S 4399749	2019/ 9/17	2025/ 2/19
T T 2545061	2022/ 9/22	2025/ 2/18	M J 1573112	2022/ 7/13	2025/ 2/19	T R 8097663	2017/ 4/19	2025/ 2/19	T S 4476999	2019/ 9/19	2025/ 2/19
T T 2577227	2022/ 9/21	2025/ 2/18	M J 1617760	2022/ 8/ 8	2025/ 2/19	T R 8159160	2017/ 4/19	2025/ 2/19	T S 4603840	2019/10/15	2025/ 2/19
T T 2592720	2022/10/21	2025/ 2/18	M J 1787541	2023/ 2/28	2025/ 2/19	T R 8190982	2017/ 5/ 8	2025/ 2/19	T S 5228775	2020/ 1/15	2025/ 2/19
T T 2775497	2022/12/21	2025/ 2/18	M J 1809396	2023/ 2/ 9	2025/ 2/19	T R 8407010	2017/ 5/26	2025/ 2/19	T S 5268158	2020/ 1/29	2025/ 2/19
T T 2777243	2022/12/27	2025/ 2/18	M J 1834532	2023/ 1/11	2025/ 2/19	T R 8426306	2017/ 6/ 6	2025/ 2/19	T S 5309958	2020/ 1/22	2025/ 2/19
T T 2806036	2022/12/12	2025/ 2/18	M J 1899057	2023/ 2/10	2025/ 2/19	T R 8553494	2017/ 6/26	2025/ 2/19	T T 1149865	2020/ 2/28	2025/ 2/19
T T 2832736	2023/ 1/ 5	2025/ 2/18	M J 2383572	2023/ 7/31	2025/ 2/19	T R 8686079	2017/ 7/10	2025/ 2/19	T T 1482109	2020/10/ 2	2025/ 2/19
T T 2868870	2023/ 1/12	2025/ 2/18	M J 2518528	2023/ 8/28	2025/ 2/19	T R 8791120	2017/ 7/21	2025/ 2/19	T T 1885005	2021/11/ 1	2025/ 2/19
T T 3021478	2023/ 2/ 1	2025/ 2/18	M J 2558098	2023/ 9/ 1	2025/ 2/19	T R 9051531	2017/ 9/ 6	2025/ 2/19	T T 1961215	2021/11/ 9	2025/ 2/19
T T 3071248	2023/ 3/ 8	2025/ 2/18	M J 2572719	2023/ 9/ 7	2025/ 2/19	T R 9070129	2017/ 8/22	2025/ 2/19	T T 1977153	2022/ 1/31	2025/ 2/19
T T 3138483	2023/ 2/10	2025/ 2/18	M J 2714522	2023/10/31	2025/ 2/19	T R 9091215	2017/ 8/22	2025/ 2/19	T T 2047733	2022/ 3/15	2025/ 2/19
T T 3285618	2023/ 3/23	2025/ 2/18	M J 2738782	2023/11/21	2025/ 2/19	T R 9096814	2017/ 9/ 4	2025/ 2/19	T T 2176632	2022/ 5/19	2025/ 2/19
T T 3464564	2023/ 4/20	2025/ 2/18	M J 2760109	2023/10/26	2025/ 2/19	T R 9552698	2017/11/21	2025/ 2/19	T T 2523504	2022/10/ 4	2025/ 2/19
T T 3820269	2023/ 6/ 2	2025/ 2/18	M J 2817796	2023/12/20	2025/ 2/19	T R 9784852	2018/ 1/ 4	2025/ 2/19	T T 2595340	2022/10/ 5	2025/ 2/19
T T 4088535	2023/ 7/26	2025/ 2/18	M J 3178183	2024/ 3/11	2025/ 2/19	T S 0642973	2018/ 5/ 1	2025/ 2/19	T T 2658543	2022/10/19	2025/ 2/19
T T 4123342	2023/ 7/24	2025/ 2/18	M J 3202653	2024/ 4/ 4	2025/ 2/19	T S 0701725	2018/ 5/ 7	2025/ 2/19	T T 2729765	2022/11/ 8	2025/ 2/19
T T 4493533	2023/ 9/ 8	2025/ 2/18	M J 4118980	2024/10/29	2025/ 2/19	T S 0790736	2018/ 5/15	2025/ 2/19	T T 2746793	2022/12/16	2025/ 2/19
T T 4610413	2023/ 9/20	2025/ 2/18	M Z 2062613	2021/12/ 9	2025/ 2/19	T S 0888013	2018/ 6/ 4	2025/ 2/19	T T 3514494	2023/ 4/21	2025/ 2/19
T T 4941891	2023/11/22	2025/ 2/18	M Z 2154920	2022/12/19	2025/ 2/19	T S 1098299	2018/ 6/29	2025/ 2/19	T T 4059807	2023/ 7/20	2025/ 2/19
T T 5220247	2024/ 1/19	2025/ 2/18	T R 3131520	2015/ 2/19	2025/ 2/19	T S 1281462	2018/ 7/30	2025/ 2/19	T T 4142365	2023/ 8/ 2	2025/ 2/19
T T 5303414	2024/ 1/19	2025/ 2/18	T R 3133860	2015/ 2/24	2025/ 2/19	T S 1329028	2018/ 7/31	2025/ 2/19	T T 4477890	2023/ 9/ 1	2025/ 2/19
T T 5442981	2024/ 2/ 9	2025/ 2/18	T R 3206551	2015/ 3/13	2025/ 2/19	T S 1451746	2018/ 8/21	2025/ 2/19	T T 4612918	2023/ 9/25	2025/ 2/19
T T 5623882	2024/ 3/ 4	2025/ 2/18	T R 3281731	2016/ 5/30	2025/ 2/19	T S 1451746	2018/ 8/21	2025/ 2/19			
T T 5666091	2024/ 3/ 1	2025/ 2/18	T R 3466857	2016/ 7/ 5	2025/ 2/19						

T T 4925579	2023/11/20	2025/ 2/19	T R 5006068	2015/ 9/28	2025/ 2/20	T S 4354181	2019/ 9/ 6	2025/ 2/20	M J 1997035	2023/ 4/ 6	2025/ 2/21
T T 5256613	2024/ 1/26	2025/ 2/19	T R 5098122	2015/11/26	2025/ 2/20	T S 4371243	2019/ 9/10	2025/ 2/20	M J 2113856	2023/ 4/25	2025/ 2/21
T T 5673312	2024/ 2/29	2025/ 2/19	T R 5100386	2015/12/ 2	2025/ 2/20	T S 4970088	2019/12/11	2025/ 2/20	M J 2776032	2023/12/ 4	2025/ 2/21
T T 5689116	2024/ 3/ 8	2025/ 2/19	T R 5154478	2015/12/16	2025/ 2/20	T S 4997294	2019/12/19	2025/ 2/20	M J 2786351	2023/11/12	2025/ 2/21
T T 5886516	2024/ 4/ 2	2025/ 2/19	T R 5273041	2015/12/ 8	2025/ 2/20	T S 4997331	2019/12/20	2025/ 2/20	M J 2919520	2024/ 1/10	2025/ 2/21
T T 6098645	2024/ 5/13	2025/ 2/19	T R 5318921	2016/ 1/14	2025/ 2/20	T S 5135049	2020/ 1/ 4	2025/ 2/20	M J 3050918	2024/ 2/ 5	2025/ 2/21
T T 6285358	2024/ 6/18	2025/ 2/19	T R 5332416	2015/12/ 9	2025/ 2/20	T S 5197774	2020/ 1/20	2025/ 2/20	M J 3050919	2024/ 2/ 5	2025/ 2/21
T T 6595221	2024/ 7/23	2025/ 2/19	T R 5456985	2016/ 2/ 8	2025/ 2/20	T S 5264179	2020/ 1/31	2025/ 2/20	M J 3367942	2024/ 5/ 7	2025/ 2/21
T T 6610345	2024/ 7/23	2025/ 2/19	T R 5493304	2016/ 1/13	2025/ 2/20	T T 1011992	2020/ 2/20	2025/ 2/20	T R 3351513	2016/ 6/10	2025/ 2/21
T T 6965980	2024/ 9/12	2025/ 2/19	T R 5623051	2016/ 1/27	2025/ 2/20	T T 1019844	2020/ 2/12	2025/ 2/20	T R 3377087	2016/ 6/ 6	2025/ 2/21
T T 7006490	2024/ 9/12	2025/ 2/19	T R 5744558	2016/ 3/10	2025/ 2/20	T T 1277488	2020/ 4/22	2025/ 2/20	T R 3510274	2016/ 7/ 1	2025/ 2/21
T T 7031162	2024/ 9/27	2025/ 2/19	T R 5830437	2016/ 4/ 1	2025/ 2/20	T T 2006019	2022/ 1/27	2025/ 2/20	T R 3875917	2015/ 4/14	2025/ 2/21
T T 7354487	2024/11/18	2025/ 2/19	T R 5960201	2016/ 4/13	2025/ 2/20	T T 2186415	2022/ 7/11	2025/ 2/20	T R 4068280	2015/ 6/ 5	2025/ 2/21
T Z 2136830	2022/ 8/10	2025/ 2/19	T R 5993834	2016/ 4/13	2025/ 2/20	T T 2593533	2022/ 9/29	2025/ 2/20	T R 4084745	2015/ 6/18	2025/ 2/21
T Z 2261724	2024/11/ 8	2025/ 2/19	T R 6104955	2016/ 5/11	2025/ 2/20	T T 2733505	2022/11/21	2025/ 2/20	T R 4142407	2015/ 6/15	2025/ 2/21
M J 1185658	2020/ 6/ 1	2025/ 2/20	T R 6667920	2016/ 9/ 2	2025/ 2/20	T T 2742139	2023/ 1/ 5	2025/ 2/20	T R 4281915	2015/ 6/26	2025/ 2/21
M J 1214555	2020/ 7/22	2025/ 2/20	T R 7004322	2016/11/10	2025/ 2/20	T T 2838677	2022/12/17	2025/ 2/20	T R 4577684	2015/ 9/ 9	2025/ 2/21
M J 1496097	2022/ 3/30	2025/ 2/20	T R 7259769	2016/12/20	2025/ 2/20	T T 2981152	2023/ 1/26	2025/ 2/20	T R 4612135	2015/ 8/31	2025/ 2/21
M J 1592286	2022/ 6/27	2025/ 2/20	T R 7659465	2017/ 2/14	2025/ 2/20	T T 3303346	2023/ 3/29	2025/ 2/20	T R 4778776	2015/ 9/15	2025/ 2/21
M J 1778183	2022/12/15	2025/ 2/20	T R 7709559	2017/ 2/10	2025/ 2/20	T T 3482186	2023/ 4/20	2025/ 2/20	T R 5026478	2015/11/ 4	2025/ 2/21
M J 1784107	2023/ 1/10	2025/ 2/20	T R 7919968	2017/ 3/17	2025/ 2/20	T T 3490285	2023/ 4/28	2025/ 2/20	T R 5063109	2015/11/ 4	2025/ 2/21
M J 1980931	2023/ 4/11	2025/ 2/20	T R 8519681	2017/ 6/16	2025/ 2/20	T T 3733784	2023/ 6/12	2025/ 2/20	T R 5326604	2016/ 2/ 2	2025/ 2/21
M J 2000373	2023/ 3/26	2025/ 2/20	T R 8910348	2017/ 8/21	2025/ 2/20	T T 4018232	2023/ 7/14	2025/ 2/20	T R 5489431	2016/ 1/18	2025/ 2/21
M J 2784598	2023/10/29	2025/ 2/20	T R 9087036	2017/ 9/ 6	2025/ 2/20	T T 4518399	2023/ 9/17	2025/ 2/20	T R 5629662	2016/ 2/26	2025/ 2/21
M J 2790684	2023/11/21	2025/ 2/20	T R 9143104	2017/ 9/ 8	2025/ 2/20	T T 4839697	2023/11/10	2025/ 2/20	T R 6094105	2016/ 5/ 6	2025/ 2/21
M J 2825180	2023/11/17	2025/ 2/20	T S 0203315	2018/ 2/23	2025/ 2/20	T T 5133807	2023/12/26	2025/ 2/20	T R 6100050	2016/ 5/ 9	2025/ 2/21
M J 2961854	2024/ 1/10	2025/ 2/20	T S 0265606	2018/ 3/ 6	2025/ 2/20	T T 5306384	2024/ 1/16	2025/ 2/20	T R 6197587	2016/ 5/25	2025/ 2/21
M J 2961855	2024/ 1/10	2025/ 2/20	T S 0303955	2018/ 3/14	2025/ 2/20	T T 5347570	2024/ 1/12	2025/ 2/20	T R 6460837	2016/ 8/17	2025/ 2/21
M J 3077410	2024/ 2/13	2025/ 2/20	T S 0373153	2018/ 3/26	2025/ 2/20	T T 5685744	2024/ 3/ 4	2025/ 2/20	T R 6503253	2016/ 8/18	2025/ 2/21
M J 3399052	2024/ 5/ 8	2025/ 2/20	T S 0384004	2018/ 3/22	2025/ 2/20	T T 5686847	2024/ 3/ 4	2025/ 2/20	T R 6673748	2017/ 2/ 7	2025/ 2/21
M J 3434945	2024/ 5/30	2025/ 2/20	T S 0779010	2018/ 5/28	2025/ 2/20	T T 7101415	2024/ 9/27	2025/ 2/20	T R 6942146	2016/10/28	2025/ 2/21
M J 3924986	2024/ 9/ 3	2025/ 2/20	T S 0925496	2018/ 6/ 6	2025/ 2/20	T T 7157502	2024/10/18	2025/ 2/20	T R 7011762	2016/10/28	2025/ 2/21
M J 4157170	2024/12/18	2025/ 2/20	T S 1043019	2018/ 6/21	2025/ 2/20	T T 7792396	2025/ 1/21	2025/ 2/20	T R 7088612	2016/11/22	2025/ 2/21
M J 4204955	2024/12/18	2025/ 2/20	T S 1196661	2018/ 7/ 8	2025/ 2/20	T Z 1061897	2015/ 4/30	2025/ 2/20	T R 7120020	2016/12/ 2	2025/ 2/21
M J 4250205	2025/ 1/ 8	2025/ 2/20	T S 1275397	2018/ 7/23	2025/ 2/20	T Z 1367660	2019/ 8/ 5	2025/ 2/20	T R 7181051	2016/12/ 2	2025/ 2/21
M J 4294281	2025/ 1/ 9	2025/ 2/20	T S 1857055	2018/10/12	2025/ 2/20	T Z 1380308	2019/ 9/24	2025/ 2/20	T R 7231629	2016/12/16	2025/ 2/21
M Z 2021985	2020/ 9/25	2025/ 2/20	T S 2025239	2018/11/ 2	2025/ 2/20	T Z 2006262	2020/ 5/25	2025/ 2/20	T R 7659894	2017/ 2/15	2025/ 2/21
M Z 2021986	2020/ 9/25	2025/ 2/20	T S 2038214	2018/11/ 7	2025/ 2/20	T Z 2016332	2020/11/12	2025/ 2/20	T R 7899845	2017/ 3/22	2025/ 2/21
M Z 2062524	2021/11/12	2025/ 2/20	T S 2553921	2019/ 1/ 9	2025/ 2/20	T Z 2064258	2021/ 5/13	2025/ 2/20	T R 8047500	2017/ 4/11	2025/ 2/21
R B 2024353	2022/ 6/ 2	2025/ 2/20	T S 2800844	2019/ 2/21	2025/ 2/20	M J 1092888	2020/ 3/ 6	2025/ 2/21	T R 8097575	2017/ 4/18	2025/ 2/21
T R 3593854	2015/ 4/ 3	2025/ 2/20	T S 2881365	2019/ 3/ 1	2025/ 2/20	M J 1096972	2020/ 2/25	2025/ 2/21	T R 8288799	2017/ 5/18	2025/ 2/21
T R 3944647	2015/ 5/14	2025/ 2/20	T S 3409881	2019/ 5/22	2025/ 2/20	M J 1127433	2020/ 3/10	2025/ 2/21	T R 8314083	2017/ 5/25	2025/ 2/21
T R 4082846	2015/ 5/22	2025/ 2/20	T S 3424488	2019/ 5/15	2025/ 2/20	M J 1290458	2020/ 8/21	2025/ 2/21	T R 8316740	2017/ 5/18	2025/ 2/21
T R 4385011	2015/ 7/13	2025/ 2/20	T S 3896245	2019/ 7/ 9	2025/ 2/20	M J 1435173	2021/12/13	2025/ 2/21	T R 8680482	2017/ 7/13	2025/ 2/21
T R 4407594	2015/ 7/23	2025/ 2/20	T S 4151548	2019/ 8/14	2025/ 2/20	M J 1640047	2022/ 9/12	2025/ 2/21	T R 8844605	2017/ 8/ 2	2025/ 2/21
T R 4867315	2015/ 9/11	2025/ 2/20	T S 4212482	2019/ 8/22	2025/ 2/20	M J 1828864	2023/ 1/19	2025/ 2/21	T R 9070130	2017/ 8/22	2025/ 2/21

T R 9102290	2017/ 9/ 6	2025/ 2/21	T T 4154039	2023/ 7/27	2025/ 2/21	M J 1112079	2021/ 4/13	2025/ 2/25	T R 7884109	2017/ 3/16	2025/ 2/25
T R 9308314	2017/10/16	2025/ 2/21	T T 4184991	2023/ 7/27	2025/ 2/21	M J 1207705	2020/ 5/21	2025/ 2/25	T R 7912818	2017/ 3/23	2025/ 2/25
T R 9567240	2017/11/28	2025/ 2/21	T T 4196458	2023/ 8/ 4	2025/ 2/21	M J 1270326	2020/ 9/17	2025/ 2/25	T R 7936168	2017/ 3/28	2025/ 2/25
T R 9629486	2017/11/29	2025/ 2/21	T T 5149647	2023/ 12/22	2025/ 2/21	M J 1601205	2022/ 8/26	2025/ 2/25	T R 7945118	2017/ 3/28	2025/ 2/25
T R 9756207	2017/12/28	2025/ 2/21	T T 5333163	2024/ 1/23	2025/ 2/21	M J 1757225	2023/ 1/11	2025/ 2/25	T R 7974778	2017/ 3/27	2025/ 2/25
T R 9809088	2017/12/28	2025/ 2/21	T T 5696159	2024/ 3/ 7	2025/ 2/21	M J 1826621	2023/ 1/11	2025/ 2/25	T R 8343892	2017/ 5/25	2025/ 2/25
T S 0013248	2018/ 1/26	2025/ 2/21	T T 6680666	2024/ 8/15	2025/ 2/21	M J 1983538	2023/ 3/27	2025/ 2/25	T R 8675426	2017/ 7/20	2025/ 2/25
T S 0478230	2018/ 4/ 6	2025/ 2/21	T T 7128984	2024/ 9/30	2025/ 2/21	M J 2417294	2023/ 7/19	2025/ 2/25	T R 8876557	2017/ 8/14	2025/ 2/25
T S 0776530	2018/ 5/14	2025/ 2/21	T T 7365967	2024/ 11/12	2025/ 2/21	M J 2443071	2023/ 7/27	2025/ 2/25	T R 9266269	2017/10/ 2	2025/ 2/25
T S 1130275	2018/ 7/ 6	2025/ 2/21	T T 7391129	2024/ 12/ 3	2025/ 2/21	M J 2460957	2023/ 8/ 3	2025/ 2/25	T R 9348003	2017/10/17	2025/ 2/25
T S 1229797	2018/ 7/23	2025/ 2/21	T T 7485496	2024/ 11/28	2025/ 2/21	M J 2475835	2023/ 8/15	2025/ 2/25	T R 9519910	2017/11/15	2025/ 2/25
T S 1241827	2018/ 7/23	2025/ 2/21	T T 7504995	2024/ 12/ 5	2025/ 2/21	M J 2475836	2023/ 8/15	2025/ 2/25	T R 9706427	2017/12/15	2025/ 2/25
T S 1275400	2018/ 7/23	2025/ 2/21	T T 7777981	2025/ 1/28	2025/ 2/21	M J 2708047	2023/10/18	2025/ 2/25	T R 9805291	2018/ 1/12	2025/ 2/25
T S 1469502	2018/ 8/ 6	2025/ 2/21	T Z 1125573	2016/ 5/17	2025/ 2/21	M J 2983349	2024/ 1/23	2025/ 2/25	T S 0010460	2018/ 1/29	2025/ 2/25
T S 2002425	2018/10/25	2025/ 2/21	T Z 1256527	2018/ 2/22	2025/ 2/21	M J 3127392	2024/ 2/27	2025/ 2/25	T S 0025651	2018/ 2/ 7	2025/ 2/25
T S 2540291	2019/ 1/16	2025/ 2/21	T Z 1335840	2019/ 2/28	2025/ 2/21	M J 3848629	2024/ 8/ 9	2025/ 2/25	T S 0452439	2018/ 4/ 3	2025/ 2/25
T S 2562315	2019/ 1/15	2025/ 2/21	T Z 1356588	2019/ 5/28	2025/ 2/21	M J 3911577	2024/ 9/18	2025/ 2/25	T S 0676344	2018/ 5/ 8	2025/ 2/25
T S 2749178	2019/ 2/14	2025/ 2/21	T Z 2012164	2020/ 3/27	2025/ 2/21	M J 4098597	2024/10/28	2025/ 2/25	T S 1137144	2018/ 7/ 2	2025/ 2/25
T S 2942626	2019/ 3/14	2025/ 2/21	T Z 2073427	2021/ 6/22	2025/ 2/21	M J 4271435	2025/ 1/ 7	2025/ 2/25	T S 1163828	2018/ 7/ 6	2025/ 2/25
T S 2988656	2019/ 3/18	2025/ 2/21	T S 3951032	2019/ 7/19	2025/ 2/22	M Z 2019224	2020/ 4/ 1	2025/ 2/25	T S 1253297	2018/ 7/19	2025/ 2/25
T S 2990159	2019/ 3/19	2025/ 2/21	M J 1689052	2022/12/22	2025/ 2/24	M Z 2040934	2021/ 3/22	2025/ 2/25	T S 1302993	2018/ 7/25	2025/ 2/25
T S 3024950	2019/ 3/25	2025/ 2/21	M J 2004517	2023/ 4/28	2025/ 2/24	M Z 2249092	2025/ 1/24	2025/ 2/25	T S 1475071	2018/ 9/ 5	2025/ 2/25
T S 3118439	2019/ 3/27	2025/ 2/21	M Z 2200529	2024/ 2/ 8	2025/ 2/24	T R 3172978	2015/ 3/25	2025/ 2/25	T S 1771306	2018/10/ 2	2025/ 2/25
T S 3831240	2019/ 7/ 5	2025/ 2/21	T R 5684535	2016/ 2/17	2025/ 2/24	T R 3518382	2016/ 7/ 7	2025/ 2/25	T S 1867202	2018/10/16	2025/ 2/25
T S 4078338	2019/ 8/ 5	2025/ 2/21	T R 9259842	2017/10/ 5	2025/ 2/24	T R 3584956	2015/ 4/20	2025/ 2/25	T S 1925139	2018/10/22	2025/ 2/25
T S 4498732	2019/10/ 7	2025/ 2/21	T R 9435742	2017/11/ 1	2025/ 2/24	T R 3805381	2015/ 3/16	2025/ 2/25	T S 2049028	2018/11/12	2025/ 2/25
T S 4687672	2019/11/ 1	2025/ 2/21	T S 3648724	2019/ 6/13	2025/ 2/24	T R 3808014	2015/ 3/ 3	2025/ 2/25	T S 2328407	2018/12/18	2025/ 2/25
T S 5001671	2019/12/12	2025/ 2/21	T S 3922643	2019/ 7/19	2025/ 2/24	T R 4004303	2015/ 2/26	2025/ 2/25	T S 2346317	2018/12/21	2025/ 2/25
T T 1039113	2020/ 2/13	2025/ 2/21	T S 3922644	2019/ 7/19	2025/ 2/24	T R 4062145	2015/ 5/26	2025/ 2/25	T S 2444660	2019/ 1/16	2025/ 2/25
T T 1165359	2020/ 3/10	2025/ 2/21	T S 5381468	2020/ 1/31	2025/ 2/24	T R 4222178	2015/ 6/11	2025/ 2/25	T S 2477063	2019/ 1/23	2025/ 2/25
T T 1201078	2020/ 4/ 1	2025/ 2/21	T T 1684383	2021/ 6/23	2025/ 2/24	T R 4777694	2015/ 9/11	2025/ 2/25	T S 3059918	2019/ 4/ 1	2025/ 2/25
T T 1433652	2020/11/24	2025/ 2/21	T T 2351003	2022/ 7/19	2025/ 2/24	T R 4846034	2015/10/15	2025/ 2/25	T S 3191762	2019/ 4/26	2025/ 2/25
T T 2181068	2022/ 4/28	2025/ 2/21	T T 2908028	2023/ 1/ 4	2025/ 2/24	T R 5361811	2016/ 2/ 9	2025/ 2/25	T S 3419830	2019/ 5/13	2025/ 2/25
T T 2440532	2022/ 8/10	2025/ 2/21	T T 3062846	2023/ 2/ 6	2025/ 2/24	T R 5732802	2016/ 3/ 1	2025/ 2/25	T S 3853552	2019/ 7/ 2	2025/ 2/25
T T 2535014	2022/10/ 4	2025/ 2/21	T T 3508966	2023/ 4/26	2025/ 2/24	T R 5906715	2016/ 4/ 6	2025/ 2/25	T S 4416040	2019/ 9/13	2025/ 2/25
T T 2687147	2022/11/25	2025/ 2/21	T T 4070512	2023/ 7/18	2025/ 2/24	T R 5907953	2016/ 4/ 6	2025/ 2/25	T S 4552444	2019/10/21	2025/ 2/25
T T 3048792	2023/ 2/ 7	2025/ 2/21	T T 4421589	2023/ 8/30	2025/ 2/24	T R 6105346	2016/ 4/25	2025/ 2/25	T S 4877228	2019/12/ 2	2025/ 2/25
T T 3073539	2023/ 2/24	2025/ 2/21	T T 5188463	2024/ 1/11	2025/ 2/24	T R 6116333	2016/ 6/ 2	2025/ 2/25	T S 5082965	2019/12/23	2025/ 2/25
T T 3218875	2023/ 4/ 4	2025/ 2/21	T T 5825103	2024/ 3/29	2025/ 2/24	T R 6216940	2016/ 5/20	2025/ 2/25	T T 1046838	2020/ 2/13	2025/ 2/25
T T 3232178	2023/ 3/28	2025/ 2/21	T T 6119145	2024/ 5/21	2025/ 2/24	T R 6841404	2016/10/ 7	2025/ 2/25	T T 1108406	2020/ 2/21	2025/ 2/25
T T 3530147	2023/ 5/30	2025/ 2/21	T T 7582015	2025/ 1/10	2025/ 2/24	T R 6885989	2016/10/13	2025/ 2/25	T T 1129657	2020/ 2/27	2025/ 2/25
T T 3531539	2023/ 6/12	2025/ 2/21	T T 7823501	2025/ 2/ 6	2025/ 2/24	T R 6949973	2016/10/24	2025/ 2/25	T T 1154807	2020/ 3/ 4	2025/ 2/25
T T 3644691	2023/ 5/15	2025/ 2/21	T Z 2042692	2020/11/17	2025/ 2/24	T R 7229345	2016/12/14	2025/ 2/25	T T 1215124	2020/ 3/18	2025/ 2/25
T T 3647878	2023/ 5/19	2025/ 2/21	T Z 2226895	2024/ 3/13	2025/ 2/24	T R 7289313	2016/12/28	2025/ 2/25	T T 1498098	2020/ 7/10	2025/ 2/25
T T 3853733	2023/ 6/14	2025/ 2/21	M J 1063308	2020/ 2/28	2025/ 2/25	T R 7316061	2016/12/27	2025/ 2/25	T T 1604324	2020/12/ 9	2025/ 2/25
T T 4013454	2023/ 7/ 5	2025/ 2/21	M J 1085199	2020/ 3/26	2025/ 2/25	T R 7779521	2017/ 2/24	2025/ 2/25	T T 1870203	2021/ 9/27	2025/ 2/25

32	37	令和7年4月17日 木曜日											
		曜日	月	日	年	登録番号	登録年月日	登録年月日	登録番号	登録年月日	登録年月日	登録番号	登録年月日
32	37	T T 2198348	2022/ 5/30	2025/ 2/25	T Z 1086921	2015/11/24	2025/ 2/25	T R 5338178	2015/12/25	2025/ 2/26	T S 1353026	2018/ 7/27	2025/ 2/26
		T T 2424746	2022/ 8/ 4	2025/ 2/25	T Z 1173445	2017/ 3/28	2025/ 2/25	T R 5411495	2016/ 1/25	2025/ 2/26	T S 1378871	2018/ 8/ 6	2025/ 2/26
		T T 2447580	2022/ 9/16	2025/ 2/25	T Z 1181483	2017/ 2/16	2025/ 2/25	T R 5503326	2016/ 2/19	2025/ 2/26	T S 1625775	2018/ 8/28	2025/ 2/26
		T T 2827480	2022/12/12	2025/ 2/25	T Z 2183371	2023/ 3/22	2025/ 2/25	T R 6143267	2016/ 5/17	2025/ 2/26	T S 1873571	2018/10/12	2025/ 2/26
		T T 2840272	2022/12/28	2025/ 2/25	M J 1126937	2020/ 3/11	2025/ 2/26	T R 6147992	2016/ 5/27	2025/ 2/26	T S 1936890	2018/10/29	2025/ 2/26
		T T 3086969	2023/ 2/27	2025/ 2/25	M J 1298381	2021/ 4/ 5	2025/ 2/26	T R 6239371	2016/ 5/26	2025/ 2/26	T S 2076938	2018/11/11	2025/ 2/26
		T T 3247501	2023/ 3/14	2025/ 2/25	M J 1308460	2020/ 9/14	2025/ 2/26	T R 6373918	2016/ 8/ 8	2025/ 2/26	T S 2097546	2018/11/14	2025/ 2/26
		T T 3398634	2023/ 4/ 7	2025/ 2/25	M J 1498682	2022/ 3/15	2025/ 2/26	T R 6463549	2016/ 8/17	2025/ 2/26	T S 2151181	2018/11/29	2025/ 2/26
		T T 3689186	2023/ 5/26	2025/ 2/25	M J 1556894	2022/ 6/29	2025/ 2/26	T R 6662395	2016/ 8/30	2025/ 2/26	T S 2617953	2019/ 1/31	2025/ 2/26
		T T 3799917	2023/ 6/ 8	2025/ 2/25	M J 1825480	2023/ 1/31	2025/ 2/26	T R 6678982	2016/ 9/23	2025/ 2/26	T S 2823854	2019/ 2/21	2025/ 2/26
		T T 3826023	2023/ 6/12	2025/ 2/25	M J 1838544	2023/ 2/21	2025/ 2/26	T R 7024011	2016/11/22	2025/ 2/26	T S 3144269	2019/ 4/ 1	2025/ 2/26
		T T 3949769	2023/ 7/ 5	2025/ 2/25	M J 2011180	2023/ 4/ 6	2025/ 2/26	T R 7313924	2017/ 1/ 4	2025/ 2/26	T S 3214221	2019/ 4/10	2025/ 2/26
		T T 4090926	2023/ 7/26	2025/ 2/25	M J 2299164	2023/ 7/ 6	2025/ 2/26	T R 7349746	2017/ 1/10	2025/ 2/26	T S 3364129	2019/ 5/10	2025/ 2/26
		T T 4238540	2023/ 8/15	2025/ 2/25	M J 2354630	2023/ 7/10	2025/ 2/26	T R 7525216	2017/ 1/18	2025/ 2/26	T S 3414917	2019/ 5/14	2025/ 2/26
		T T 4275410	2023/ 8/10	2025/ 2/25	M J 2542725	2023/ 9/ 7	2025/ 2/26	T R 7529570	2017/ 1/25	2025/ 2/26	T S 3632240	2019/ 6/10	2025/ 2/26
		T T 4310615	2023/ 8/28	2025/ 2/25	M J 2852646	2023/12/18	2025/ 2/26	T R 7626935	2017/ 2/ 1	2025/ 2/26	T S 3874624	2019/ 7/11	2025/ 2/26
		T T 4564031	2023/ 9/26	2025/ 2/25	M J 3008265	2024/ 1/24	2025/ 2/26	T R 7705525	2017/ 2/16	2025/ 2/26	T S 4056596	2019/ 8/ 1	2025/ 2/26
		T T 4645368	2023/10/12	2025/ 2/25	M J 3113042	2024/ 2/21	2025/ 2/26	T R 7780452	2017/ 3/ 9	2025/ 2/26	T S 4281834	2019/ 9/ 6	2025/ 2/26
		T T 4763525	2023/10/15	2025/ 2/25	M J 3287918	2024/ 4/ 8	2025/ 2/26	T R 7784193	2017/ 3/ 1	2025/ 2/26	T S 4342435	2019/ 9/ 2	2025/ 2/26
		T T 4856168	2023/11/ 9	2025/ 2/25	M J 3605451	2024/ 6/24	2025/ 2/26	T R 7873335	2017/ 3/15	2025/ 2/26	T S 4467090	2019/ 9/26	2025/ 2/26
		T T 5204799	2024/ 1/16	2025/ 2/25	M J 3767310	2024/ 7/23	2025/ 2/26	T R 7962812	2017/ 3/23	2025/ 2/26	T S 4487633	2019/ 9/26	2025/ 2/26
		T T 5301393	2024/ 1/19	2025/ 2/25	M J 4149482	2024/11/19	2025/ 2/26	T R 8060424	2017/ 4/13	2025/ 2/26	T S 5134893	2020/ 1/ 7	2025/ 2/26
		T T 5379222	2024/ 2/ 5	2025/ 2/25	R B 2018967	2022/ 1/19	2025/ 2/26	T R 8690394	2017/ 7/18	2025/ 2/26	T S 5242216	2020/ 1/17	2025/ 2/26
		T T 5387627	2024/ 1/31	2025/ 2/25	R B 2048430	2023/11/ 8	2025/ 2/26	T R 8701297	2017/ 7/20	2025/ 2/26	T S 5246897	2020/ 1/14	2025/ 2/26
		T T 5428338	2024/ 2/ 2	2025/ 2/25	T R 3126905	2015/ 2/26	2025/ 2/26	T R 8744967	2017/ 7/20	2025/ 2/26	T S 5340762	2020/ 2/ 5	2025/ 2/26
		T T 5710847	2024/ 3/25	2025/ 2/25	T R 3151954	2015/ 3/11	2025/ 2/26	T R 8872207	2017/ 8/ 7	2025/ 2/26	T S 5401607	2020/ 2/ 5	2025/ 2/26
		T T 5818467	2024/ 4/ 1	2025/ 2/25	T R 3246240	2015/ 3/10	2025/ 2/26	T R 9320158	2017/10/13	2025/ 2/26	T T 1005711	2020/ 2/26	2025/ 2/26
		T T 5945139	2024/ 4/15	2025/ 2/25	T R 3312561	2016/ 6/ 7	2025/ 2/26	T R 9532002	2017/11/21	2025/ 2/26	T T 1092322	2020/ 3/13	2025/ 2/26
		T T 5945140	2024/ 4/15	2025/ 2/25	T R 3355223	2016/ 5/31	2025/ 2/26	T R 9533451	2017/11/16	2025/ 2/26	T T 1515422	2021/12/28	2025/ 2/26
		T T 5988467	2024/ 4/22	2025/ 2/25	T R 3408824	2016/ 6/22	2025/ 2/26	T R 9542201	2017/11/21	2025/ 2/26	T T 1516009	2021/12/ 2	2025/ 2/26
		T T 5990506	2024/ 5/ 2	2025/ 2/25	T R 3517352	2016/ 7/ 4	2025/ 2/26	T R 9554196	2017/11/17	2025/ 2/26	T T 1606419	2020/10/19	2025/ 2/26
		T T 6173229	2024/ 5/24	2025/ 2/25	T R 3602335	2015/ 4/15	2025/ 2/26	T R 9573447	2017/11/22	2025/ 2/26	T T 1631557	2021/ 1/ 4	2025/ 2/26
		T T 6359098	2024/ 7/ 4	2025/ 2/25	T R 3798368	2015/ 2/27	2025/ 2/26	T R 9593802	2017/11/27	2025/ 2/26	T T 1660441	2021/ 2/ 8	2025/ 2/26
		T T 6395280	2024/ 6/20	2025/ 2/25	T R 3838366	2015/ 3/20	2025/ 2/26	T R 9653832	2017/12/ 8	2025/ 2/26	T T 1716304	2021/ 6/14	2025/ 2/26
		T T 6680052	2024/ 8/ 9	2025/ 2/25	T R 3891291	2015/ 5/ 8	2025/ 2/26	T R 9766912	2017/12/25	2025/ 2/26	T T 2203679	2022/ 5/20	2025/ 2/26
		T T 6715198	2024/ 8/ 7	2025/ 2/25	T R 3921195	2015/ 4/ 2	2025/ 2/26	T S 0016000	2018/ 2/ 1	2025/ 2/26	T T 2300032	2022/ 6/22	2025/ 2/26
		T T 6897641	2024/ 9/ 9	2025/ 2/25	T R 4151092	2015/ 6/12	2025/ 2/26	T S 0472238	2018/ 4/ 4	2025/ 2/26	T T 2705615	2022/10/31	2025/ 2/26
		T T 6899245	2024/ 9/12	2025/ 2/25	T R 4442479	2015/ 8/10	2025/ 2/26	T S 0483127	2018/ 4/10	2025/ 2/26	T T 2882072	2023/ 1/23	2025/ 2/26
		T T 6990824	2024/ 9/ 1	2025/ 2/25	T R 4574498	2015/ 8/12	2025/ 2/26	T S 0505885	2018/ 5/ 1	2025/ 2/26	T T 3087652	2023/ 2/28	2025/ 2/26
		T T 7240801	2024/11/ 1	2025/ 2/25	T R 4680892	2015/ 8/25	2025/ 2/26	T S 0829775	2018/ 5/11	2025/ 2/26	T T 3104391	2023/ 2/17	2025/ 2/26
		T T 7483720	2024/12/16	2025/ 2/25	T R 4745816	2015/ 9/17	2025/ 2/26	T S 0842881	2018/ 5/14	2025/ 2/26	T T 3164108	2023/ 3/ 3	2025/ 2/26
		T T 7565304	2024/12/18	2025/ 2/25	T R 4976822	2015/11/13	2025/ 2/26	T S 0856221	2018/ 5/24	2025/ 2/26	T T 3274509	2023/ 3/18	2025/ 2/26
		T T 7580905	2024/12/27	2025/ 2/25	T R 5027054	2015/11/ 5	2025/ 2/26	T S 0858632	2018/ 5/ 9	2025/ 2/26	T T 3507666	2023/ 4/24	2025/ 2/26
		T T 7582531	2024/12/18	2025/ 2/25	T R 5131209	2015/12/22	2025/ 2/26	T S 0954336	2018/ 6/ 8	2025/ 2/26	T T 3792773	2023/ 6/16	2025/ 2/26
		T T 7649923	2025/ 1/24	2025/ 2/25	T R 5137008	2015/11/ 4	2025/ 2/26	T S 0980394	2018/ 6/13	2025/ 2/26	T T 3855310	2023/ 6/16	2025/ 2/26
		T T 7870864	2025/ 2/ 3	2025/ 2/25	T R 5182780	2015/12/14	2025/ 2/26	T S 1310522	2018/ 7/30	2025/ 2/26	T T 3941084	2023/ 6/26	2025/ 2/26

T T 4435253	2023/ 9/22	2025/ 2/26	M J 3399332	2024/ 5/ 9	2025/ 2/27	T S 0825757	2018/ 5/28	2025/ 2/27	T T 5570217	2024/ 2/19	2025/ 2/27
T T 4526638	2023/ 9/28	2025/ 2/26	M J 3528165	2024/ 6/14	2025/ 2/27	T S 1254695	2018/ 7/24	2025/ 2/27	T T 5735731	2024/ 3/28	2025/ 2/27
T T 4875573	2023/11/ 7	2025/ 2/26	M J 3837032	2024/ 9/ 5	2025/ 2/27	T S 1620213	2018/ 8/23	2025/ 2/27	T T 5899582	2024/ 4/11	2025/ 2/27
T T 4894977	2023/11/ 8	2025/ 2/26	M J 4420132	2025/ 2/ 8	2025/ 2/27	T S 1663406	2018/ 9/12	2025/ 2/27	T T 6010740	2024/ 5/ 7	2025/ 2/27
T T 5475989	2024/ 2/21	2025/ 2/26	T R 3164648	2015/ 3/ 6	2025/ 2/27	T S 1789814	2018/10/ 5	2025/ 2/27	T T 6610417	2024/ 7/23	2025/ 2/27
T T 6048544	2024/ 5/ 1	2025/ 2/26	T R 3193750	2015/ 3/16	2025/ 2/27	T S 1843192	2018/10/11	2025/ 2/27	T T 6672845	2024/ 8/14	2025/ 2/27
T T 6161764	2024/ 5/16	2025/ 2/26	T R 3392337	2016/ 6/22	2025/ 2/27	T S 1938609	2018/10/26	2025/ 2/27	T T 6859958	2024/ 8/29	2025/ 2/27
T T 6393605	2024/ 7/16	2025/ 2/26	T R 3970432	2015/ 4/13	2025/ 2/27	T S 1982802	2018/10/31	2025/ 2/27	T T 7052062	2024/ 9/13	2025/ 2/27
T T 6466542	2024/ 7/ 5	2025/ 2/26	T R 4114185	2015/ 5/15	2025/ 2/27	T S 2102655	2018/11/21	2025/ 2/27	T T 7186235	2024/12/12	2025/ 2/27
T T 6773204	2024/ 8/20	2025/ 2/26	T R 4200101	2015/ 6/ 3	2025/ 2/27	T S 2106158	2018/11/12	2025/ 2/27	T T 7476567	2025/ 1/ 7	2025/ 2/27
T T 6939163	2024/ 9/24	2025/ 2/26	T R 4308054	2015/ 6/16	2025/ 2/27	T S 2146123	2018/11/20	2025/ 2/27	T T 7634348	2025/ 1/23	2025/ 2/27
T T 6997657	2024/10/10	2025/ 2/26	T R 4333164	2015/ 6/22	2025/ 2/27	T S 2457358	2019/ 1/25	2025/ 2/27	T T 7641324	2025/ 1/10	2025/ 2/27
T T 7017045	2024/ 9/20	2025/ 2/26	T R 4443225	2015/ 7/31	2025/ 2/27	T S 2494851	2019/ 1/18	2025/ 2/27	T Z 1102637	2016/ 2/ 9	2025/ 2/27
T T 7111364	2024/10/23	2025/ 2/26	T R 4811564	2015/10/19	2025/ 2/27	T S 2516785	2019/ 1/17	2025/ 2/27	T Z 1139674	2016/ 6/22	2025/ 2/27
T T 7165192	2024/11/12	2025/ 2/26	T R 4849919	2015/ 9/25	2025/ 2/27	T S 2593974	2019/ 1/23	2025/ 2/27	T Z 1341274	2019/ 2/21	2025/ 2/27
T T 7168582	2024/10/24	2025/ 2/26	T R 4955492	2015/10/21	2025/ 2/27	T S 2810131	2019/ 2/22	2025/ 2/27	T Z 2043930	2020/11/20	2025/ 2/27
T T 7394262	2024/11/18	2025/ 2/26	T R 5112653	2015/11/12	2025/ 2/27	T S 2817300	2019/ 2/22	2025/ 2/27	T Z 2093772	2021/11/ 3	2025/ 2/27
T T 7442510	2024/12/10	2025/ 2/26	T R 5587488	2016/ 2/15	2025/ 2/27	T S 3249614	2019/ 4/25	2025/ 2/27	T Z 2153633	2022/12/22	2025/ 2/27
T T 7476808	2025/ 1/10	2025/ 2/26	T R 5686593	2016/ 2/25	2025/ 2/27	T S 3261489	2019/ 4/16	2025/ 2/27	T Z 2259080	2024/ 8/12	2025/ 2/27
T T 7617876	2024/12/27	2025/ 2/26	T R 5805331	2016/ 3/18	2025/ 2/27	T S 3722912	2019/ 6/13	2025/ 2/27	M J 1018069	2020/ 3/27	2025/ 2/28
T T 7665497	2025/ 1/10	2025/ 2/26	T R 5992327	2016/ 4/22	2025/ 2/27	T S 3880731	2019/ 7/12	2025/ 2/27	M J 1073053	2020/ 3/ 3	2025/ 2/28
T T 7708946	2025/ 1/22	2025/ 2/26	T R 6026701	2016/ 4/21	2025/ 2/27	T S 4134358	2019/ 8/ 9	2025/ 2/27	M J 1084872	2020/ 3/19	2025/ 2/28
T T 7791122	2025/ 1/27	2025/ 2/26	T R 6103880	2016/ 4/27	2025/ 2/27	T S 4325769	2019/ 8/29	2025/ 2/27	M J 1152543	2020/ 3/13	2025/ 2/28
T Z 1072066	2015/ 9/30	2025/ 2/26	T R 6281071	2016/ 7/14	2025/ 2/27	T S 4426714	2019/ 9/25	2025/ 2/27	M J 1189519	2020/ 6/18	2025/ 2/28
T Z 2084217	2021/ 8/31	2025/ 2/26	T R 6702951	2016/ 9/26	2025/ 2/27	T S 4443516	2019/ 9/20	2025/ 2/27	M J 1418924	2021/ 5/12	2025/ 2/28
T Z 2170418	2023/ 1/27	2025/ 2/26	T R 6774571	2016/ 9/29	2025/ 2/27	T S 5293578	2020/ 2/ 5	2025/ 2/27	M J 1485995	2021/11/11	2025/ 2/28
T Z 2221451	2023/11/20	2025/ 2/26	T R 7172948	2016/11/25	2025/ 2/27	T T 1000619	2020/ 2/17	2025/ 2/27	M J 1608730	2022/ 7/27	2025/ 2/28
M J 1017465	2020/ 3/13	2025/ 2/27	T R 7199624	2016/12/12	2025/ 2/27	T T 1020421	2020/ 2/13	2025/ 2/27	M J 1642001	2022/ 9/ 9	2025/ 2/28
M J 1113488	2020/ 3/13	2025/ 2/27	T R 7682928	2017/ 2/22	2025/ 2/27	T T 1405356	2020/ 7/29	2025/ 2/27	M J 1757612	2023/ 1/26	2025/ 2/28
M J 1119545	2020/ 3/16	2025/ 2/27	T R 7697339	2017/ 2/22	2025/ 2/27	T T 1478939	2020/10/21	2025/ 2/27	M J 2178057	2023/ 5/21	2025/ 2/28
M J 1156599	2020/ 3/16	2025/ 2/27	T R 7782320	2017/ 3/ 3	2025/ 2/27	T T 1551496	2020/ 9/ 7	2025/ 2/27	M J 2394239	2023/ 8/15	2025/ 2/28
M J 1184996	2020/ 3/27	2025/ 2/27	T R 7932360	2017/ 3/31	2025/ 2/27	T T 1743400	2021/ 6/ 1	2025/ 2/27	M J 2438040	2023/ 8/ 3	2025/ 2/28
M J 1196232	2020/ 5/20	2025/ 2/27	T R 8275703	2017/ 5/22	2025/ 2/27	T T 1754892	2021/ 6/15	2025/ 2/27	M J 2474535	2023/ 8/ 9	2025/ 2/28
M J 1243895	2021/ 3/ 1	2025/ 2/27	T R 8324939	2017/ 5/18	2025/ 2/27	T T 2071286	2022/ 4/ 8	2025/ 2/27	M J 2558215	2023/ 9/ 6	2025/ 2/28
M J 1522353	2022/ 5/24	2025/ 2/27	T R 8403813	2017/ 5/30	2025/ 2/27	T T 2303279	2022/ 6/28	2025/ 2/27	M J 2632612	2023/10/17	2025/ 2/28
M J 1675848	2022/ 9/21	2025/ 2/27	T R 8441832	2017/ 6/ 5	2025/ 2/27	T T 2515658	2022/ 9/ 2	2025/ 2/27	M J 3459293	2024/ 5/17	2025/ 2/28
M J 1728773	2022/11/ 1	2025/ 2/27	T R 8575871	2017/ 6/30	2025/ 2/27	T T 2764408	2022/12/ 8	2025/ 2/27	M J 3562322	2024/ 6/20	2025/ 2/28
M J 1741482	2022/11/ 8	2025/ 2/27	T R 8980192	2017/ 8/18	2025/ 2/27	T T 2947470	2023/ 1/20	2025/ 2/27	M J 3761026	2024/ 7/29	2025/ 2/28
M J 1949741	2023/ 4/ 4	2025/ 2/27	T R 9138680	2017/ 9/11	2025/ 2/27	T T 3305508	2023/ 4/ 4	2025/ 2/27	M J 4016979	2024/ 9/11	2025/ 2/28
M J 1973347	2023/ 3/20	2025/ 2/27	T R 9337225	2017/10/ 5	2025/ 2/27	T T 3369415	2023/ 4/ 7	2025/ 2/27	M J 4183145	2024/12/ 4	2025/ 2/28
M J 2128599	2023/ 5/15	2025/ 2/27	T R 9361630	2017/10/17	2025/ 2/27	T T 3399047	2023/ 4/10	2025/ 2/27	T R 3248529	2015/ 3/20	2025/ 2/28
M J 2161591	2023/ 5/11	2025/ 2/27	T R 9508851	2017/11/13	2025/ 2/27	T T 4041034	2023/ 7/25	2025/ 2/27	T R 3961812	2015/ 5/13	2025/ 2/28
M J 2243606	2023/ 6/16	2025/ 2/27	T R 9771616	2018/ 1/ 4	2025/ 2/27	T T 4076010	2023/ 7/27	2025/ 2/27	T R 3994990	2015/ 5/29	2025/ 2/28
M J 2394870	2023/ 7/28	2025/ 2/27	T S 0137858	2018/ 2/21	2025/ 2/27	T T 4176508	2023/ 7/20	2025/ 2/27	T R 4136626	2015/ 5/29	2025/ 2/28
M J 2462783	2023/ 8/ 1	2025/ 2/27	T S 0290733	2018/ 3/12	2025/ 2/27	T T 4305444	2023/ 8/18	2025/ 2/27	T R 4186067	2015/ 6/ 8	2025/ 2/28
M J 2538528	2023/ 8/25	2025/ 2/27	T S 0484470	2018/ 4/ 9	2025/ 2/27	T T 4455018	2023/ 9/11	2025/ 2/27	T R 4259895	2015/ 6/19	2025/ 2/28
M J 2611923	2023/ 9/22	2025/ 2/27	T S 0651329	2018/ 5/ 1	2025/ 2/27	T T 5161359	2024/ 1/10	2025/ 2/27	T R 4365108	2015/ 7/ 7	2025/ 2/28

TR 4483354	2015/ 8/12	2025/ 2/28	TS 1311263	2018/ 7/25	2025/ 2/28	○農林水産省告白第119号
TR 4638111	2015/ 9/ 8	2025/ 2/28	TS 1599776	2018/ 8/31	2025/ 2/28	肥料の品質の確保等に関する法律（昭和11十五年法律第百11十七号）第十一條第一項（同法第11十
TR 5029040	2015/11/ 6	2025/ 2/28	TS 1717675	2018/ 9/18	2025/ 2/28	11條の1第一項において適用する場合を含む。）の規定に基づき、令和七年1月11日付をもつて
TR 5087606	2015/12/10	2025/ 2/28	TS 2223103	2018/12/ 6	2025/ 2/28	次のものに肥料の登録の有効期間を更新したので、同法第十六條第一項（同法第11十一條の1第一項において読み替えて適用する場合を含む。）の規定に基づき告示する。
TR 5175866	2015/11/30	2025/ 2/28	TS 2457294	2019/ 1/28	2025/ 2/28	令和七年四月十七日
TR 5196358	2015/11/11	2025/ 2/28	TS 2511876	2019/ 1/21	2025/ 2/28	農林水産大臣 江藤 拓
TR 5563939	2016/ 1/18	2025/ 2/28	TS 2850001	2019/ 2/22	2025/ 2/28	1
TR 5606583	2016/ 2/19	2025/ 2/28	TS 3484372	2019/ 5/22	2025/ 2/28	登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者、輸入業者又は登録外国生産業者及び国内管理人
TR 5665778	2016/ 2/24	2025/ 2/28	TS 3484880	2019/ 5/29	2025/ 2/28	の名称及び住所
TR 5683708	2016/ 2/17	2025/ 2/28	TS 3600992	2019/ 6/11	2025/ 2/28	有効期間が令和10年2月24日となったもの
TR 5816478	2016/ 3/22	2025/ 2/28	TS 3697866	2019/ 6/14	2025/ 2/28	登録番号 肥料の種類 肥料の名称 名称 住所 所
TR 6280646	2016/ 7/13	2025/ 2/28	TS 3883781	2019/ 7/ 5	2025/ 2/28	生第49163号 化成肥料 有機入りタブレット化 清和肥料工業株式会
TR 6356719	2016/ 7/28	2025/ 2/28	TS 3897455	2019/ 7/10	2025/ 2/28	成特302号 社 大阪府大阪市中央区備
TR 6443793	2016/ 8/ 4	2025/ 2/28	TS 3970176	2019/ 7/17	2025/ 2/28	後町四丁目3番4号
TR 6448684	2016/ 8/10	2025/ 2/28	TS 4302979	2019/ 8/20	2025/ 2/28	生第65643号 化成肥料 くみあい尿素複合燐加 片倉コーポアグリ株
TR 6494058	2016/ 8/16	2025/ 2/28	TS 4494948	2019/ 9/30	2025/ 2/28	安777号 式会社 東京都千代田区九段北
TR 6746058	2016/ 9/21	2025/ 2/28	TS 4519989	2019/10/ 2	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TR 6816211	2016/10/ 5	2025/ 2/28	TS 4929803	2019/11/29	2025/ 2/28	生第65679号 化成肥料 くみあい化成高度550 片倉コーポアグリ株
TR 7139320	2016/11/25	2025/ 2/28	TS 5068540	2019/12/27	2025/ 2/28	東京都千代田区九段北
TR 7158281	2016/11/30	2025/ 2/28	TS 5154003	2020/ 1/20	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TR 7165144	2016/12/ 1	2025/ 2/28	TS 5175814	2020/ 1/10	2025/ 2/28	生第65680号 加工りん酸肥料 くみあい20苦土入り鉱 片倉コーポアグリ株
TR 7321686	2016/12/28	2025/ 2/28	TS 5373120	2020/ 1/31	2025/ 2/28	さい加工りん酸肥料 東京都千代田区九段北
TR 7440878	2017/ 1/23	2025/ 2/28	TT 1965625	2022/ 4/15	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TR 7676362	2017/ 2/20	2025/ 2/28	TT 2177341	2022/ 5/26	2025/ 2/28	生第65681号 加工りん酸肥料 くみあい40粒状苦土重 片倉コーポアグリ株
TR 7725929	2017/ 2/17	2025/ 2/28	TT 2411985	2022/ 7/28	2025/ 2/28	過燐酸 東京都千代田区九段北
TR 7744303	2017/ 2/24	2025/ 2/28	TT 2557381	2022/10/21	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TR 8054986	2017/ 4/19	2025/ 2/28	TT 2860716	2023/ 1/23	2025/ 2/28	生第65683号 加工りん酸肥料 くみあい17粒状苦土過 片倉コーポアグリ株
TR 8555380	2017/ 6/29	2025/ 2/28	TT 2894201	2023/ 2/ 2	2025/ 2/28	燐酸 東京都千代田区九段北
TR 8747347	2017/ 7/14	2025/ 2/28	TT 3050519	2023/ 2/14	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TR 8808556	2017/ 7/31	2025/ 2/28	TT 3404429	2023/ 4/18	2025/ 2/28	生第65688号 化成肥料 くみあい苦土尿素入り 片倉コーポアグリ株
TR 8881695	2017/ 8/ 9	2025/ 2/28	TT 3463322	2023/ 5/ 8	2025/ 2/28	複合燐加安005 東京都千代田区九段北
TR 8941156	2017/ 8/14	2025/ 2/28	TT 3499453	2023/ 5/ 9	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TR 9463909	2017/11/ 7	2025/ 2/28	TT 3592031	2023/ 5/22	2025/ 2/28	生第65691号 化成肥料 くみあい苦土マンガン 片倉コーポアグリ株
TR 9518654	2017/11/13	2025/ 2/28	TT 3600757	2023/ 5/25	2025/ 2/28	東京都千代田区九段北
TR 9852821	2018/ 1/10	2025/ 2/28	TT 3685228	2023/ 5/22	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TR 9978310	2018/ 2/ 2	2025/ 2/28	TT 3728131	2023/ 6/15	2025/ 2/28	生第65692号 化成肥料 くみあい苦土マンガン 片倉コーポアグリ株
TS 0187084	2018/ 2/23	2025/ 2/28	TT 4327939	2023/ 8/17	2025/ 2/28	東京都千代田区九段北
TS 0213864	2018/ 2/28	2025/ 2/28	TT 4430853	2023/ 9/ 1	2025/ 2/28	一丁目8番10号
TS 0277270	2018/ 3/ 7	2025/ 2/28	TT 5076611	2023/12/18	2025/ 2/28	生第65693号 化成肥料 くみあい苦土入り複合 硝加燐安S947
TS 0379704	2018/ 3/14	2025/ 2/28	TT 5565808	2024/ 2/29	2025/ 2/28	ホクレン肥料株式会社 北海道札幌市中央区北
TS 0502471	2018/ 4/19	2025/ 2/28	TT 6371627	2024/ 6/24	2025/ 2/28	4条西1丁目1番地
TS 0702753	2018/ 5/ 2	2025/ 2/28	TT 6508565	2024/ 7/18	2025/ 2/28	生第69300号 化成肥料 光苦土有機入り複合10号
TS 0773569	2018/ 5/23	2025/ 2/28	TT 7501938	2024/12/19	2025/ 2/28	NCTアグリ株式会社 東京都千代田区外神田
TS 0811711	2018/ 5/25	2025/ 2/28	TT 7786949	2025/ 1/24	2025/ 2/28	一丁目18番13号
TS 1022403	2018/ 6/22	2025/ 2/28	TZ 1308790	2018/10/ 3	2025/ 2/28	生第69338号 液状肥料 サニーゲン青 玉名化学株式会社 熊本県玉名郡玉東町大
TS 1079600	2018/ 6/26	2025/ 2/28	TZ 2160078	2023/ 1/ 5	2025/ 2/28	字白木987番地の1
TS 1087608	2018/ 6/29	2025/ 2/28				玉名化学株式会社 熊本県玉名郡玉東町大字白木987番地の1

生第73783号	液状肥料	リード1型	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地1	生第101846号	化成肥料	たばこ用有機入り化成肥料615	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号
生第73784号	液状肥料	リード2型	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地1	生第101862号	化成肥料	くみあい有機入り化成肥料S179EA	北海道肥料株式会社	北海道室蘭市築地町148番地
生第73785号	液状肥料	リード3型	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地1	生第101870号	汚泥肥料	街クリーン	街クリーン株式会社	沖縄県南城市玉城字前川118番地
生第73786号	液状肥料	リード4型	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地1	生第101891号	化成肥料	くみあい苦土・ほう素・有機入り複合066号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第78222号	化成肥料	ダイケミ苦土有機入り複合5号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地	生第101894号	混合堆肥複合肥料	くみあい堆肥・ほう素・有機入り複合826号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第78247号	液状肥料	果菜液肥8号	株式会社生科研	熊本県阿蘇郡西原村大字鳥子312番地4	生第101896号	液状肥料	有機入り液状複合肥料666特号	朝日アグリア株式会社	埼玉県児玉郡神川町渡瀬222番地
生第84807号	汚泥肥料	Compost Power (コンポストパワー)	伊藤ハム米久プラント株式会社	千葉県柏市根戸1番地3	生第101898号	化成肥料	高度化成OX9862	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第84808号	汚泥肥料	なんせい肥料かえでちゃん	三重県度会郡南伊勢町役場	三重県度会郡南伊勢町五ヶ所浦3057番地	生第101901号	化成肥料	高度化成特262号	エムシー・ファーティコム株式会社	東京都千代田区麹町一丁目10番地
生第90961号	汚泥肥料	豊潤	有田町	佐賀県西松浦郡有田町立部乙2202番地	生第105083号	配合肥料	くみあい尿素苦土炭カル入り粒状複合253-Ca	ホクレン肥料株式会社	北海道札幌市中央区北4条西1丁目1番地
生第90962号	汚泥肥料	本巣市汚泥コンポスト	本巣市	岐阜県本巣市早野255番地	生第105091号	液状肥料	PKインパクト	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地1
生第93134号	化成肥料	有機入り化成888	ゆたか化学株式会社	茨城県結城市若宮8番40	生第105092号	液状肥料	ラッキー茶	西日本殖産有限会社	熊本県八代市松崎町159番地1
生第93141号	化成肥料	新GE有機入り化成肥料0281	株式会社グリーン・エンタープライズ	兵庫県加古川市別府町新野辺3061番地	生第105099号	化成肥料	ヰセキ有機入り複合肥料666号	株式会社ヰセキ関東甲信越	茨城県稻敷郡阿見町大字阿見4818番地
生第93142号	化成肥料	新多木有機入り化成肥料0281	多木化学株式会社	兵庫県加古川市別府町緑町2番地	生第105101号	化成肥料	垂りん酸苦土入り化成033	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小綱町17番10
生第93144号	液状肥料	ブラックジャックV	株式会社古田産業	高知県高知市五台山3983番地5	生第107128号	汚泥肥料	グラウンコンポストウニガーラ	岩手コンポスト株式会社	岩手県花巻市石鳥谷町五大堂第6地割1番地13
生第93146号	液状肥料	AGG液肥314号	アグリ技研株式会社	福岡県久留米市国分町1151-1	生第107130号	水産副産物発酵肥料	お魚の発酵肥料	株式会社奄美新興産業	鹿児島県大島郡瀬戸内町阿室釜小宮423番地
生第93151号	家庭園芸用複合肥料	NBHT号	イノチオプラントケア株式会社	愛知県豊橋市若松町字若松146番地	生第107154号	副産肥料	もみ殻シリカ灰	いみず野農業協同組合	富山県射水市北野1555番地の1
生第93153号	汚泥肥料	還元パワーおおうち	由利本荘市企業局	秋田県由利本荘市表尾崎町5番地	輸第13582号	化成肥料	KM苦土有機入り化成肥料8号	株式会社コメリ	新潟県新潟市南区清水4501番地1
生第93154号	汚泥肥料	バイオの恵ええもん	浜田市	島根県浜田市殿町1番地	輸第101874号	液状肥料	ファイトオン	フロラティン・ジャパン株式会社	東京都中央区入船二丁目10番7号
生第93155号	汚泥肥料	恵みの土	サカ工産業株式会社	京都府亀岡市大井町南金岐重見70番地	輸第105125号	配合肥料	配合プロタイプ1号	H&H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目2番9号
生第101836号	化成肥料	野菜用ペレット1号B	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町7番16号	輸第105126号	配合肥料	配合プロタイプ2号	H&H商事株式会社	東京都港区西新橋一丁目2番9号
生第101837号	化成肥料	野菜用ペレット2号B	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町7番16号	有効期間が令和10年2月25日となったもの				
生第101840号	化成肥料	そだち280号-T2	日本肥料株式会社	大阪府和泉市府中町三丁目3番5号	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名称	住所
生第101842号	化成肥料	緩効性窒素尿素苦土有機入り化成肥料050号	サンエコ株式会社	奈良県奈良市雜司町368番2	生第81329号	化成肥料	マルナカ複合肥料緩効性窒素入り13号	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号
生第101845号	化成肥料	たばこ用尿素有機入り化成肥料バーレーS625	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	生第81347号	汚泥肥料	衛生センター1号	館山市	千葉県館山市北条1145番地の1

生第81352号	汚泥肥料	北竜コンポスト	北竜町	北海道雨竜郡北竜町字和11番地1	生第93164号	化成肥料	中日本苦土入り高度化成507	中日本肥料株式会社	愛知県名古屋市中村区名駅5丁目23番12号
生第81353号	汚泥肥料	汚泥肥料	株式会社北海道エコシス	北海道帯広市西24条北4丁目5番地の4	生第101841号	混合りん酸肥料	リンカル3号	三興株式会社	大阪府吹田市西御旅町7番16号
生第81355号	汚泥肥料	エコたいひ	株式会社丹野	山形県山形市松見町12番3号	生第101873号	被覆窒素肥料	くみあい41被覆尿素セラコートR120	セントラル化成株式会社	山口県宇部市大字沖字部5254番地の7
生第81359号	汚泥肥料	ビオワンダー	有限会社日本環境技術	新潟県新潟市江南区嘉瀬字渋田1017番地1	生第101910号	化成肥料	くみあい苦土入り尿素燐加安550	片倉コーポアグリ株式会社	東京都千代田区九段北一丁目8番10号
生第81365号	汚泥肥料	えのしま肥料	西海市	長崎県西海市大瀬戸町瀬戸樫浦郷2222番地	生第105068号	化成肥料	丸菱苦土入り高度化成S608	丸菱肥料株式会社	愛知県名古屋市港区いろは町1丁目22番地
生第81366号	硫黄及びその化合物	土壤酸度調整材1号	サンアグロ株式会社	東京都中央区日本橋小網町17番10	生第105087号	化成肥料	KSY高度複合403号	有限会社ケイエスワイ	兵庫県姫路市四郷町中鈴26番地1
生第87811号	化成肥料	清和有機入り化成S881号	清和肥料工業株式会社	大阪府大阪市中央区備後町四丁目3番4号	生第105103号	化成肥料	UF入り化成530Mg	兼松アグリテック株式会社	茨城県神栖市東深芝4番地7
生第87818号	液状肥料	有機入り亜リン酸液肥1064	有限会社アシスタ	埼玉県草加市八幡町125番地12	生第105124号	化成肥料	UF苦土入り化成822	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3
生第87830号	汚泥肥料	よかつた根	株式会社東日本興産	福島県福島市山田字南音坊5番地の6	輸第13584号	配合肥料	粒状肥料SB5号	株式会社ハイボネットクスジャパン	大阪府大阪市西淀川区佃1丁目1番94号
有効期間が令和10年2月26日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	輸第13586号	尿素	46尿素	ペイシン貿易株式会社	東京都中央区日本橋三丁目1番2号
生第71707号	化成肥料	マルナカ複合肥料635	中部飼料株式会社	愛知県名古屋市中区錦二丁目13番19号	輸第13587号	尿素	尿素46.0	株式会社サンアンドホール	福岡県北九州市門司区大字猿喰1157番地の2
有効期間が令和13年2月24日となったもの									
登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称	住 所	輸第13588号	尿素	ゆいまーる尿素	農業生産法人有限会社ゆいまーる牧場	沖縄県石垣市字白保1057番地
生第60326号	成形複合肥料	くみあい粒状固形肥料28号	日本肥糧株式会社	群馬県藤岡市岡之郷字戸崎559番3	輸第13589号	けい酸加里肥料	けい酸加里21	株式会社ファイマテック	東京都千代田区神田淡路町二丁目23番1号
生第78244号	被覆複合肥料	被覆化成535号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	輸第13592号	化成肥料	化成肥料10-10-8	株式会社中村商会	東京都中央区日本橋本石町三丁目1番7号
生第78245号	被覆複合肥料	被覆化成424号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	輸第13596号	硫酸苦土肥料	CG硫酸苦土肥料	セントラルグリーン株式会社	新潟県新発田市本田3418番地
生第78246号	被覆複合肥料	被覆化成660号	住友化学株式会社	東京都中央区日本橋二丁目7番1号	輸第13597号	水酸化苦土肥料	水酸化マグネシウム	アグリコマース株式会社	佐賀県神埼市神埼町尾崎3861番地1
生第84782号	混合窒素肥料	くみあいグッドIB粒33	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号	輸第105084号	化成肥料	KM有機入り14-10-13苦土微量元素入り	ミライ・インターナショナル株式会社	北海道札幌市中央区大通西一丁目14-2
生第84783号	混合りん酸肥料	昭和粒状貝化石入り燐酸肥料A号	昭和肥料株式会社	富山県小矢部市東福町10番1号	輸第105093号	硫酸苦土肥料	硫酸マグネシウム	弓場貿易株式会社	鹿児島県鹿児島市御本町8番地20
生第84784号	混合りん酸肥料	粒状貝化石入り燐酸肥料1号	大洋化学工業株式会社	富山県小矢部市東福町10番8号	輸第105094号	りん酸加里	第一りん酸加里	弓場貿易株式会社	鹿児島県鹿児島市御本町8番地20
生第84785号	混合りん酸肥料	くみあい鉄入り粒状燐成けい酸りん肥ケイカル混合肥料10号	南九州化学工業株式会社	宮崎県兒湯郡高鍋町大字蚊口浦5029番地	輸第105120号	化成肥料	高度化成肥料744号	シーアイマテックス株式会社	東京都港区芝三丁目8番2号
生第90947号	混合りん酸肥料	くみあい燐融けい酸りん肥、ケイカル混合肥料82号	日之出化学工業株式会社	京都府舞鶴市字倉谷660番地	輸第105123号	硫酸マンガン肥料	マンガンパワー40	株式会社ジャパンバイオファーム	長野県伊那市美篋1112番地
生第93160号	化成肥料	新東ジアン入り化成570	新東化学工業株式会社	千葉県市原市八幡海岸通11番1	外第243号	副産動植物質肥料	アミノ酸粉状10号	山東雲涛有機肥料有限公司	中華人民共和国山東省維坊市峽山区峽山街道濟青高速峽山口向南1000米
								雲涛有機株式会社 (国内管理人)	京都府相楽郡和束町大字中小字平田13番地の1

外第105128号	配合肥料	NutriVant Plus Sugarcane	FERTILIZERS & CHEMICALS LIMITED ICL JAPAN株式会社 (国内管理人)	イスラエル国ハイファ P.O.box 1428 東京都文京区後楽二丁目2番22号	1 登録番号、肥料の種類及び名称並びに生産業者又は輸入業者の氏名又は名称及び住所				
					登録番号 肥料の種類 肥料の名称 氏名又は名称 住所				
外第105129号	被覆窒素肥料	Agrocote Max 43-0-0 4-5M	Everris International B.V. ICL JAPAN株式会社 (国内管理人)	オランダ王国ヘルン Nijverheidsweg 1-5, 6422PD 東京都文京区後楽二丁目2番22号	生第37658号 化成肥料 すみれホスカ444 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
					生第57647号 化成肥料 すみれ特3号 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
有効期間が令和13年2月25日となったもの	登録番号	肥料の種類	肥料の名称	名 称 住 所	生第57648号 化成肥料 すみれ特8号 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
					生第58833号 化成肥料 ヒバリホスカ特45号 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
登録番号	配合肥料	BBN284号	株式会社JAグリーンとちぎ	栃木県宇都宮市中岡本町字丸山2713番1	生第66165号 化成肥料 すみれホスカ622 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
					生第68022号 化成肥料 福太郎555 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
登録番号	配合肥料	ぐみあいジアン入り被覆複合S334	ジェイカムアグリ株式会社	東京都千代田区神田須田町二丁目6番6号	生第68023号 化成肥料 福太郎444 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
					生第68029号 化成肥料 すみれホーソ別10号 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
輸第10779号	尿素	N458	株式会社小畠辰之助商店	和歌山県和歌山市元寺町三丁目51番地1	生第70770号 化成肥料 NN入り東菱502号 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
					生第75068号 化成肥料 すみれホスカV1 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
輸第10780号	尿素	尿素	有限会社亜細亜トーレーディング	沖縄県那覇市曙二丁目3番18号	生第77583号 化成肥料 東菱高度化成444 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
					生第84794号 化成肥料 東菱苦土ホーソ入り620 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
輸第10781号	重過りん酸石灰	40.0-34.0重過りん酸石灰	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	生第84909号 汚泥肥料 栗肥土(クリピット) 栗山町 北海道夕張郡栗山町松風3丁目252番地				
					生第87758号 配合肥料 楽取り一発950 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
輸第10782号	重過りん酸石灰	41.0-35.0重過りん酸石灰	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	生第89587号 化成肥料 高度化成NS007 東菱肥料株式会社 茨城県神栖市砂山4番地				
					生第91683号 汚泥肥料 汚泥発酵肥料 みなかみ町 群馬県利根郡みなかみ町後閑318番地				
輸第10783号	重過りん酸石灰	41.0-38.0重過りん酸石灰	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	輸第10007号 甲殻類質肥料 粉末 BXエビ・カニ特号 ビ・エックス商会株式会社 東京都中央区日本橋小舟町7番1号				
					輸第12439号 副産動植物質肥料 CELL-YEAST・ミックスパウダー ビ・エックス商会株式会社 東京都中央区日本橋小舟町7番1号				
輸第10784号	重過りん酸石灰	42.0-39.0重過りん酸石灰	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	輸第13601号 液状肥料 葉友2号 秋葉佳伸 茨城県結城市大字結城1404番地				
					輸第13602号 液状肥料 アミノンアクティブ 秋葉佳伸 茨城県結城市大字結城1404番地				
輸第10785号	蒸製皮革粉	13.0蒸製皮革粉	全国農業協同組合連合会	東京都千代田区大手町一丁目3番1号	輸第102418号 甲殻類質肥料 粉末 甲殻類カニ3匹(Ver.2) ビ・エックス商会株式会社 東京都中央区日本橋小舟町7番1号				
					輸第106203号 副産植物質肥料 CSL Powder 東邦物産株式会社 東京都港区芝公園二丁目4番1号				
2 保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)									
肥料の名称ごとの保証成分量その他の規格(肥料の品質の確保等に関する法律第4条第1項第3号に掲げる肥料にあっては、含有を許される有害成分の最大量その他の規格)は、次のとおりである。									
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)									
○農林水産省規格に付印									
肥料の品質の確保等に関する法律(昭和11年5月法律第111号)第14条の規定に基づき、次の肥料の登録は失效したので、同法第14条第1項の規定に基づき登録をやめます。									
〔次のとおり〕は、省略し、その関係書類を農林水産省消費・安全局農産安全管理課に備え置いて総覧に供するとともに、インターネットの利用その他の方法により公表するものとする。)									

# 官 告 報 行

## 事 項

### 米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部変更について

主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律（平成6年法律第113号）第4条第6項の規定に基づき、米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針の一部を令和7年3月26日付けで次のように変更したので、同条第7項において準用する同条第5項の規定に基づき公表する。

令和7年4月17日

農林水産大臣 江藤 拓

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分（以下「傍線部分」という。）でこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線部分があるものは、これを当該傍線部分のように改め、改正後欄に掲げる規定の傍線部分でこれに対応する改正前欄に掲げる規定の傍線部分がないものは、これを加える。

「米穀の需給及び価格の安定に関する基本指針」の一部変更新旧対照表

（下線部は変更部分）

改 正 後	改 正 前																																								
<b>第1</b> (略)	<b>第1</b> (略)																																								
<b>第2</b> 米穀の需給の見通しに関する事項	<b>第2</b> 米穀の需給の見通しに関する事項																																								
1・2 (略)	1・2 (略)																																								
3 令和6／7年及び令和7／8年の需給見通し	3 令和6／7年及び令和7／8年の需給見通し																																								
(1) 令和6／7年の需給見通し 令和6／7年の需給見通しは、表3のとおりです。	(1) 令和6／7年の需給見通し 令和6／7年の需給見通しは、表3のとおりです。																																								
① 供給量 ア (略) イ 令和6年産主食用米等の生産量は、679万トン <u>(令和6年産水稻の収穫量(主食用)(確報))</u> です。 ウ (略)	① 供給量 ア (略) イ 令和6年産主食用米等の生産量は、679万トン <u>(令和6年産水稻の収穫量(主食用)(令和6年12月公表))</u> です。 ウ (略)																																								
②・③ (略)	②・③ (略)																																								
(2) (略)	(2) (略)																																								
表3 令和6／7年及び令和7／8年の主食用米等の需給見通し (単位：万トン)	表3 令和6／7年及び令和7／8年の主食用米等の需給見通し (単位：万トン)																																								
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令和6／7年</td> <td style="width: 40%;">令和6年6月末民間在庫量</td> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 40%;">153</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6年産主食用米等生産量</td> <td>B</td> <td>679</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6／7年主食用米等供給量計 C = A + B</td> <td></td> <td>832</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6／7年主食用米等需要量</td> <td>D</td> <td>674</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和7年6月末民間在庫量 E = C - D</td> <td></td> <td>158</td> </tr> </table>	令和6／7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153		令和6年産主食用米等生産量	B	679		令和6／7年主食用米等供給量計 C = A + B		832		令和6／7年主食用米等需要量	D	674		令和7年6月末民間在庫量 E = C - D		158	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 10%;">令和6／7年</td> <td style="width: 40%;">令和6年6月末民間在庫量</td> <td style="width: 10%;">A</td> <td style="width: 40%;">153</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6年産主食用米等生産量</td> <td>B</td> <td>679</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6／7年主食用米等供給量計 C = A + B</td> <td></td> <td>832</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和6／7年主食用米等需要量</td> <td>D</td> <td>674</td> </tr> <tr> <td></td> <td>令和7年6月末民間在庫量 E = C - D</td> <td></td> <td>158</td> </tr> </table>	令和6／7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153		令和6年産主食用米等生産量	B	679		令和6／7年主食用米等供給量計 C = A + B		832		令和6／7年主食用米等需要量	D	674		令和7年6月末民間在庫量 E = C - D		158
令和6／7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153																																						
	令和6年産主食用米等生産量	B	679																																						
	令和6／7年主食用米等供給量計 C = A + B		832																																						
	令和6／7年主食用米等需要量	D	674																																						
	令和7年6月末民間在庫量 E = C - D		158																																						
令和6／7年	令和6年6月末民間在庫量	A	153																																						
	令和6年産主食用米等生産量	B	679																																						
	令和6／7年主食用米等供給量計 C = A + B		832																																						
	令和6／7年主食用米等需要量	D	674																																						
	令和7年6月末民間在庫量 E = C - D		158																																						

令和7／8年	令和7年6月末民間在庫量	E	158
	令和7年産主食用米等生産量	F	683
	令和7／8年主食用米等供給量計 G=E+F		841
	令和7／8年主食用米等需要量	H	663
	令和8年6月末民間在庫量	I=G-H	178

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の1の買付けを行ったSBS方式による輸入数量及び第4の2のSBS方式による輸入予定数量は含まれない。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

### 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

#### 1 備蓄運営の基本的な考え方

(1)・(2) (略)

(3)また、(1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（原則1年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。

(4) (略)

2 (略)

### 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

#### 1 令和6会計年度の輸入状況

令和6会計年度においては、令和6年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,960トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入10万トン）を買付けたとともに、CPTPP協定に基づく輸入についても全量を買付けました。

#### 2 令和7会計年度の輸入方針

令和7会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間7,200トンとします。

令和7／8年	令和7年6月末民間在庫量	E	158
	令和7年産主食用米等生産量	F	683
	令和7／8年主食用米等供給量計 G=E+F		841
	令和7／8年主食用米等需要量	H	663
	令和8年6月末民間在庫量	I=G-H	178

注1：上記の見通しは、国内で生産された主食用米等の需給見通しであり、第4の2のSBS方式による輸入米は含まれない。

注2：ラウンドの関係で計と内訳が一致しない場合がある。

### 第3 米穀の備蓄の目標数量その他米穀の備蓄の運営に関する事項

#### 1 備蓄運営の基本的な考え方

(1)・(2) (略)

(3)また、(1)の⑤の放出及び(2)の代替供給のほか、主食用米の円滑な流通に支障が生じる場合であって、農林水産大臣が必要と認めるときは、備蓄の円滑な運営を阻害しない範囲で、買受資格者に対する主食用としての備蓄米の売渡しを、政府が当該買受資格者から一定期間後（1年以内）に当該備蓄米と同等同量の国内産米の買入れを行うとの条件を付した上で、できることとします（買戻し条件付売渡し）。

(4) (略)

2 (略)

### 第4 米穀の輸入数量及びその種類別の数量に関する事項

我が国は、平成7年度からガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づくミニマム・アクセス米の輸入を実施しており、この輸入は、「ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針」（平成5年12月17日閣議了解）の趣旨を踏まえつつ行うこととしています。また、これに加えて、平成30年度からCPTPP協定に基づく輸入を実施しています。いずれの輸入に当たっても、輸出国の輸出余力、国際相場等を勘案しながら適切に行うこととしています。

#### 1 令和5会計年度の輸入状況

令和5会計年度においては、令和5年3月の基本指針に基づき、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく77万玄米トン（うちSBS（売買同時契約）方式による輸入10万トン）及びCPTPP協定に基づく6,720トン（SBS方式により運用する豪州に対する国別枠）の輸入を実施すべく、順次買付けを行いました。その結果、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入について全量（うちSBS方式による輸入7万トン）を買付けたとともに、CPTPP協定に基づく輸入については6,198トンを買付けました。

#### 2 令和6会計年度の輸入方針

令和6会計年度の輸入予定数量は、ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意に基づく輸入については、WTO農業交渉において新たな合意ができるまではミニマム・アクセス数量は平成12年度の水準が維持されることから、年間77万玄米トンとし、そのうちSBS方式による輸入については、予定数量を年間10万トンとします。また、CPTPP協定に基づく輸入については、SBS方式により運用する豪州に対する国別枠として、予定数量を年間6,960トンとします。

国土調査法に基づく国土調査の成果と同一の効果があるものとしての指定の公告

国土調査法（昭和二十六年法律第百八十号）第十九条第五項の規定により、国土調査以外の測量及び調査の結果作成された次の地図及び簿冊を、同条第二項の規定によつて認証された国土調査の成果と同一の効果があるものとして令和七年三月十日付けをもつて指定したので、国土調査法施行令（昭和二十七年政令第五十九号）第二十条の規定により公告する。

余和七年四月十七日

農林水産大臣 江藤 拓

測量及び調査を行つた者の名称	地図及び簿冊	
	北海道	岩手県
北海道	北海道北斗市白川及び細入並びに亀田郡七飯町字飯田町の各一部（農業競争力強化農地整備事業　白川地区）確定測量図及び換地計画書	青森県
福寿地区	北海道旭川市東鷹栖の一部（農業競争力強化農地整備事業　福寿地区）確定測量図及び換地計画書	
北海道上川郡比布町の一部（農業競争力強化農地整備事業　比布中央第2地区）確定測量図及び換地計画書		
青森県青森市大字金浜及び上野の各一部（農地整備事業　経営体育成型）荒川中部地区確定測量図及び換地計画書	青森県青森市三戸郡南部町大字小泉の一部（経営体育成基盤整備事業　小泉地区）確定測量図及び換地計画書	青森県
青森県三戸郡南陽町大字三沢字庭構の一部（経営体育成基盤整備事業　八幡地区）確定測量図及び換地計画書	岩手県宮古市田老字払川、星山、片巻及び水沢の各一部（農用地災害復旧関連区画整理事業　宮古地区）確定測量図及び換地計画書	岩手県
岩手県大船渡市三陸町吉浜字大野及び平根の各一部（復興基盤総合整備事業　吉浜地区（大野工区））確定測量図及び換地計画書	岩手県北上市新平及び滑田の各一部（経営体育成基盤整備事業　江釣子第一地区）確定測量図及び換地計画書	
岩手県北上市稻瀬町及び奥州市江刺稻瀬の各一部（経営体育成基盤整備事業　下門岡地区）確定測量図及び換地計画書	岩手県一関市中里、川辺及び西磐井郡平泉町平泉、長島の各一部（経営体育成基盤整備事業　一関第一地区）確定測量図及び換地計画書	
岩手県陸前高田市矢作町字越戸内、金平、中島、大嶋部及び小嶋部の各一部（復興基盤総合整備事業　下矢作地区）確定測量図及び換地計画書	岩手県紫波郡矢巾町大字下矢次の各一部（経営体育成基盤整備事業　下矢次地区）確定測量図及び換地計画書	
岩手県釜石市唐丹町の一部（復興基盤総合整備事業　釜石地区）確定測量図及び換地計画書	岩手県紫波郡釜石市唐丹町大字西徳田及び東徳田の各一部（経営体育成基盤整備事業　徳田第二地区）確定測量図及び換地計画書	

岩手県	岩手県上閉伊郡大槌町大槌第22地割第22地割字下野の一部（復興基盤総合整備事業 下野地区）確定測量図及び換地計画書
福島県	岩手県下閉伊郡山田町船越第18地割の一部（農用地災害復旧関連区画整理事業 山田地区（小谷鳥工区）確定測量図及び換地計画書
山形県	岩手県九戸郡輕米町大字山内第1地割、第2地割及び第3地割並びに大字晴山町第1地割、第2地割、第3地割及び第4地割（中山間地域総合整備事業 大清水地区（大清水工区）内城工区）確定測量図及び換地計画書
衣川土地改良区	岩手県一関市花泉町涌津、永井及び油島の各一部（経営体成基盤整備事業 夏川地区）確定測量図及び換地計画書
	岩手県陸前高田市広田町字谷地、羽根穴、明下、平畑、蒲田、山田、大祝、岩倉及び赤坂角地の各一部（中山間地域総合整備事業 広田地区）確定測量図及び換地計画書
	岩手県宮古市津軽石及び赤前（各一部（農用地災害復旧関連区画整理事業 宮古地区（津軽石・赤前工区）確定測量図及び換地計画書
	岩手県奥州市衣川の一部（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金（基盤整備）石生地区）確定測量図及び換地計画書
	山形県西置賜郡白鷹町大字萩野の一部（耕作放棄地解消・発生防止基盤整備事業 萩野地区）確定測量図及び換地計画書
	山形県村山市大字長島の一部（経営体育成基盤整備事業 島地区）確定測量図及び換地計画書
	山形県村山市大字名取の一部（経営体育成基盤整備事業 西郷名取地区）確定測量図及び換地計画書
	福島県喜多方市塙川町常世、五合、中屋沢及び塙の各一部（経営体育成基盤整備事業 駒形第二地区）確定測量図及び換地計画書
	福島県南会津郡南会津町山口字鹿島下、久保田、台ノ下及び倉田の各一部（中山間地域総合整備事業 南会津西部地区）確定測量図及び換地計画書
栃木県	栃木県芳賀郡市貝町大字市塙、文谷及び杉山の各一部（経営体育成基盤整備事業 小貝川沿岸2期地区）確定測量図及び換地計画書
	栃木県真岡市谷貝新田、砂ヶ原及び下野市上吉田、本吉田並びに河内郡上三川町大字坂上、三本木の各一部（経営体育成基盤整備事業 鬼怒川西部地区）確定測量図及び換地計画書

山梨県	山梨県日光市大字矢野口及び沢又の各一部（経営体育成基盤整備事業 矢野口地区）確定測量図及び換地計画書	栃木県那須郡那須町大字塗塚及び川田の各一部（経営成基盤整備事業 漆塚地区）確定測量図及び換地計画書	栃木県日光市大字矢野口及び沢又の各一部（経営体育成基盤整備事業 矢野口地区）確定測量図及び換地計画書
		栃木県矢板市上伊佐野の各一部（中山間地域総合整備事業 上伊佐野地区）確定測量図及び換地計画書	栃木県芳賀郡茂木町大字深沢の各一部（中山間地域総合整備事業 茂木南部（深沢下）地区）確定測量図及び換地計画書
	みなかみ町	群馬県吾妻郡東吾妻町大字荻生の一部（農山漁村地域整備事業付金農地整備事業（耕作放棄地型） 荻生川西地区）確定測量図及び換地計画書	群馬県渋川市川島の一部（小規模農村整備事業 川島大輪原地区）確定測量図及び換地計画書
千葉県	海老瀬土地改良事業一人施行	群馬県利根郡みなかみ町上津の一部（小規模農村整備事業前山地区）確定測量図及び換地計画書	群馬県利根郡みなかみ町小川の一部（小規模農村整備事業前中原地区）確定測量図及び換地計画書
		群馬県印西市大字船尾町大字海老瀬の一部（土地改良事業 海老瀬地区）確定測量図及び換地計画書	群馬県邑楽郡板倉町大字新田、町田道添及び向久保の各一部（小規模農村整備事業平戸2期地区）確定測量図及び換地計画書
	千葉県山武市大字松尾町蕪木、金尾、上大蔵及び小川の各一部（経営体育成基盤整備事業 豊岡地区第2工区）確定測量図及び換地計画書	千葉県山武市大字松尾町上大蔵、下大蔵、田越及び小川の各一部（経営体育成基盤整備事業 豊岡地区第3工区）確定測量図及び換地計画書	千葉県山武市大字松尾町蕪木及び田越の各一部（経営体育成基盤整備事業 豊岡地区第1工区）確定測量図及び換地計画書
	千葉県大網白里市大字永田、小中、神房、萱野及び砂田の各一部（経営体育成基盤整備事業 瑞穂地区）確定測量図及び換地計画書	千葉県北杜市大字白州町大武川の一部（農地環境整備事業大武川地区 大武川工区）確定測量図及び換地計画書	千葉県北杜市大字白州町白須の一部（耕作放棄地解消・発生地計画書）

山梨県 甲州市大字塩山竹森の一部 （玉宮第1・1・1・3・3工区）	静岡県 甲州市大字塩山下粟生野の一部 （畑地帯総合整備事業 万力地区 （万力第3工区）確定測量図及び換地計画書	山梨県山梨市大字万力の一部（畑地帯総合整備事業 万力地区 （万力第3工区）確定測量図及び換地計画書	
		山梨県笛吹市大字御坂町尾山の一部（畑地帯総合整備事業 大野寺地区（尾山工区）確定測量図及び換地計画書	
山梨県西八代郡市川三郷町大字上野の一部 （中山間地域総合整備事業 三珠豊富地区（川浦工区）確定測量図及び換地計画書	静岡県静岡市清水区大字蒲原中、蒲原堰沢及び蒲原中及び蒲原東地区 （蒲原西地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県静岡市清水区大字蒲原中、蒲原堰沢及び蒲原中及び蒲原東地区 （蒲原西地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県静岡市清水区大字蒲原中、蒲原堰沢及び蒲原中及び蒲原東地区 （蒲原西地区）確定測量図及び換地計画書
山梨県静岡市清水区大字尾羽、草ヶ谷、横砂、山切及び広瀬 （尾羽地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県静岡市清水区大字尾羽、草ヶ谷、横砂、山切及び広瀬 （尾羽地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県静岡市清水区大字尾羽、草ヶ谷、横砂、山切及び広瀬 （尾羽地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県静岡市清水区大字尾羽、草ヶ谷、横砂、山切及び広瀬 （尾羽地区）確定測量図及び換地計画書
静岡県伊豆市大字大平の一部（内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業 大平地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県伊豆市大字大平の一部（内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業 大平地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県伊豆市大字大平の一部（内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業 大平地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県伊豆市大字大平の一部（内陸フロンティア企業誘致促進農業基盤整備事業 大平地区）確定測量図及び換地計画書
静岡県菊川市大字下平川及び大字上平川の各一部（経営体育成基盤整備事業 池村地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県菊川市大字下平川及び大字上平川の各一部（経営体育成基盤整備事業 池村地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県菊川市大字下平川及び大字上平川の各一部（経営体育成基盤整備事業 池村地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県菊川市大字下平川及び大字上平川の各一部（経営体育成基盤整備事業 池村地区）確定測量図及び換地計画書
静岡県掛川市大字逆川及び大字蘭ヶ谷の各一部（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 逆川地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県掛川市大字逆川及び大字蘭ヶ谷の各一部（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 逆川地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県掛川市大字逆川及び大字蘭ヶ谷の各一部（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 逆川地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県掛川市大字逆川及び大字蘭ヶ谷の各一部（農山漁村活性化プロジェクト支援交付金事業 逆川地区）確定測量図及び換地計画書
静岡県島田市大字中河の一部（土地改良事業 中河第三地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県島田市大字中河の一部（土地改良事業 中河第三地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県島田市大字中河の一部（土地改良事業 中河第三地区）確定測量図及び換地計画書	静岡県島田市大字中河の一部（土地改良事業 中河第三地区）確定測量図及び換地計画書
愛知県 岡崎市東牧内町荒井、沖、上川形、下川形、甲田、久佐々木堤 （反畑、日久、日久東、肥後原及び向野、並びに上佐々木堤 町蓮池、東屋敷及び東菊田並びに渡町新田西、落合、折角） 及び鉛ヶ崎の各一部（経営体育成基盤整備事業 東牧内地区）確定測量図及び換地計画書	愛知県岡崎市東牧内町荒井、沖、上川形、下川形、甲田、久佐々木堤 （反畑、日久、日久東、肥後原及び向野、並びに上佐々木堤 町蓮池、東屋敷及び東菊田並びに渡町新田西、落合、折角） 及び鉛ヶ崎の各一部（経営体育成基盤整備事業 東牧内地区）確定測量図及び換地計画書	愛知県岡崎市東牧内町荒井、沖、上川形、下川形、甲田、久佐々木堤 （反畑、日久、日久東、肥後原及び向野、並びに上佐々木堤 町蓮池、東屋敷及び東菊田並びに渡町新田西、落合、折角） 及び鉛ヶ崎の各一部（経営体育成基盤整備事業 東牧内地区）確定測量図及び換地計画書	愛知県岡崎市東牧内町荒井、沖、上川形、下川形、甲田、久佐々木堤 （反畑、日久、日久東、肥後原及び向野、並びに上佐々木堤 町蓮池、東屋敷及び東菊田並びに渡町新田西、落合、折角） 及び鉛ヶ崎の各一部（経営体育成基盤整備事業 東牧内地区）確定測量図及び換地計画書
愛知県 稲沢市土地改良区 （東畑工区） 及び換地計画書 六丁目 島北浦町、島本郷町、島寺西町、島下畑町 及び島新田町の各一部（畑地総合整備事業 稻沢地区第3工区） ・第3工区の8（島西工区）確定測量図工区	愛知県 稲沢市東畑一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、 （島北浦町、島本郷町、島寺西町、島下畑町） 及び島新田町の各一部（畑地総合整備事業 稻沢地区第3工区） ・第3工区の8（島西工区）確定測量図工区	愛知県 稲沢市東畑一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、 （島北浦町、島本郷町、島寺西町、島下畑町） 及び島新田町の各一部（畑地総合整備事業 稻沢地区第3工区） ・第3工区の8（島西工区）確定測量図工区	愛知県 稲沢市東畑一丁目、二丁目、三丁目、四丁目、五丁目、 （島北浦町、島本郷町、島寺西町、島下畑町） 及び島新田町の各一部（畑地総合整備事業 稻沢地区第3工区） ・第3工区の8（島西工区）確定測量図工区

弥富土地改良区		三重県	島根県
		三重県 鈴鹿市 稲生町の一部（高度水利機能確保基盤整備事業 稻生地区）確定測量図及び換地計画書	愛知県弥富市西中地町五右の一部（非補助非融資土地改良事業 五右地区）確定測量図及び換地計画書
山口県	広島市	島根県出雲市佐田町下橋波の一部（中山間地域総合整備事業 佐田地区（橋波工区））確定測量図及び換地計画書	島根県出雲市佐田町八幡原の一部（中山間地域総合整備事業 佐田地区（八幡原川工区））確定測量図及び換地計画書
		島根県出雲市佐田町反辺の一部（中山間地域総合整備事業 佐田地区（反辺工区））確定測量図及び換地計画書	島根県出雲市佐田町東村の一部（中山間地域総合整備事業 佐田地区（飯栗東村工区））確定測量図及び換地計画書
		島根県出雲市佐田町須佐の一部（中山間地域総合整備事業 佐田地区（須佐工区））確定測量図及び換地計画書	島根県出雲市大東町上久野の一部（中山間地域総合整備事業 雲南北地区（日向工区））確定測量図及び換地計画書
		島根県雲南市大東町東阿用及び岡村の各一部（中山間地域総合整備事業 合整備事業 雲南北地区（中盛工区））確定測量図及び換地計画書	島根県雲南市大東町立河内及び幸地の各一部（中山間地域総合整備事業 合整備事業 高津川地区（立河内工区））確定測量図及び換地計画書
		島根県鹿足郡津和野町添谷の一部（中山間地域総合整備事業 高津川地区（添谷工区））確定測量図及び換地計画書	島根県新見市神郷高瀬の一部（中山間地域総合整備事業 見地区（神郷高瀬工区））確定測量図及び換地計画書
		島根県井原市美星町字戸谷の一部（中山間地域総合整備事業 井原地区（字戸谷工区））確定測量図及び換地計画書	島根県三原市沼田西町大字松江及び小原の各一部（経営体 成基盤整備事業 沼田西地区（松江工区））確定測量図及び換 地計画書
		広島県尾道市御調町大字徳永の一部（農業競争力強化基盤整 備事業 御調河内第2地区（徳永郷工区））確定測量図及び換 地計画書	広島県尾道市安佐南区沼田町大字吉山の一部（農山漁村振興 交付金（基盤整備） 大原地区）確定測量図及び換地計画書
		島西地区（第二換地地区）確定測量図及び換地計画書	山口県山口市秋穂二島の一部（経営体育成基盤整備事業 島西地区（第二換地地区））確定測量図及び換地計画書

## 公報

## 細 報

## 破産手続開始及び免責許可申立てに関する意見申述期間

次の破産事件について、以下のとおり破産手続を開始した。破産財団に属する財産の所持者及び破産者に対して債務を負担する者は、破産者にその財産を交付し、又は弁済をしてはならない。

## 令和7年(フ)第31号

鹿児島市柴原2丁目47-8 アップルハウス柴原1-110、住民票上の住所鹿児島市上福元町5645番地12 セゾンソフィア101号  
債務者 大迫秀一

1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 西選子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月28日午後3時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月21日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第14号

鹿児島県日置市東市来町長里1644-11、住民票上の住所鹿児島市花尾町4450番地  
債務者 元山勝

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 染川真二  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年5月30日午後3時  
5 免責意見申述期間 令和7年5月23日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

## 令和7年(フ)第322号

仙台市太白区四郎丸字落合1番地の20  
債務者 山本洋平

1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小山悠  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後2時35分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第306号

さいたま市中央区鈴谷7丁目2番18-101号  
債務者 江副謙一  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 申景秀  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月16日午後2時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

## 令和7年(フ)第4号

新潟県加茂市大郷町2丁目8番10号  
債務者 ゴチソウラーメン雷電こと田中春樹  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 阿部理順  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月5日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで

新潟地方裁判所三条支部

## 令和7年(フ)第209号

仙台市泉区歩坂町58番2号 アクティブパレス百合ヶ丘A7棟2  
債務者 竹原光輝  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小池千尋  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月23日午後1時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第251号

仙台市太白区茂庭台4丁目3番6-405号、  
従前の住所埼玉県朝霞市根岸台8丁目6番26号  
債務者 角谷千鶴子(旧姓渡辺)  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小堀絵里子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午後2時45分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第292号

仙台市泉区旭丘堤1丁目13番1号 ブリティッシュヒルズ旭ヶ丘101、従前の住所仙台市泉区南光台4丁目4番7号 アップルハウス旭ヶ丘5-101  
債務者 佐藤瞳  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 天野智之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午後1時50分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第30号

宮城県東松島市小松字谷地170番地1 市営小松南住宅2号棟203号室  
債務者 阿部竜也  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小俣由香利  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

仙台地方裁判所石巻支部破産係

## 令和7年(フ)第41号

茨城県古河市西牛谷406番地15  
債務者 大戸一浩  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 千田聰太  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後3時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

水戸地方裁判所下妻支部

## 令和7年(フ)第42号

茨城県古河市西牛谷406番地15  
債務者 大戸真澄美  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 千田聰太  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月24日午後3時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

水戸地方裁判所下妻支部

## 令和7年(フ)第90号

岡山市北区牟佐981番地1、旧住所岡山市南区大福1041番地4  
債務者 佐々木貴正(旧姓竹本)  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 香山昌平  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月1日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第143号

岡山市南区福田21番地14  
債務者 萩野政治  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 桑島幹雄  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

岡山地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第131号

広島市安佐北区白木町大字井原1086番地4  
バストラルS C棟103号  
債務者 橋本真吾  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 目代雄三  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月17日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第201号

広島市西区三篠町1丁目7番23-1号  
債務者 百崎潤子  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 佐藤真奈美  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで

広島地方裁判所民事第4部

## 令和7年(フ)第73号

大分市古国府5丁目2番33号 サニーパレス  
豊府305号、住民票上の住所大分県津久見市  
上宮本町7番2号  
債務者 清水 透  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小野 貴久  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月20日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係

## 令和7年(フ)第14号

福島県いわき市鹿島町走熊字小神山90番地  
債務者 鈴木 祐一  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 越前谷元紀  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月26日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで  
福島地方裁判所いわき支部

## 令和7年(フ)第65号

滋賀県湖南市石部南2丁目9番5号  
債務者 ハイ・フィールド建設こと 上田  
孝  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 西川真美子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年7月2日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
大津地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第66号

滋賀県湖南市石部南2丁目9番5号  
債務者 上田 多美  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 西川真美子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年7月2日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
大津地方裁判所民事部

## 令和6年(フ)第209号

滋賀県彦根市安食中町350番地  
債務者 森杉 樹  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 日比野貴子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月30日午前10時50分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
大津地方裁判所彦根支部

## 令和7年(フ)第26号

滋賀県近江八幡市安養寺町8番地34  
債務者 平井 博人  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 矢田 圭  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月16日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
大津地方裁判所彦根支部

## 令和7年(フ)第28号

滋賀県近江八幡市未広町652番地  
債務者 木津 晃  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 生駒 英司  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月30日午前10時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
大津地方裁判所彦根支部

## 令和7年(フ)第203号

神戸市北区北五葉5丁目6番20号  
債務者 オフィスズキこと 鈴木 繁  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小田 祐資  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月18日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
神戸地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第15号

大分県宇佐市大字長洲4064番地の4  
債務者 中野 久常  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 井原 紗子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月5日午前10時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
横浜地方裁判所第3民事部

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月12日午後1時15分  
5 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで

大分地方裁判所中津支部破産・再生係  
令和7年(フ)第289号

埼玉県上尾市大字地頭方449番地41、旧住所  
さいたま市西区西大宮3丁目36番地19  
債務者 森川 健也

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 宮野 大翔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月23日午後1時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで

## 令和7年(フ)第358号

埼玉県朝霞市溝沼4丁目6番17号 アンシェ  
ルE棟  
債務者 廣田 佳子

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 谷垣 智之  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月23日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係  
令和7年(フ)第42号

鹿児島市田上台1丁目8番1号 ホワイトハ  
イツ田上307号  
債務者 高辻 愛

1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 清野 龍作  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月10日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで

鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
令和7年(フ)第209号

横浜市磯子区洋光台4丁目1番5-412号  
債務者 上田 玲子

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 守田 芳浩  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月5日午前10時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで

## 令和7年(フ)第170号

栃木県宇都宮市築瀬2丁目10番12号 青木マ  
ンションB101

債務者 ゴールドラッシュこと 三田 雅美  
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 伊藤 幹哲  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月6日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
令和7年(フ)第174号

栃木県那須烏山市南2丁目4番2号

債務者 高森 悅夫  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 服部 有

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月6日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係  
令和7年(フ)第242号

名古屋市中川区供米田2丁目909番地の1

P L A C E W A L L 603号

債務者 本巣 武  
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 大野 修平

4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月19日午後1時50分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月5日まで

名古屋地方裁判所民事第2部  
令和7年(フ)第189号

さいたま市南区大字大谷口2427番地 コン

フォートテラス C102

債務者 杉本 雄一  
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。

3 破産管財人 弁護士 守田 芳浩  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告  
の期日 令和7年6月23日午前10時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで

さいたま地方裁判所第3民事部破産係

令和7年(フ)第190号 さいたま市南区大字大谷口2427番地 コン フォートテラス C102 債務者 杉本 美希 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 守田 芳浩 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 井花 正伸 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月24日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 福井地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田村 信彦 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月13日午前10時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所堺支部破産係
令和6年(フ)第4105号 大阪府吹田市岸部北5丁目32番10-205号 債務者 Cam Camこと 藤井 生氣 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 田中 駿 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午後1時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 深尾 至 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月24日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 渡邊 拓也 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月13日午前11時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係	1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 大塚公美子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月27日午前10時 5 免責意見申述期間 令和7年6月13日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部
令和7年(フ)第344号 大阪市港区南市岡3丁目10番13-312号 債務者 和田 潤哉 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 實重 裕光 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月23日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月9日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 塚本 耕平 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午後2時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 福手 雅人 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午前10時50分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 名古屋地方裁判所民事第2部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 矢田 達広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月30日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月16日まで さいたま地方裁判所第3民事部破産係
令和6年(フ)第2937号 横浜市西区浜松町11番21-102号 債務者 上野 和枝 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 新井 聰子 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月11日午前11時40分 5 免責意見申述期間 令和7年6月10日まで 横浜地方裁判所第3民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 野口 大 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月12日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年6月11日まで 佐賀地方裁判所民事部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 級根 壮一 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月26日午後2時10分 5 免責意見申述期間 令和7年6月12日まで 大阪地方裁判所第6民事部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 奥田 啓祐 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月17日午後2時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第52号 福井県鯖江市鳥羽1丁目10番21号 ザ レ ジエンド. 605、旧住所福井県鯖江市水落町 3丁目8番33号 ヴェルチュ. 101 債務者 福岡 翔	1 決定年月日時 令和7年3月11番17号 E A S T C O U R T I T O 305、前住所栃木県宇都 宮市天神2丁目3番1号 ティ・エム自立支 援宿泊所206 債務者 野澤 幸生	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後2時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 上田 偷史	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村上亜喜央 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告 の期日 令和7年6月17日午後4時 5 免責意見申述期間 令和7年6月17日まで 静岡地方裁判所浜松支部破産係

**令和7年(フ)第444号**  
札幌市南区北ノ沢4丁目1番40-307号  
債務者 工藤 積  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 阿部 迅生  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第455号**  
北海道恵庭市恵み野西1丁目25番8  
債務者 山本 公洋  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 仲世古善樹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月2日午後2時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第98号**  
鹿児島市武1丁目28番10号 若原ハイツ305号  
債務者 重井 明子  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 小山内友和  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和7年(フ)第104号**  
鹿児島市松原町2番8号 グレイス21 303号、前住所鹿児島市船津町4番1-402号  
債務者 齊藤 智美  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 富満 康史  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月25日午後3時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月18日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係

**令和6年(フ)第5024号**  
大阪市東淀川区豊里3丁目16番45-405号  
債務者 小島 伸豊

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 寺崎瑛里子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月3日午後1時40分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
大阪地方裁判所第6民事部

**令和7年(フ)第29号**  
山口県防府市大字田島1290番地の20 ジュネス90-203号室、前住所山口県防府市開出16番20号  
債務者 大村 典子  
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 山口 泰資  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月20日午前10時45分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月19日まで  
山口地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第130号**  
代替住所A(旧住所 札幌市白石区東札幌5条3丁目1番37-302号)  
債務者 鎌田 達也  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 齊藤 佑揮  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和7年(フ)第52号**  
石川県野々市市高橋町15番15号 朝日プラザカレッジスクエアⅡ-103号、従前の住所石川県野々市市矢作1丁目36番地、石川県加賀市山代温泉北部2丁目84-1  
債務者 小林 啓  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 太田 圭一  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月27日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月20日まで  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第51号**  
長野県塩尻市大字広丘吉田2902番地226 フレグランス石垣101  
債務者 大島 哲也  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 岡村あゆみ  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年6月30日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月23日まで  
長野地方裁判所松本支部

**令和6年(フ)第3034号**  
名古屋市名東区高針2丁目2103番地 ベルコート高針B棟203号  
債務者 近藤 麻希  
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 藤田 晃佑  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月8日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月24日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第44号**  
愛知県尾張旭市印場元町2丁目3番地5 ソレイユ印場303号  
債務者 近藤 茂  
1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 崎田 祥子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午後1時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和7年(フ)第85号**  
和歌山市新和歌浦6番20号  
債務者 山下 叙恵  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 北 祐輔  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月10日午前10時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月26日まで  
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

**令和7年(フ)第168号**  
埼玉県越谷市大字上間久里326番地2 ヤングヒルズ越谷II111  
債務者 山口雄之輔  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 河内 智子  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時  
5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第184号**  
埼玉県越谷市大字南荻島3665番地3  
債務者 石橋 和也  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 松本 侑樹  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前11時20分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
さいたま地方裁判所越谷支部破産係

**令和7年(フ)第44号**  
石川県野々市市市堀内5丁目231番地、従前の住所金沢市松村3丁目423番地3  
債務者 川渕 裕介  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 伊藤 円香  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
金沢地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第53号**  
金沢市額乙丸町口189番地 メゾン ボヌール額乙丸 101号、従前の住所石川県白山市日向町木戸15番地4  
債務者 柳田 修  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
3 破産管財人 弁護士 武田 将弥  
4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前10時30分  
5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで  
金沢地方裁判所民事部

令和6年(フ)第328号 愛知県豊橋市中浜町219番地の21 ピアシティ東和中浜501 債務者 福田 正彦 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 馬渕 雄広 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月11日午前10時20分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 名古屋地方裁判所豊橋支部	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 久野 真吾 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月18日午前10時40分 5 免責意見申述期間 令和7年7月4日まで さいたま地方裁判所越谷支部破産係  <b>破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間</b>	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 岐阜地方裁判所
令和7年(フ)第63号 鹿児島市坂元町51番26号 債務者 原 健太朗 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 林 宏嗣 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月4日午前11時30分 5 免責意見申述期間 令和7年6月27日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 釧路地方裁判所民事部	1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 水戸地方裁判所日立支部	1 決定年月日時 令和7年3月27日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和7年(フ)第271号 北海道江別市朝日町17番地の2 あけぼの団地K6-32 債務者 佐々木雅子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 二本柳宏美 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月15日午前11時 5 免責意見申述期間 令和7年7月1日まで 札幌地方裁判所民事第4部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 釧路地方裁判所帯広支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係	1 決定年月日時 令和7年3月27日午後1時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和6年(フ)第116号 広島県竹原市忠海床浦2丁目7番26号 債務者 大段 敦子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 宮部 明典 4 財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日 令和7年7月16日午前10時30分 5 免責意見申述期間 令和7年7月2日まで 広島地方裁判所呉支部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 盛岡地方裁判所第2民事部	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 横浜地方裁判所川崎支部破産係	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第101号 埼玉県春日部市八丁目107番地 たつみ荘110号室 債務者 清水 和明	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 破産管財人 弁護士 村谷 尚久	1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。	1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時30分 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 高松地方裁判所民事部破産・再生係

令和7年(フ)第35号	沖縄県那覇市字国場301番地 チモールハイツ303 債務者 国吉 真光 1 決定年月日時 令和7年3月26日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月26日まで 那覇地方裁判所民事第3部
令和7年(フ)第236号	仙台市青葉区栗生3丁目12番地の16 サンライズ館D-101 債務者 平山 勝彦 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第253号	仙台市若林区上飯田2丁目25番1号 豊ハイツ102、従前の住所仙台市若林区上飯田2丁目27番1号 債務者 畑山 元秀 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 仙台地方裁判所第4民事部破産係
令和7年(フ)第66号	茨城県土浦市生田町4番14号 アイビー土浦A3、前住所茨城県土浦市木田余西台6番9号 チェリービレッヂ201 債務者 岡野 貴子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

令和7年(フ)第39号	茨城県結城市大字結城2037番地 ジュネスコト-2 102 債務者 谷内 潤 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 水戸地方裁判所下妻支部
令和7年(フ)第97号	栃木県宇都宮市宝木本町1192番地59 メゾンラフォーレA 103 債務者 仲尾次春野 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第141号	栃木県宇都宮市上戸祭4丁目9番11号 センチュリー上戸祭401 債務者 直井 伽奈 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係
令和7年(フ)第161号	栃木県宇都宮市岩曽町939番地5 緑山ハイツ201 債務者 田郷岡 宏 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 宇都宮地方裁判所第1民事部破産・再生係

令和6年(フ)第3110号	横浜市鶴見区鶴見中央2丁目9-18-2階、 住民票上の住所千葉県柏市北柏3丁目1番地 3 エシカルコート103号 債務者 前田小百合 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第509号	横浜市金沢区谷津町343番地 フジハイム402号室 債務者 松野 幸代 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第610号	横浜市港北区日吉6丁目3番30-312号 債務者 加藤紗央里 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第669号	横浜市金沢区並木1丁目5番1-401号 債務者 長谷川久美子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 横浜地方裁判所第3民事部

令和7年(フ)第6号	岐阜県加茂郡坂祝町取組624番地 債務者 三品 翔大 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 岐阜地方裁判所御嵩支部
令和6年(フ)第275号	三重県津市未広町21番33号 れじでんすなぎさ通り1号館-103号、前住所三重県桑名市大字和泉1262番地1 さらい1-102 債務者 デイロング礼美 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 津地方裁判所破産係
令和6年(フ)第1457号	京都市右京区太秦一町芝町1番地48 アミティエ太秦 2-C 債務者 中原 優介 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係
令和7年(フ)第28号	京都市伏見区横大路天王前39番地 メゾンソレイユ105、前住所京都市伏見区淀下津町209番地6 債務者 酒井 直樹 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係

令和7年(フ)第158号 京都府宇治市宇治下居148番地の34 債務者 守屋 英昭 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第218号 京都市伏見区深草中ノ島町4番地20 中ノ島ビル 3-A号室 債務者 南山美保子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第220号 京都市下京区大黒町271番地 プラティーク四条102号室、住民票上の住所京都市中京区中筋通竹屋町上の丸町541番地の36 鴨川ロイアルハイツ402号 債務者 中尾 憲司 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第231号 京都市伏見区日野野色町46番地1 フルール日野 302 債務者 神谷 忍 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第241号 京都市山科区上野寺井町13番地29 債務者 横松 美佳 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第243号 京都市伏見区小栗栖北後藤町1番地 府営住宅北後藤団地14-502 債務者 齊藤 雅之 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第257号 京都府綴喜郡井手町大字多賀小字前川10番地の1 債務者 立石 一馬 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第258号 京都市山科区柳沢東瀬10番地2 プレセランス山科601 債務者 中島 雅志 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第261号 京都市西京区嵐山東海道町35番地21、住民票上の住所京都府亀岡市千代川町小川1丁目5番12号 債務者 竹谷 浩一 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第274号 京都市南区唐橋平垣町24番地 八条市営住宅1棟623号 債務者 村井 郁斗 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第307号 京都市上京区元誓願寺通堀川西入南門前町435番地 純学ハイツ104号 債務者 堀江 知司 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 京都地方裁判所第5民事部破産係 令和7年(フ)第87号 岡山市南区福島3丁目14番17号 福島アパート3号棟 債務者 西森 好雄 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時 2 主文 傾債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 岡山地方裁判所第3民事部
---

令和7年(フ)第145号 岡山県倉敷市児島稗田町2660番地2 債務者 富田 茂男 1 決定年月日時 令和7年3月28日午前11時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 岡山地方裁判所第3民事部
令和7年(フ)第9号 山口県阿武郡阿武町大字奈古1836番地 水ヶ迫団地103号 債務者 岡村 憲男 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 山口地方裁判所萩支部
令和7年(フ)第83号 鹿児島市吉野町7803番地3 債務者 長井 久美 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月27日まで 鹿児島地方裁判所民事第3部破産係
令和7年(フ)第6号 秋田県大館市御成町3丁目7番42号 債務者 村木 優光 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 秋田地方裁判所大館支部
令和7年(フ)第381号 東京都昭島市美堀町2丁目1番26-107号 債務者 重成 明美

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第413号</b> 東京都清瀬市竹丘1丁目3番5号 債務者 加藤 瑠奈 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 東京地方裁判所立川支部民事第4部
<b>令和7年(フ)第468号</b> 大阪市西成区天下茶屋東1丁目9番16-310号 債務者 法村 裕行 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第644号</b> 大阪府寝屋川市木田町29番17号(103号) 債務者 西谷 康弘 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第988号</b> 大阪府高槻市登美の里町18番19号 第2万宝荘201号 債務者 山本 鐘太 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1069号</b> 大阪市東成区今里3丁目14番3号 今里タワーズ 302号、前住所大阪市東成区神路3丁目1番15号 債務者 平野 美穂 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1115号</b> 大阪市東淀川区相川3丁目11番24号 北さくら園 302号、前住所大阪市淀川区東三国6丁目19番11号 ベストレジデンス東三国203号 債務者 吉田 有沙 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1216号</b> 大阪府寝屋川市明徳2丁目9番13-102号 債務者 松尾千賀子 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部
<b>令和7年(フ)第1244号</b> 大阪市東淀川区瑞光3丁目3番25-108号、前住所奈良市西大寺国見町1丁目2番518号 債務者 山内 一晃 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部

令和7年(フ)第1245号 大阪府豊中市島江町1丁目3番12-204号 債務者 松井 一生 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 債務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第1251号 大阪市西成区岸里東1丁目7番9-502号 債務者 松井 拓也 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 大阪地方裁判所第6民事部 令和7年(フ)第42号 宮崎県日向市鶴町1丁目5番10号 鶴富ハイツB棟206号 債務者 平川 美佳 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 宮崎地方裁判所延岡支部 令和7年(フ)第46号 宮崎県日向市大字財光寺1194番地3 医療法人向洋会協和病院、住民票上の住所宮崎県日向市大字富高6436番地3 市営後無田住宅9棟6号 債務者 糸平はるみ 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月28日まで 宮崎地方裁判所延岡支部	令和7年(フ)第18号 石川県小松市松生町145番地24 メイプルタウン301 債務者 阿宮 英世 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後2時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 金沢地方裁判所小松支部 令和7年(フ)第145号 静岡市葵区東千代田2丁目24番10-401号 債務者 望月 梨沙 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月29日まで 静岡地方裁判所民事第2部 令和7年(フ)第79号 新潟市西蒲区三方28番地9 債務者 拝野 雄宏 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第85号 新潟市中央区古町通13番町5153番地 山岸アパート102号、前住所新潟市中央区寄居町340番地9 コスモ新潟寄居おぎの通り401号 債務者 大島恵子こと 朴 順子 (PARK SOON JA) 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 新潟地方裁判所民事部 令和7年(フ)第28号 富山県富山市八尾町奥田88-7、住民票上の住所富山県射水市八幡町一丁目12番3号 債務者 細磨 千鶴 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 富山地方裁判所高岡支部 令和7年(フ)第62号 三重県三重郡川越町大字豊田270番地6 クリエイトA 301号室、前住所三重県四日市市富士町1番27号 ブルーアーク1220 債務者 岡田 和也 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所四日市支部破産係 令和7年(フ)第74号 三重県四日市市日永西4丁目2番22号 ラフィーネ和A棟102 債務者 松本 春美 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所四日市支部破産係 令和7年(フ)第77号 三重県四日市市富田一色町9番15号 サービス付き高齢者向け住宅 ひまわり富田 債務者 三浦 森男 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所四日市支部破産係 令和7年(フ)第79号 三重県桑名市新屋敷159番地 債務者 林 真美 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 津地方裁判所四日市支部破産係 令和7年(フ)第21号 滋賀県蒲生郡日野町大字松尾121番地 救護施設ひのたに園、住民票上の住所茨城県下妻市南原100番地 ヒルズボックス8番館110号室 債務者 大谷 和之 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 大津地方裁判所彦根支部 令和6年(フ)第1129号 神戸市垂水区下畠町888番地の1 グリーンパレス塩屋207号、従前の住所神戸市垂水区舞多聞西4丁目7番22号 債務者 岡田 純子 (旧姓井上) 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部 令和7年(フ)第236号 神戸市東灘区住吉宮町1丁目12番2-306号 債務者 塚川 朋子 1 決定年月日時 令和7年3月27日午後5時 2 主文 傾務者について破産手続を開始する。 本件破産手続を廃止する。 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。 4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで 神戸地方裁判所第3民事部
--	---

**令和7年(フ)第8号**  
兵庫県豊岡市出石町田多地454番地  
債務者 加藤 瞳美  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
神戸地方裁判所豊岡支部破産係  
**令和7年(フ)第43号**  
鳥取県鳥取市滝山754番地1  
債務者 林 容子  
1 決定年月日時 令和7年3月31日前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
鳥取地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第12号**  
福岡市中央区鳥飼1丁目4番57-408号  
ピュアドームアーデンス大濠、申立時の住所  
福岡県八女市龍ヶ原311番地1  
債務者 大塚紳太郎  
1 決定年月日時 令和7年3月31日前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
福岡地方裁判所八女支部破産係  
**令和7年(フ)第47号**  
佐賀県神埼市神埼町枝ヶ里484番地3  
債務者 原口 祥子  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午前10時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第86号**  
宮崎市神宮東1丁目4番28号 ル・グラン神宮東204号  
債務者 松下 竜輝  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
鹿児島地方裁判所民事第3部破産係  
**令和7年(フ)第72号**  
千葉県佐倉市宮小路町99番地1 タイムズ・クラシオン203  
債務者 石戸谷昌彦  
1 決定年月日時 令和7年3月28日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第98号**  
宮崎市大和町155番地 メゾン東大和103号、  
前住所宮崎市清水2丁目9番4号 ピバ清水202号  
債務者 川島加代子(旧姓豊秋)  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時30分  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
千葉地方裁判所佐倉支部  
**令和7年(フ)第59号**  
金沢市鳴和1丁目14番29号 S Yハイツ201号  
債務者 太田 充  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後3時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
金沢地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第23号**  
宮崎県北諸県郡三股町大字樺山5023番地 中原団地D-85号  
債務者 國分 博文  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第110号**  
鹿児島市荒田1丁目16番15号 ステラ21807号、前住所鹿児島市紫原7丁目18番6号  
パークサイド紫原305号  
債務者 角間 春菜  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
宮崎地方裁判所都城支部  
**令和7年(フ)第110号**  
鹿児島市荒田1丁目16番15号 ステラ21807号、前住所鹿児島市紫原7丁目18番6号  
パークサイド紫原305号  
債務者 角間 春菜  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年5月30日まで  
宮崎地方裁判所都城支部  
**令和7年(フ)第51号**  
福井県越前市府中3丁目15番7号 清水マンション305  
債務者 奥出 英明  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
福井地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第51号**  
兵庫県明石市大久保町谷八木394番地 マンションせと206号  
債務者 戸高 成哲  
1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時  
2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
本件破産手続を廃止する。  
3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
神戸地方裁判所明石支部破産係

**令和7年(フ)第54号**  
 神戸市西区伊川谷町潤和859番地の1 デュオルミエールⅠ 101号  
 債務者 長尾 義明  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 神戸地方裁判所明石支部破産係  
**令和7年(フ)第60号**  
 神戸市西区王塚台7丁目52番地の1 ラムール王塚台402号  
 債務者 布施谷太郎  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 神戸地方裁判所明石支部破産係  
**令和7年(フ)第67号**  
 兵庫県明石市魚住町錦が丘2丁目5番地の23  
 債務者 濱中 知彰  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後4時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 神戸地方裁判所明石支部破産係  
**令和6年(フ)第81号**  
 徳島県板野郡板野町吹田宇奥宮118番地 吹田団地1-3-4、旧住所大阪府堺市南区原山台5丁1番9-207号  
 債務者 寺田 遥  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午後1時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 徳島地方裁判所民事部

**令和7年(フ)第47号**  
 徳島県小松島市立江町字松本43-2 ビレッジハウス立江1-508、住民票上の住所徳島県名西郡石井町高川原字高川原1650番地2  
 債務者 久米川千尋  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 徳島地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第50号**  
 徳島県吉野川市鴨島町鴨島乙886番地3  
 債務者 山姿 啓子  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前11時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 徳島地方裁判所民事部  
**令和7年(フ)第18号**  
 佐賀市六座町7番123号  
 債務者 今野 奈菜  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 佐賀地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第49号**  
 佐賀市鍋島町大字八戸溝1238番地1 西佐賀団地223号  
 債務者 内山 真音  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 佐賀地方裁判所民事部破産係

**令和7年(フ)第78号**  
 佐賀県鳥栖市姫方町240番地6 デイプレスⅡ101  
 債務者 田鍋恵美子(旧姓谷口)  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
 広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第44号**  
 青森県弘前市大字川先1丁目6番地10 グループホームフリージア、旧住所青森県弘前市大字千年1丁目2番地11 住宅型有料老人ホームあいの郷  
 債務者 赤石 イヨ  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 佐賀地方裁判所民事部破産係  
**令和7年(フ)第106号**  
 広島市西区南観音町18番1-903号  
 債務者 森岡 宏則  
 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
 広島地方裁判所民事第4部  
**令和7年(フ)第189号**  
 広島市安佐南区大塚西3丁目3番9-110号  
 債務者 東谷 かな  
 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月3日まで  
 広島地方裁判所民事第4部  
**令和6年(フ)第101号**  
 広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム1丁目1番13号 202号  
 債務者 堀部 幸一  
 1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
 広島地方裁判所民事第4部  
**令和6年(フ)第1019号**  
 広島県安芸郡府中町瀬戸ハイム1丁目1番13号 202号  
 債務者 堀部 リサ

1 決定年月日時 令和7年3月28日午後5時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月4日まで  
 広島地方裁判所民事第4部  
**令和6年(フ)第44号**  
 青森県弘前市大字川先1丁目6番地10 グループホームフリージア、旧住所青森県弘前市大字千年1丁目2番地11 住宅型有料老人ホームあいの郷  
 債務者 赤石 イヨ  
 1 決定年月日時 令和7年3月31日午前10時  
 2 主文 債務者について破産手続を開始する。  
 本件破産手続を廃止する。  
 3 理由の要旨 破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。  
 4 免責意見申述期間 令和7年6月2日まで  
 青森地方裁判所弘前支部  
**免責許可決定**  
**令和6年(フ)第670号**  
 兵庫県尼崎市大島2丁目10番2-1号  
 破産者 山口 広一  
 1 決定年月日 令和7年3月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係  
**令和6年(フ)第679号**  
 兵庫県尼崎市塚口町6丁目29番地の5  
 破産者 北野かおり(旧姓白石)  
 1 決定年月日 令和7年3月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係  
**令和6年(フ)第697号**  
 兵庫県尼崎市御園1丁目9番23号須佐美文化2F 202号  
 破産者 三谷 芳弘  
 1 決定年月日 令和7年3月28日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係  
**令和6年(フ)第2321号**  
 札幌市北区麻生町6丁目12番13-104号  
 破産者 清海 剛史  
 1 決定年月日 令和7年3月31日  
 2 主文 破産者について免責を許可する。  
 札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2366号  
札幌市中央区南7条西3丁目7番地14 セン  
トボーリアアクリア701号  
破産者 横井 晃  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

令和6年(フ)第2384号  
札幌市西区八軒3条西1丁目5番18-102号  
破産者 石川 雅子  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第24号  
札幌市東区本町1条5丁目2番12号 百福  
破産者 花田美保子  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第30号  
札幌市手稲区前田4条11丁目9番3-402号  
破産者 近藤のどか(開始決定時の姓瀬戸・  
姓山田)  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第35号  
北海道江別市大麻宮町4番地 宮町公団14-  
205  
破産者 横井 里史  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第36号  
北海道江別市大麻宮町4番地 宮町公団14-  
205  
破産者 横井 尚恵  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

令和7年(フ)第80号  
北海道江別市野幌若葉町55番地の2 ニュー  
タウン若葉F棟102  
破産者 大井 由香

1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
札幌地方裁判所民事第4部

**令和6年(フ)第886号**  
埼玉県川越市大字の場2215番地1 (カオス  
クレイオ204号室)  
破産者 仲 美結  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年(フ)第896号**  
埼玉県所沢市並木8丁目1番地5-307  
破産者 谷 ヤス子  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第17号**  
埼玉県川越市大字渋井164番地21  
破産者 田中 博之  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和7年(フ)第28号**  
埼玉県飯能市大字川寺697番地1 スカイク  
レスト飯能107、前住所埼玉県飯能市大字平  
松73番地1 平松団地10-305  
破産者 宮岡 来夢  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
さいたま地方裁判所川越支部

**令和6年(フ)第2375号**  
名古屋市西区栄生1丁目18番20号 ベルメゾ  
ン本田202号  
破産者 算用子養一  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

**令和6年(フ)第2837号**  
名古屋市中川区川前町2番地 I S F A M  
I L E 106号  
破産者 永江 歩  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2863号  
名古屋市中区新栄1丁目8番12号 第五七福  
ビル605号、従前の住所名古屋市中川区法華  
西町5丁目36番地 グレースマキ205号  
破産者 服部 浩忠

1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2869号  
愛知県瀬戸市效範町2丁目71番地の1 県営  
水野住宅203  
破産者 中野 妙子

1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2892号  
名古屋市中区錦1丁目7番42号 リアライズ  
錦304号  
破産者 西村 正吾

1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2921号  
名古屋市千種区自由ヶ丘3丁目1番3-501  
号 はざま荘  
破産者 松岡 信子

1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2934号  
愛知県瀬戸市八幡台4丁目9番402号  
破産者 ニエバ ジョーン パウル サベル  
(NIEVA JOHN PAUL SABEL  
ERDO)

1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2947号  
愛知県春日井市八田町5丁目16番地3 県営  
八田住宅2棟302号、従前の住所愛知県春日  
井市東野町西2丁目6番地3 ドミール池合  
A202号  
破産者 外山 旬弥

1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2980号  
名古屋市瑞穂区高田町5丁目2番地の1 アン・クラージュT102号  
破産者 川瀬 仁  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第2996号  
名古屋市天白区塙釜口1丁目318番地 アネックスS ANYO105号  
破産者 飛山 裕悦  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3024号  
愛知県春日井市松河戸町3丁目8番地7 パリアティブケアホームそらの春日井  
破産者 西村 富子  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3027号  
愛知県知多郡東浦町大字生路字前田112番地の10、従前の住所愛知県知立市西町神田59番地 クリーンハイツ安井Ⅲ204号  
破産者 尾畠 汐里  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3041号  
埼玉県川口市赤井4丁目2番14号 青和寮306号、開始決定時の住所名古屋市瑞穂区甲山町1丁目62番地  
破産者 中林 広行  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3045号  
名古屋市天白区大根町326番地 おおね荘21棟201号、開始決定時の住所名古屋市名東区藤見が丘59番地 政美マンション401号  
破産者 飯盛 宏子  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
名古屋地方裁判所民事第2部

令和6年(フ)第3053号	1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第3055号	名古屋市千種区豊年町3番18号 都通団地1-903号 破産者 刘川喜三郎 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第3074号	愛知県小牧市大字北外山605番地 レストイシダ302号、従前の住所愛知県小牧市東1丁目186番地 破産者 大嶋久仁子 法定代表人成年後見人 三宅 啓司 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第16号	愛知県知多郡武豊町字廻間1番地1 県営廻間住宅1棟103号 破産者 清水 貞雄 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第23号	名古屋市中川区八神町5丁目1番地 県営八神住宅715号 破産者 甲斐 剛 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第25号	名古屋市中川区五女子1丁目7番18号 破産者 安藤象二郎 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第33号	名古屋市熱田区二番2丁目2番29号 イトーピア六番町マンション203号 破産者 広瀬美岐子

令和7年(フ)第110号	1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第44号	名古屋市東区筒井2丁目4番50号 筒井第一シティ住宅103号 破産者 加藤 邦生 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第52号	名古屋市中村区長篠町5丁目17番地 第1KMマンション1B号 破産者 知里亞裕未 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第58号	名古屋市南区松池町3丁目1番地 エクセル松池104号 破産者 藤井 博 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第76号	名古屋市昭和区檀溪通1丁目15番地の1 喜八マンション301号、従前の住所名古屋市昭和区御器所2丁目8番14号 村雲アパートメント205号 破産者 神谷 倫子 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第91号	名古屋市中区橘1丁目23番10号 ディアリエシャス上前津906号 破産者 井上 真実 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第108号	名古屋市港区秋葉1丁目130番地の2 きよみ荘 破産者 上村 壽樹 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第25号	北海道亀田郡七飯町字中野103番地1 破産者 藤原 昌美
令和7年(フ)第27号	1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 函館地方裁判所
令和7年(フ)第112号	名古屋市尾張旭市柏井町公園通256番地 サンフォレスト103号 破産者 山田 昭洋 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第126号	名古屋市南区六条町1丁目89番地 ノーブル多津美206号 破産者 春山 克芳 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第147号	名古屋市千種区末盛通1丁目15番地の2 莊苑覚王山5J号、従前の住所名古屋市中村区太閻4丁目17番5号 破産者 中根 勘爾 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和7年(フ)第155号	名古屋市名東区極楽3丁目53番地 ハイネス扇101号 破産者 園山 裕昭 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 名古屋地方裁判所民事第2部
令和6年(フ)第562号	兵庫県三田市上井沢336番地 破産者 武藏屋こと 殊井 武志 1 決定年月日 令和7年3月31日 2 主文 破産者について免責を許可する。 神戸地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第25号	1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部
令和6年(フ)第692号	神奈川県秦野市平沢403番地の1 ハタノグリーンハイツ 504号 破産者 卷嶋 淳二 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 横浜地方裁判所小田原支部民事部

令和6年(フ)第474号	熊本県玉名郡長洲町大字宮野1568番地、開始決定時の住所新潟市秋葉区さつき野3丁目7番7号 コーポあづさⅢE号 破産者 樺島奈津美 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(フ)第487号	新潟市中央区日の出3丁目7番1号 パレ・ドール日の出305号、前住所新潟市中央区川岸町3丁目17番地28 破産者 鳥谷内康夫 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(フ)第495号	新潟市中央区沼垂東6丁目10番18号 小林アパート第2 102号、開始決定時の住所新潟市中央区西堀通9番町1616番地 レジデンシャル西堀303号 破産者 水津 舞弥 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 新潟地方裁判所民事部
令和6年(フ)第160号	富山県高岡市野村1116番地 クオレールA 102号 破産者 松本 恭輔 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 富山地方裁判所高岡支部
令和7年(フ)第9号	鳥取県鳥取市湖山町南5丁目494番地5 ローズマンション310号、旧住所鳥取県鳥取市下味野189番地5 破産者 依本 宏之 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
令和7年(フ)第10号	鳥取県鳥取市賀露町南1丁目17番25号 サバーゼ127 202号、旧住所鳥取県鳥取市鹿野町鹿野1148番地 市住56-2-10号 破産者 小林 雅人

1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 鳥取地方裁判所民事部
令和6年(フ)第666号 岡山県玉野市東高崎25番地147 破産者 故引 美鈴 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第688号 岡山市中区兼基246番地 破産者 中北 美咲 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第710号 岡山県高梁市成羽町下原887、住民票上の住所岡山市中区原尾島1丁目7番21号 破産者 明石 純美 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第713号 岡山市北区平野845-14、住民票上の住所岡山県倉敷市川入892番地1 ハーベスト川入201号室 破産者 金本明男こと 金 明男 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第719号 岡山市北区南方5丁目7-18 AM240M I N A M I G A T A 106号室、住民票上の住所岡山市南区並木町2丁目23番12号 破産者 石井 紳之 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第745号 岡山市中区閑425番地11 ルグラン閑B棟203、旧住所岡山市中区八幡54番地1 ドミール八幡B-102 破産者 鳥越 尋子
1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 岡山地方裁判所第3民事部
令和6年(フ)第128号 広島県吳市広本町1丁目3番14-202号 破産者 須藤 舞 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和6年(フ)第129号 広島県吳市広本町1丁目3番14-202号 破産者 須藤 仁哉 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和6年(フ)第131号 広島県吳市安浦町中央ハイツ18番4号 破産者 原田 裕也 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和7年(フ)第2号 広島県吳市広大広2丁目1番27-205号 破産者 越智 夕子 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和7年(フ)第5号 広島県吳市焼山西3丁目34番9号 破産者 奥田 妙子 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 広島地方裁判所吳支部
令和7年(フ)第6号 香川県高松市一宮町444番地20 破産者 瀧波 健夫 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 高松地方裁判所民事部破産・再生係
令和7年(フ)第4号 愛媛県松山市朝生田町7丁目6番14号 バス トラルハイツ301号 破産者 塙地 一也
1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 松山地方裁判所民事部
令和6年(フ)第537号 大分市上宗方南2丁目1番40号 破産者 竹田 泰雅 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第563号 大分市泉町4番4号 破産者 矢野英一郎 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第585号 大分県別府市田の湯町9番21-1号 破産者 山村 香織 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第588号 大分市高城新町12番12号 有料老人ホーム華美月、住民票上の住所大分市大字森町244番地の1 セジュール森町203 破産者 萩野 英利 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係
令和6年(フ)第606号 大分県別府市大字南立石2042番地の1 第1山口コーポ722号 破産者 白石 敦子 1 決定年月日 令和7年4月1日 2 主文 破産者について免責を許可する。 大分地方裁判所民事第1部破産再生係

**令和7年(フ)第10号**  
大分県津久見市大字津久見2959番地の1 市  
営みどりアパート203号  
破産者 瀧田 千恵  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
大分地方裁判所民事第1部破産再生係  
**令和7年(フ)第7号**  
宮崎市老松2丁目3番11号 市営住宅268棟  
403号、開始決定時の住所宮崎市橋通西2丁  
目2番14号 ASTE EQ806号  
破産者 小笠原千穂  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第8号**  
宮崎市東大宮3丁目2番20号  
破産者 小倉 栄一  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第9号**  
宮崎市高洲町228番地2 ラーバンハイツ306  
号  
破産者 上村 直樹  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和7年(フ)第11号**  
宮崎市清武町正手1丁目92番地 メゾンド長  
友305号  
破産者 杉元 恵(旧姓水本)  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
宮崎地方裁判所破産係  
**令和6年(フ)第489号**  
茨城県水戸市千波町1315番地  
破産者 矢本 孝大  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所  
**令和6年(フ)第506号**  
茨城県小美玉市羽鳥2352番地357 コーポ脇  
山103  
破産者 新堀 充  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所

**令和7年(フ)第20号**  
茨城県水戸市浜田町46番地の18 浜田ハイツ  
103号  
破産者 山崎 正  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所  
**令和7年(フ)第21号**  
茨城県水戸市浜田町46番地の18 浜田ハイツ  
103号  
破産者 山崎 和枝  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所  
**令和6年(フ)第377号**  
岐阜県各務原市鵜沼川崎町3丁目275番地2  
(セジュールドマーニ103)  
破産者 松本 大地  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所  
**令和6年(フ)第384号**  
岐阜県関市中福野町5番22号 ウエルライフ  
ガーデン関福野、前住所岐阜県関市弥生町3  
丁目4番15号  
破産者 武山 貞子  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所  
**令和6年(フ)第412号**  
岐阜市下西郷816番地6、前住所岐阜市中西  
郷2丁目41番地6  
破産者 下村 浩司  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所  
**令和6年(フ)第434号**  
岐阜市北一色9丁目7番8-307号 (ワ  
ースレジデンス北一色 3A2号)、前住所岐  
阜県安八郡安八町南今ヶ瀬551番地の15 ミ  
ロワール 102号  
破産者 嶋田みづほ  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
岐阜地方裁判所

**令和7年(フ)第20号**  
福島県三井郡大刀洗町大字下高橋1087番地4  
グリーンハウス大刀洗B-102  
破産者 黒川 夏梨  
1 決定年月日 令和7年3月31日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所久留米支部  
**令和6年(フ)第267号**  
福島県郡山市小原田5丁目20番13号 エクセ  
レンテ101号、前住所福島県郡山市田村町岩  
作字西川原178番地の1 メゾンコンフォル  
トA201号  
破産者 遠藤 恵美  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所郡山支部破産係  
**令和7年(フ)第4号**  
福島県郡山市富久山町八山田字東平作10番地  
の168  
破産者 小野祐太郎  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
福島地方裁判所郡山支部破産係  
**令和7年(フ)第19号**  
茨城県ひたちなか市大字馬渡2525番地407  
破産者 榎木 拓人  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
水戸地方裁判所  
**令和6年(フ)第41号**  
千葉県館山市腰越442番地の10  
破産者 鈴木 晃  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
千葉地方裁判所館山支部破産係  
**令和6年(フ)第317号**  
徳島県吉野川市鴨島町西麻植字絵馬堂124番  
地3  
破産者 佐藤絵里香  
1 決定年月日 令和7年4月1日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
徳島地方裁判所民事部  
**令和6年(フ)第1177号**  
仙台市青葉区上愛子字蛇台原35番地の2 C  
orporokurinsou101  
破産者 庄子 悅子

1 決定年月日 令和7年4月2日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和6年(フ)第1235号**  
仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目6番1号 フロー  
レンス旭ヶ丘103  
破産者 赤間 寛  
1 決定年月日 令和7年4月2日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和6年(フ)第1282号**  
仙台市宮城野区宮千代1丁目17番地の8 フ  
レグランス宮千代403  
破産者 高橋 梢  
1 決定年月日 令和7年4月2日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和6年(フ)第1287号**  
仙台市青葉区米ヶ袋1丁目1番14-904号  
破産者 浜口 義宣  
1 決定年月日 令和7年4月2日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和6年(フ)第1339号**  
仙台市宮城野区清水沼2丁目9番11号 エム  
アンドエムV-102、従前の住所仙台市宮城  
野区大桿8番3-403号  
破産者 吉田 春雄  
1 決定年月日 令和7年4月2日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第50号**  
仙台市青葉区旭ヶ丘2丁目9番1号 サント  
ノーレ旭ヶ丘203  
破産者 今野 昭子  
1 決定年月日 令和7年4月2日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係  
**令和7年(フ)第55号**  
宮城県亘理郡亘理町逢隈中泉字東100番地8、  
従前の住所宮城県柴田郡柴田町榎木上町1丁  
目1番66号  
破産者 三末汰次杜  
1 決定年月日 令和7年4月2日  
2 主文 破産者について免責を許可する。  
仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第75号

仙台市太白区袋原字平淵21番地の2 袋原市  
営住宅2号棟-301、住民票上の住所仙台市  
太白区長町6丁目14番13号 A z u 1長町  
203従前の住所 相模原市緑区東橋本2丁目  
34番7号 パークサイドハイツ101

破産者 澤田 千知

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

仙台地方裁判所第4民事部破産係

## 令和7年(フ)第5号

秋田県仙北市田沢湖小松字本町127番地

破産者 小田嶋元彦

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所大曲支部

## 令和7年(フ)第6号

秋田県大仙市川目字月山15番地3

破産者 高橋 清治

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

秋田地方裁判所大曲支部

## 令和6年(フ)第1795号

東京都多摩市鶴牧1丁目9番地の6リヴィ  
エール鶴牧101

破産者 歌川 恵介

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

東京地方裁判所立川支部民事第4部

## 令和6年(フ)第2783号

神奈川県大和市下鶴間2丁目3番3号 アル  
カディア302号

破産者 高成さゆり

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2831号

横浜市瀬谷区瀬谷町5812番地 細谷戸ハイツ  
4街区9棟203号

破産者 田中 正彦

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2837号

神奈川県茅ヶ崎市萩園1578番地 ガーデンパ  
レス102

破産者 秋本めぐみ

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2853号

名古屋市中川区三ツ池町2丁目11番地の2  
REGALEST 黄金301号、開始決定時の  
住所横浜市保土ヶ谷区天王町1丁目9番地10

ソレイユ横浜202号

破産者 鴻江 玲実

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2861号

横浜市鶴見区仲通2丁目68番地19 クリオ鶴  
見伍番館204

破産者 成田 一美

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2879号

横浜市南区中里1丁目20番25号 スターホー  
ムズ弘明寺302

破産者 鈴木江梨花

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2892号

神奈川県藤沢市辻堂元町4丁目7番2号 森  
ハイツ102

破産者 山口 行夫

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2901号

神奈川県藤沢市天神町2丁目19番地の10 藤  
沢天神荘5号室

破産者 鈴木 和策

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2922号

横浜市中区錦町5番地 本牧ポートハイツ11  
号棟410

破産者 宇井 愛(旧姓石渡)

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2938号

横浜市戸塚区下倉町1701番地3 カトレア  
ハイツ1-G号

破産者 長谷川祐太

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2941号

神奈川県藤沢市本鶴沼4丁目6-9 ルミネ  
鶴沼311、住民票上の住所神奈川県横須賀市  
追浜本町2丁目1番地96

破産者 エグベオヌ直子

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2967号

横浜市緑区北八朔町955番地 レイクサイド  
ヨシハマ201号

破産者 鍋谷 隆廣

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2968号

横浜市南区井土ヶ谷上町26番19号 第263川  
辺ビル301

破産者 遠藤友輝亞

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2977号

神奈川県茅ヶ崎市南湖2丁目15番12号 ラ  
ヴェンナ107

破産者 佐藤 智美

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第2985号

横浜市磯子区中原1丁目8番1-732号

破産者 三影 綾

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第3013号

横浜市港南区野庭町600番地 野庭住宅10棟  
303号

破産者 山内 浩史

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第3035号

横浜市旭区さちが丘52番地7 アーヴァイン  
山太207号

破産者 森 流駆

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第3080号

神奈川県茅ヶ崎市西久保839番地3 レオパ  
レス広町106

破産者 木村るみ子

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第3096号

神奈川県藤沢市大庭5055番地の13 藤沢西部  
団地3-5-553

破産者 横山 彰人

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第3108号

横浜市金沢区柴町366番地 市営柴町住宅3  
棟202号

破産者 大井ありさ

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第49号

横浜市磯子区磯子3丁目4番29-303号

破産者 岸野 文昭

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第61号

横浜市青葉区しらとり台34番地9 ヤマト青葉台ハウス305

破産者 宮内 正明

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第66号

神奈川県鎌倉市大船2丁目4番6号

破産者 白石 妙子

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第78号

横浜市神奈川区松見町2丁目425番地1

ラ・フォーレ・カメリアB-102号

破産者 熊野 亨

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和7年(フ)第111号

横浜市港北区鳥山町602番地5 エスペランサ城郷401

破産者 内田 洋美

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所第3民事部

## 令和6年(フ)第674号

神奈川県秦野市北矢名403番地の1 コーポ天神 108号

破産者 小川 一輝

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

横浜地方裁判所小田原支部民事部

## 令和6年(フ)第525号

新潟市北区早通南5丁目1番13-21号

破産者 橋本 玲子

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所民事部

## 令和7年(フ)第2号

新潟県加茂市千刈1丁目8番2-35号

破産者 坂上 茂一

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

新潟地方裁判所三条支部

## 令和6年(フ)第639号

兵庫県姫路市飾磨区阿成渡場1089番地2 サニーパレスD 201号室

破産者 宮崎明日香

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第16号

兵庫県姫路市飾磨区妻鹿1754番地 メゾン高須106

破産者 山縣 佑樹

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第17号

兵庫県姫路市十二所前町29番地 リベ・グラート姫路ベルスウート304号

破産者 河嶋 里奈

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第29号

兵庫県高砂市梅井2丁目5番2-301号

破産者 濱畠タミ子

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和7年(フ)第31号

兵庫県神崎郡市川町西川辺1041番地50

破産者 戸田麻里萌

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

神戸地方裁判所姫路支部

## 令和6年(フ)第129号

鳥取県米子市両三柳5228番地 リューナB 103号、前住所鳥取県米子市米原2丁目5番9号(前々住所) 鳥取県西伯郡伯耆町大殿707番地44

破産者 海澤 純

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

## 令和7年(フ)第4号

鳥取県米子市富士見町2丁目139番地 2-1-D号

破産者 鈴木 誠

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

鳥取地方裁判所米子支部

## 令和6年(フ)第53号

広島県世羅郡世羅町大字長田1125番地1

破産者 廣畠 智彦

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

広島地方裁判所三次支部

## 令和6年(フ)第379号

香川県高松市松島町1丁目9番7-303号

コート松島1

破産者 北野 譲

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所民事部破産・再生係

## 令和7年(フ)第7号

香川県仲多度郡多度津町栄町1丁目3番35号、前住所香川県仲多度郡多度津町大字青木273番地 真鍋ハイツ北1階101

破産者 大田 安弘

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

高松地方裁判所丸亀支部

## 令和6年(フ)第387号

愛媛県伊予郡松前町大字筒井1260番地

破産者 山本 英曉

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

松山地方裁判所民事部

## 令和6年(フ)第393号

佐賀市神園2丁目6番43号

破産者 前山亞香里

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

## 令和6年(フ)第396号

佐賀市本庄町大字本庄1082番地1 メゾンドトロ II 102

破産者 井手 文子

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第3号

佐賀市巨勢町大字牛島781番地1 牛島団地821号

破産者 木村實千代

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第7号

佐賀県鳥栖市布津原町61番地 宿町県営住宅A815

破産者 中村 結衣

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第8号

佐賀県鳥栖市浅井町143番地3 県営浅井アパート7-25

破産者 下城 源治

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

## 令和7年(フ)第9号

佐賀県鳥栖市浅井町143番地3 県営浅井アパート7-25

破産者 下城眞紀子

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

佐賀地方裁判所民事部破産係

## 令和6年(フ)第92号

熊本県玉名市岩崎771-1 セジュールしながわ102号、住民票上の住所福岡県福岡市早良区賀茂1丁目51番25号 賀茂コーポA 102号

破産者 荒木 義宏

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

熊本地方裁判所玉名支部

## 令和7年(フ)第24号

宮崎市鶴島3丁目104番地

破産者 當眞 勝弥

1 決定年月日 令和7年4月2日

2 主文 破産者について免責を許可する。

宮崎地方裁判所破産係

令和7年(フ)第25号	1 主文 本件再生計画を認可する。
宮崎市京塚1丁目4番3号 M-2コーポ202号 破産者 井上 清隆	2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 決定年月日 令和7年4月2日	令和7年3月31日
2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所破産係	宮崎地方裁判所民事部個人再生係
令和6年(フ)第160号	1 主文 本件再生計画を認可する。
宮崎県えびの市大字岡松360番地1 破産者 前原 直子	2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 決定年月日 令和7年4月2日	令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部	大阪地方裁判所第6民事部
令和7年(フ)第3号	1 主文 本件再生計画を認可する。
宮崎県都城市立野町4333番地3コンフォート アミ108号室 破産者 下村 瑞乃	2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 決定年月日 令和7年4月2日	令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部	さいたま地方裁判所越谷支部再生係
令和7年(フ)第6号	1 主文 本件再生計画を認可する。
宮崎県都城市南鷹尾町9街区23の8号 破産者 東 祐花	2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 決定年月日 令和7年4月2日	令和7年3月28日
2 主文 破産者について免責を許可する。 宮崎地方裁判所都城支部	和歌山地方裁判所民事部破産再生係
小規模個人再生による再生計画認可	
令和6年(再イ)第31号	1 主文 本件再生計画を認可する。
宮崎市佐土原町下田島9262番地1 再生債務者 取附 大介	2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 主文 本件再生計画を認可する。	令和7年3月25日 福島地方裁判所
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第28号
令和7年3月31日	福島市蓬萊町2丁目15番7号 再生債務者 菅野賢太郎
宮崎地方裁判所民事部個人再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。
令和6年(再イ)第32号	2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
宮崎市佐土原町下田島9262番地1 再生債務者 取附さつき	令和7年3月25日 福島地方裁判所

1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第314号	1 主文 本件再生計画を認可する。
2 理由の要旨 令和7年3月3日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	大阪市福島区大開4丁目1番12-1408号(前住所 長崎市上戸町2丁目9番16号) 再生債務者 小宅 洋子	2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
令和7年3月31日	1 主文 本件再生計画を認可する。	令和7年3月28日 盛岡地方裁判所花巻支部
宮崎地方裁判所民事部個人再生係	2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第16号
令和6年(フ)第60号	令和6年(再イ)第60号	長野県小諸市大字平原1014番地1 ラポール 103 再生債務者 田中 祐丞
埼玉県八潮市大字八條2768番地25 再生債務者 土井 正則	1 主文 本件再生計画を認可する。	1 主文 本件再生計画を認可する。
1 主文 本件再生計画を認可する。	2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和7年3月28日	令和7年3月28日 長野地方裁判所佐久支部
令和7年3月28日	大阪地方裁判所第6民事部	令和6年(再イ)第17号
さいたま地方裁判所越谷支部再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。	長野県小諸市大字八満1029番地6 再生債務者 吉田 美帆
令和6年(再イ)第23号	2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	1 主文 本件再生計画を認可する。
和歌山市六十谷42番地3 再生債務者 金山 裕基	令和7年3月31日	2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
1 主文 本件再生計画を認可する。	横浜地方裁判所川崎支部破産係	令和7年3月28日 長野地方裁判所佐久支部
2 理由の要旨 令和7年3月18日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第124号	令和6年(再イ)第52号
令和7年3月28日	神戸市垂水区下畠町277番地の370 再生債務者 e ch o r d こと 岡本麻紀子	名古屋市北区水草町2丁目60番地の2 水草 団地2棟511号 再生債務者 長崎 兼司
和歌山地方裁判所民事部破産再生係	1 主文 本件再生計画を認可する。	1 主文 本件再生計画を認可する。
令和6年(再イ)第26号	2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	2 理由の要旨 令和7年3月26日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
福島市野田町字寺ノ内21番地の26 再生債務者 宮戸 和弘	令和7年3月28日	令和7年3月27日
1 主文 本件再生計画を認可する。	神戸地方裁判所第3民事部個人再生係	名古屋地方裁判所民事第2部
2 理由の要旨 令和7年3月19日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	令和6年(再イ)第16号	令和6年(再イ)第118号
令和7年3月28日	岩手県北上市本通り3丁目4番20-401号 ハイム本通り 再生債務者 太田 宏幸	仙台市太白区八木山本町2丁目21番地の13 再生債務者 四野見 聰
福島地方裁判所	1 主文 本件再生計画を認可する。	1 主文 本件再生計画を認可する。
令和6年(再イ)第28号	2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	2 理由の要旨 令和7年3月27日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。
福島市蓬萊町2丁目15番7号 再生債務者 菅野賢太郎	令和7年3月28日 盛岡地方裁判所花巻支部	令和7年3月28日 仙台地方裁判所第4民事部
1 主文 本件再生計画を認可する。	令和6年(再イ)第18号	
2 理由の要旨 令和7年3月21日までに書面による決議により可決があつたものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。	岩手県花巻市高木第20地割266番地3 再生債務者 昆野 敏	
令和7年3月25日 福島地方裁判所		

令和6年(再イ)第79号 栃木県宇都宮市白沢町2032番地2 ルミエールA202 再生債務者 篠崎 学 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月28日
宇都宮地方裁判所第1民事部 令和6年(再イ)第34号 群馬県高崎市萩原町1124番地3 再生債務者 井田 高則 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日 前橋地方裁判所高崎支部 令和6年(再イ)第86号 川崎市高津区久本3丁目6番3-511号 パークシティ一溝の口C棟 再生債務者 出口 幸子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
横浜地方裁判所川崎支部破産係 令和6年(再イ)第35号 山梨県中央市東花輪1296番地2(前住所)山梨県中央市下三條1076番地2 ハイツK S I 201号 再生債務者 中山 雄斗 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
甲府地方裁判所民事部破産係 令和6年(再イ)第92号 愛知県刈谷市築地町2丁目12番地1 シンサー3B棟202号 再生債務者 吉野 咲佳

1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月27日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月28日
名古屋地方裁判所岡崎支部 令和6年(再イ)第208号 札幌市南区真駒内泉町3丁目1番1-1701号 再生債務者 中岡 薫 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
札幌地方裁判所民事第4部 令和6年(再イ)第32号 新潟県柏崎市大字茨目1306番地2 ペンギンズハウスB201 再生債務者 三浦 政宏 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
新潟地方裁判所長岡支部再生係 令和6年(再イ)第25号 愛媛県松山市安城寺町350番地1 ドゥエル安城寺601号 再生債務者 都築美和子 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
松山地方裁判所民事部 令和6年(再イ)第411号 東京都世田谷区大原1-62-6-304 再生債務者 畑 良典 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月28日
東京地方裁判所立川支部民事第4部 令和6年(再イ)第526号 大阪府茨木市真砂1丁目15番24号 ラフォーレ・エウスト301号 再生債務者 東出 茂
北九州市門司区柳原町8番25号 再生債務者 久保山 遼 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月24日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(再イ)第14号 宮崎県都城市都島町763番地9 再生債務者 和田 宗志 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年4月1日 宮崎地方裁判所都城支部 令和6年(再イ)第18号 宮崎県都城市上長飯町5205番地212 再生債務者 黒木 博昭 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月25日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
福岡地方裁判所小倉支部第1民事部 令和6年(再イ)第283号 愛知県あま市上萱津白髪48番地1 シェルトⅢ202号 再生債務者 高田 竜吾(旧姓阿部) 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第329号 名古屋市守山区翠松園1丁目1708番地の2 再生債務者 勝山 直樹 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
名古屋地方裁判所民事第2部 令和6年(再イ)第482号 大阪府交野市郡津1丁目55番6-2号 再生債務者 上山 大地 1 主文 本件再生計画を認可する。 2 理由の要旨 令和7年3月28日までに書面による決議により可決があったものとみなされた再生計画には、民事再生法に定める不認可の決定をすべき事由はない。 令和7年3月31日
大阪地方裁判所第6民事部

## 衆議院共済組合定款の一部変更について

衆議院共済組合定款（平成13年3月30日制定）の一部を次のように変更する。

令和7年3月31日

衆議院共済組合代表者

衆議院議長 須賀福志郎

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改 正 後						改 正 前					
第4章 紿付 (短期給付)						第4章 紿付 (短期給付)					
第16条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であつた者又はこれらの遺族に対し、法第50条第1項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第8号から第10号の <u>5</u> までに掲げる給付は、行わない。						第16条 組合は、組合員（継続長期組合員を除く。次条及び第27条において同じ。）若しくは組合員であつた者又はこれらの遺族に対し、法第50条第1項に規定する短期給付を行う。ただし、任意継続組合員に対しては、同項第8号から第10号の <u>3</u> までに掲げる給付は、行わない。					
第6章 掛金及び負担金 (掛金及び負担金の額)						第6章 掛金及び負担金 (掛金及び負担金の額)					
第28条 [略]						第28条 [同左]					
組合員の種別	掛 金 率			負 担 金 率			組合員の種別	掛 金 率			組合員の種別
	短期給付	福祉事業	介護納付金	短期給付	福祉事業	介護納付金		短期給付	福祉事業	介護納付金	
	<u>33.00</u> <u>1000</u>	<u>1.00</u> <u>1000</u>	<u>8.28</u> <u>1000</u>	<u>33.00</u> <u>1000</u>	<u>1.00</u> <u>1000</u>	<u>8.28</u> <u>1000</u>		<u>31.00</u> <u>1000</u>	<u>1.00</u> <u>1000</u>	<u>7.84</u> <u>1000</u>	
	<u>33.00</u> <u>1000</u>	<u>1.00</u> <u>1000</u>	<u>8.28</u> <u>1000</u>	<u>33.00</u> <u>1000</u>	<u>1.00</u> <u>1000</u>	<u>8.28</u> <u>1000</u>		<u>31.00</u> <u>1000</u>	<u>1.00</u> <u>1000</u>	<u>7.84</u> <u>1000</u>	
長期組合員	<u>66.00</u> <u>1000</u>	<u>2.00</u> <u>1000</u>	<u>16.56</u> <u>1000</u>				短期組合員	<u>31.00</u> <u>1000</u>	<u>1.00</u> <u>1000</u>	<u>7.84</u> <u>1000</u>	任意継続組合員
短期組合員							任意継続組合員	<u>62.00</u> <u>1000</u>	<u>2.00</u> <u>1000</u>	<u>15.68</u> <u>1000</u>	
任意継続組合員											
2 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「 <u>33.00</u> <u>1000</u> 」とあるのは、「 <u>1.08</u> <u>1000</u> 」とする。						2 法第2条第1項第2号に規定する後期高齢者医療の被保険者等に該当する組合員について、前項の規定を適用する場合においては、同項の表中「 <u>31.00</u> <u>1000</u> 」とあるのは、「 <u>1.13</u> <u>1000</u> 」とする。					
3・4 [略]						3・4 [同左]					
備考 表中の〔 〕の記載は注記である。											

## 附 則

- この変更は、令和7年4月1日から施行する。
- 変更後の第28条第1項及び第2項の規定は、令和7年4月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

## 公示送達

古川隆氏が本会から送達を受けるべき下記書類は、本会が保管しており、申出があればいつでも交付します。なお、日本弁護士連合会編組委員会及び編組手続に関する規程第13条第3項の規定により、本会がこの旨を本会掲示場に掲示した令和7年4月17日の翌日から起算して14日を経過したときに下記書類の送達があったものとみなします。

記 記

議申出事案の決定通知及び決定書謄本

令和7年4月17日

日本弁護士連合会

弁護士法第64条の6第3項の規定により下記のとおり公告します。

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

記

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

埼玉県川越市大場新町三番地四

有限会社黒須設計

清算人 黒須 典子

## 解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

埼玉県草加市金明町一〇二七番地

有限会社植昌工務店

清算人 植竹 修

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

埼玉県草加市金明町一〇二七番地

有限会社植昌工務店

清算人 植竹 修

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

埼玉県富士見市水子一四二八番地の一

有限会社田中設計

清算人 田中 勝二

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

埼玉県三郷市鷹野五丁目三九二番地

大松興業不動産株式会社

代表清算人 鈴木 友行

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

埼玉県さいたま市緑区南部領辻一〇番地

株式会社若月工業

清算人 若月 永一

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

埼玉県戸田市上戸田一丁目二二番六

埼京オーフィスツ株式会社

清算人 瀬口 晴義

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

千葉県松戸市稔台二丁目四〇番地の一

有限会社フードショッピング

清算人 小林 茂

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

千葉県松戸市稔台二丁目四〇番地の一

有限会社フードショッピング

清算人 小林 茂

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

千葉市中央区道場北二丁目二番八号

株式会社千葉中央ホーム

清算人 福田 薫

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

千葉県四街道市四街道一丁目四番地一

有限会社よろづや千倉亭

清算人 清宮 久穂

## 解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

千葉県浦安市高洲四丁目三番一八二九号

プラウド新浦安

代表清算人 ルコネサンス

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

千葉県流山市向小金一丁目二七二番地の一六

株式会社工芸ぶんか舎

代表清算人 大久保ゆか

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都港区六本木二二二二VORT六本木一丁目八階

株式会社MELLLOW

清算人 山下 哲生

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都港区六本木二二二二VORT六本木一丁目八階

株式会社B&amp;W

代表清算人 上原 藍

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

有限会社藤崎計算センター

清算人 藤崎 宏司

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都品川区二葉三丁目一五番八号

有限会社丸新商店

清算人 榎本 新一

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都目黒区八雲三丁目一二番七号

小野自動車工業株式会社

清算人 小野 治夫

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都府中市若松町三丁目一八番一号

株式会社ジエイガーデン  
代表清算人 塚原 潤

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都千代田区富士見二丁目一二番一六号  
富士見フラーハイホーム五〇四号室合同会社FM  
清算人 藤原 聖経

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都千代田区富士見二丁目一八番一六号

合同会社日本パルファン社  
清算人 港 万尋

## 解散公告

当法人は、令和七年三月二十八日開催の第四十二回臨時総会の議決により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都千代田区九段北四丁目一番一四号

公益社団法人私立大学情報教育協会

代表清算人 向殿 政男

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都墨田区中目黒五丁目一八番一六号

有限会社健康新情報社  
清算人 神田 恵三

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都調布市深大寺北町七丁目一六番地二  
フォアステージュ・シャルム一〇八株式会社47MINE  
代表清算人 峯尾 勉

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇  
一号合同会社トラストリーフ  
清算人 中里 雅宏

## 解散公告

当社は、総社員の同意により令和七年三月三十日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇  
一号合同会社トラストリーフ  
清算人 中里 雅宏

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都武藏村山市残堀四丁目一五番地の  
三一有限会社オニオン  
清算人 長根 実

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都国立市北一丁目三番の二八アーデル  
国立ヒルズ八〇一有限会社エンジヨイライフ  
清算人 長谷 保幸

## 解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年四月十六日をもって解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都中央区日本橋一丁目四番一号  
南多摩特定目的会社

代表清算人 三品 貴仙

## 解散公告

当社は、社員総会の決議により令和七年四月十六日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都福生市福生八七四一二一一二〇  
一号C M A C H I n t e r n a t i o n a l 合同会社  
清算人 マヘル・セサル

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都港区虎ノ門三丁目二二番一〇一二〇  
一号株式会社KDY  
代表清算人 力 ダヨン

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都世田谷区成城八丁目三〇番一―四〇二号 株式会社松田オフィス 代表清算人 松田 佳典

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日付の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都千代田区神田四丁目一一番五号 船井電機LGM株式会社 代表清算人 溝畑 敬明

## 解散公告

当社は、令和七年三月二十四日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都中央区日本橋二丁目九番四号 株式会社ホンダ興産 代表清算人 尾形 恵子

## 解散公告

当法人は、令和七年三月十五日開催の社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都豊島区巣鴨四丁目五番二号 一般社団法人文化遺産調査研究保存繼承 機構ゆらび 代表清算人 横尾 靖

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都豊島区東池袋二丁目五五番三号 M. EMPIRE合同会社 清算人 ナオワランクシー・ティム

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都羽村市五ノ神三丁目二番地一九 有限会社サン・ファミリー 清算人 野々山恵子

## 解散公告

当法人は、令和七年三月三十一日の満了をもつて解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都文京区本郷六丁目二番一〇号モンテ ベルデ東大前五〇一号 公益財団法人民事紛争処理研究基金 代表清算人 太田 勝造

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都渋谷区恵比寿四丁目八番五号 U.P.&U.P.株式会社 代表清算人 クックミサオイトウ

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都中央区晴海二丁目三番三〇一四八〇六号 株式会社H.I.S.ソリューションズ 代表清算人 鈴木 隆久 清算人 駒田 健二

## 解散公告

当社は、株主総会の決議により令和七年四月十日付で解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都渋谷区猿楽町一一番一〇号一〇二 縁の株式会社 代表清算人 富権 忠幸

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

横浜市港北区日吉七丁目一七番三二号 総合企画有限会社 清算人 笹川 玲子

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

神奈川県茅ヶ崎市幸町二一番三号ユニマツ ト茅ヶ崎駅前ビル二階 株式会社エヌ・オー・シー 代表清算人 石井 晶 清算人 鍋鳶 恵

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

神奈川県藤沢市南藤沢三番一二一五一〇号 有限会社ダ・イゼン 清算人 鍋鳶 恵





## 解散公告

当法人は、解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

和歌山県有田郡有田川町大字金屋七番地  
特定非営利活動法人ひだまりの和

清算人 若宮 陽子

## 解散公告

当法人は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律第二〇六条第一号の規定により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

鳥取県岩美郡岩美町大字浦富六七五番地  
一般財団法人岩美町振興公社

代表清算人 長戸 清

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

島根県松江市上乃木九丁目一二番二七号  
有限会社宅建永砂工房

清算人 横野富士男

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

広島市安佐北区可部五丁目九番七号

有限会社トラウト

清算人 増田 正敏

## 令和七年四月十七日

岡山県倉敷市福田町浦田二二六八番地二一  
株式会社オール・アイ

代表清算人 田尾 綾人

## 解散公告

当社は、令和七年三月十五日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

株式会社広島東珍康

代表清算人 神林 芳典

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の臨時株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

広島県府中市広谷町一四〇三一  
株式会社 Amatrix

代表清算人 賴地 直美

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

徳島県阿南市津乃峰町東分三四三番地  
橋本興産有限会社

代表清算人 玉置 潔

## 解散公告

当社は、令和七年二月二十八日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

広島県福山市春日町浦上甲二二五九番地  
橋本興産有限会社

清算人 橋本 隆義

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

福岡市博多区金の隈三丁目一一番二四号  
有限会社タンパ

清算人 森藤 純介

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

福岡県大牟田市平原町三六二番地  
有限会社栗原工業

清算人 栗原 克己

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

宮崎市佐土原町下那珂三三五五番地三  
有限会社佐土原コンタクトレンズ

清算人 郡司真田美

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

沖縄県島尻郡南風原町字兼城三七六番地  
沖縄保安警備株式会社

清算人 大城 正江

## 解散公告

当社は、令和七年三月二十七日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

沖縄県那覇市字小禄四二一番地六コ一ボ屋  
良一〇五

合同会社颶来と花  
代表清算人 垣花 幸子

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

沖縄県那覇市字小禄四二一番地六コ一ボ屋  
良一〇五

合同会社颶来と花  
代表清算人 垣花 幸子

## 解散公告

当社は、令和七年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

大阪府東大阪市横枕一番三一號  
医療法人河内友俊明会

社員申出のお知らせ  
当法人は、令和八年に合併することを予定していきます。社員は特定のため、当法人の社員は令和七年六月十八日までに当法人に書面にてお申し出下さい。

令和七年四月十七日

## 解散公告

当社は、令和五年三月二十五日開催の総社員の同意により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

沖縄県浦添市絆塚一丁目一八番九号

合同会社医琉海星

清算人 稲嶺 進

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

沖縄県那覇市泊二丁目七番地二

新沖縄浄水工業株式会社

代表清算人 宮城 卓

## 解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月八日開催の解散総会の決議並びに新宿区長の認可により令和七年三月三十一日解散したので、当組合に債権を有する方は、

本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都千代田区麹町三丁目一二番七号二階

株式会社都市計画ラボ事務所内

四谷サンハナツマンション敷地売却組合

代表清算人 谷名 浩幸

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

富山市西四十物町三番八号

医療法人社団谷の風 清算人 布谷 武子

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月十五日岐阜地方裁判所大垣支部の解散令により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

岐阜県大垣市見取町一丁目一〇五番地

宗教法人御嶽教大垣神明教会

清算人 弁護士 緹喜 秀光

## 解散公告

当社は、解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

連絡先 岐阜県大垣市室町二丁目二五番地

弁護士法人ぎふコラボ西濃法律事務所

清算人 弁護士 緹喜 秀光

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和六年十一月二十五日開催の社員総会の決議並びに令和七年三月十九日浜松市長の認可により解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

浜松市中央区天王町一七四一番地一  
医療法人社団岡田クリニック

清算人 岡田 久

## 解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月八日開催の解散総会の決議並びに新宿区長の認可により令和七年三月三十一日解散したので、当組合に債権を有する方は、

本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

東京都中央区天王町三丁目一二番七号二階

株式会社都市計画ラボ事務所内

四谷サンハナツマンション敷地売却組合

代表清算人 谷名 浩幸

## 解散公告(第一回)

当法人は、令和七年三月三十一日解散したので、当法人に債権を有する者は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

富山市西四十物町三番八号

医療法人社団谷の風 清算人 布谷 武子

## 令和七年四月十七日

大阪市平野区喜連五丁目一番四〇号

喜連住宅株式会社

代表清算人 大西小夜子

## 解散公告(第二回)

当組合は、令和七年三月十日練馬区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

広島県世羅郡世羅町小国四五一三番地の一

医療法人岸医院

清算人 岸 雅代

## 解散公告(第一回)

当組合は、令和七年三月九日開催の総会の決議により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

広島県庄原市山内町777番地

農事組合法人やまのうち

清算人 世並 吉彦

## 解散公告(第二回)

当法人は、令和七年二月二十八日社員の欠亡により解散したので、当法人に債権を有する方は、

本公司第一回掲載(令和七年四月十五日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

和歌山県海南市名高五三一一番地の三

石神井公園団地マンション建替組合

代表清算人 黒河内 剛

## 解散公告(第二回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

和歌山県海南市名高五三一一番地の三

医療法人アイサイト

清算人 上野山典子

## 解散公告(第二回)

当法人は、令和六年六月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

三重県四日市市鶴の森二丁目三番一九号

ダイアパレス四日市管理組合法人

清算人 川本 誠

## 解散公告(第二回)

当法人は、令和六年六月二十七日開催の社員総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

令和七年四月十七日

東京都町田市常盤町三六〇九番地一〇

医療法人社団菅井歯科医院

清算人 菅井 一夫

## 令和七年四月十七日

東京都町田市常盤町三六〇九番地一〇

医療法人社団菅井歯科医院

清算人 菅井 一夫

## 解散公告(第二回)

当組合は、令和七年三月十日練馬区長の認可により解散いたしましたので、当組合に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

和歌山県海南市名高五三一一番地の三

石神井公園団地マンション建替組合

代表清算人 黒河内 剛

## 解散公告(第二回)

当法人は、解散したので、当法人に債権を有する方は、本公司第一回掲載(令和七年四月十六日)の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

令和七年四月十七日

和歌山県海南市名高五三一一番地の三

医療法人アイサイト

清算人 上野山典子





## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県三田市弥生が丘五丁目五番地一、

最後の住所兵庫県三田市弥生が丘五丁目五番

地一 被相続人 亡 岩崎 昌平

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

神戸市中央区海岸通八番地神港ビル七階

神戸海都法律事務所

相続財産清算人 弁護士 向山 大輔

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍兵庫県神戸市垂水区本多聞七丁目二番、

最後の住所神戸市垂水区本多聞七丁目二番

一一八〇四号 被相続人 亡 濱田のぞみ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

神戸市中央区相生町一丁目一番一六号神戸

クロエビル七〇一号室 ハーバード法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小坂 祥子

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀郡曾爾村大字小長尾四八六番

地、最後の住所奈良県宇陀市榛原笠間三五四

〇番地心境荘苑 被相続人 亡 大向 義正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

奈良市高天市町一一 高天飯田ビル六階  
やすらぎ法律事務所

相続財産清算人 弁護士 北條 正崇

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県東牟婁郡古座川町高池九二七番

地一、最後の住所和歌山県東牟婁郡古座川町

高池九二七番地の一 被相続人 亡 山口 雅司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

和歌山県西牟婁郡上富田町市ノ瀬七一三番地の二

相続財産清算人 弁護士 中松 村夫

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍島根県出雲市今市町一二一八番地、最後

の住所島根県出雲市塩冶町一五三六番地

被相続人 亡 三島 文枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

神戸市中央区相生町一丁目一番一六号神戸

クロエビル七〇一号室 ハーバード法律事務所

相続財産清算人 弁護士 小坂 祥子

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍奈良県宇陀郡曾爾村大字小長尾四八六番

地、最後の住所奈良県宇陀市榛原笠間三五四

〇番地心境荘苑 被相続人 亡 大向 義正

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

岡山県倉敷市児島下の町三丁目八番四一号  
ジユール保免C一〇二号

相続財産清算人 司法書士 盛武 晴明

相続債権者受遺者への請求申出の催告		相続債権者受遺者への請求申出の催告		相続債権者受遺者への請求申出の催告	
本籍岡山県倉敷市中庄三五四二番地一倉敷ス	相続財産清算人 司法書士 塩野 真弓	本籍岡山県倉敷市青江八三一番地四、最後の	相続財産清算人 司法書士 塩野 真弓	本籍岡山県倉敷市永木町一丁目五九番地三、	相続債権者受遺者への請求申出の催告
住所岡山県倉敷市中庄三五四二番地一倉敷ス	二号室 鈴木法律事務所	最後の住所愛媛県松山市永木町一丁目五九番	二号室 鈴木法律事務所	最後の住所愛媛県松山市永木町一丁目五九番	相続債権者受遺者への請求申出の催告
地の三 被相続人 亡 渡邊 信一	相続財産清算人 弁護士 鈴木 朋絵	地の三 被相続人 亡 渡邊 信一	相続財産清算人 弁護士 鈴木 朋絵	地の三 被相続人 亡 渡邊 信一	相続債権者受遺者への請求申出の催告
右被相続人の相続人のあることが不明なので、	右被相続人の相続人のあることが不明なので、	右被相続人の相続人のあることが不明なので、	右被相続人の相続人のあることが不明なので、	右被相続人の相続人のあることが不明なので、	右被相続人の相続人のあることが不明なので、
一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌	一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌	一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌	一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌	一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌	一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌
日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。	日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。
右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥	右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥	右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥	右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥	右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥	右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥
します。	します。	します。	します。	します。	します。
令和七年四月十七日	令和七年四月十七日	令和七年四月十七日	令和七年四月十七日	令和七年四月十七日	令和七年四月十七日
愛媛県松山市保免西一丁目八番二五号セ					
相続財産清算人 司法書士 榎垣 文吾					

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市南区段原新町三五一番地、最後の

住所広島市佐伯区八幡が丘一丁目一一番

地一 被相続人 亡 梅田 幹雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

広島市中区上幟町二番三二号F U J I B I R L

二六一三〇三号室梅原法律事務所

相続財産清算人 弁護士 梅原 太郎

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍山口県下関市貴船町四丁目一一一八番

地、最後の住所山口県下関市後田町二丁目二

番三一号 被相続人 亡 森 弘則

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

山口県下関市田中町七番一二号田中町ビル

二号室 鈴木法律事務所

相続財産清算人 弁護士 鈴木 朋絵

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市永木町一丁目五九番地三、

最後の住所愛媛県松山市永木町一丁目五九番

地の三 被相続人 亡 渡邊 信一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、

一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌

日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥

します。

令和七年四月十七日

## 第28期決算公告

令和7年4月17日 福島県耶麻郡原村大字桧原字湯平山1171番地8 株式会社裏磐梯高原ホテル 取締役社長 梅津 良一 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

令和7年3月31日 山形県山形市みはらしの丘二丁目37番地4 フェローテック・アリオン株式会社 代表取締役 前川 清史 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

令和7年3月25日 宮城県仙台市宮城野区扇町一丁目7番8号 株式会社アストモスガスセンター東北 代表取締役 齊藤 政和 貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産 部	129
流動資産	24
資 産 合 計	154
負の 産 部	15
流動負債	68
資 産 合 計	83
資の 産 部	70
流動資産	50
資 産 合 計	20
負の 産 部	20
流動負債	0
資 産 合 計	70
負債・純資産合計	154

科 目	金額(千円)
資の 産 部	430,362
流動資産	834,855
資 産 合 計	1,265,217
負の 産 部	1,849,970
流動負債	81,667
資 産 合 計	△666,420
資の 産 部	300,000
流動資産	△966,420
資 産 合 計	△966,420
負の 産 部	△966,420
流動負債	△966,420
資 産 合 計	△966,420
資の 産 部	△966,420
流動資産	7,530
資 産 合 計	7,530
負債・純資産合計	1,265,217

科 目	金額(千円)
資の 産 部	733,980
流動資産	64,781
資 産 合 計	798,761
負の 産 部	454,905
流動負債	47,893
資 産 合 計	295,963
資の 産 部	82,000
流動資産	40,000
資 産 合 計	173,963
負の 産 部	20,500
流動負債	153,463
資 産 合 計	(23,625)
資の 産 部	798,761

## 相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長崎県西海市西海町太田和郷三五七八番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人 亡岡山フジノ

右被相続人の相続人のあることが不明なので、日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年四月十七日

長崎県西海市大瀬戸町雪浦下郷一三五九番地二司法書士武宮事務所

相続財産清算人 司法書士 武宮 雄志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大分県由布市挾間町七藏司九九九番地、最後の住所大分県大分市大字宇崎一一番地の三二

被相続人 武雄 田口 武雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除外します。

令和七年四月十七日

大分県大分市大字馬場九七〇番地の一五

相続財産清算人 司法書士 笹原 嘉人

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 松田 豊

相続財産清算人 司法書士 笹原 嘉人

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 松田 豊

相続財産清算人 司法書士 笹原 嘉人

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 松田 豊

相続財産清算人 司法書士 笹原 嘉人

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 松田 豊

相続財産清算人 司法書士 笹原 嘉人

不在者財産管理人による供託公告

家事事件手続法第百四十六条の二第一項及び第二項の規定により、次のとおり供託しました。

不在者 松田 豊

四 供託所 東京法務局	三 供託番号 令和六年度金第五一〇二三号
五 裁判所 東京家庭裁判所	四 供託金額 一二七三万三三〇八円
六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件	五 事件番号 令和五年(家)第七〇三〇六号
七 令和七年四月十七日 事務所東京都新宿区新宿二丁目一番五号	六 令和七年四月十七日 パークサイドスクエア四階御苑前総合法律事務所
八 不在者財産管理人による供託公告	七 不在者財産管理人による供託公告
九 事件番号 令和五年(家)第一五五八号	八 不在者 被相続人 福原 はる
十 事件名 不在者財産管理人選任申立事件	九 事件名 不明
十一 令和七年四月十七日 生年月日 明治四十四年三月九日	十 令和七年四月十七日 供託所 神戸地方法務局
十二 供託番号 令和六年度金第二一五三号	十一 供託金額 一、二四五、五七一円
十三 供託金額 一、二四五、五七一円	十二 事件番号 令和五年(家)第一五五八号
十四 裁判所 神戸家庭裁判所	十三 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
十五 事件番号 令和五年(家)第一五五八号	十四 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
十六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件	十五 事件番号 令和五年(家)第一五五八号
十七 令和七年四月十七日 神戸市中央区栄町通四丁目一番二一号エタ	十六 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
十八 二ティ栄町ビル三〇一号みなと元町法律事務所	十七 事件番号 令和五年(家)第一五五八号
十九 不在者財産管理人 山口 達也	十八 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
二十 無縁墳墓等改葬公告	十九 事件番号 令和五年(家)第一五五八号
二十一 高知市仁井田共同墓地の整理のために無縁墳墓等について改葬することとなりましたので、墓地使用者等、死亡者の縁故者及び無縁墳墓等に関する権利を有する方は、本公告掲載の翌日から一年以内にお申し出下さい。	二十 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
二十二 なお、期日までにお申し出のない場合は、無縁	二十一 事件番号 令和五年(家)第一五五八号
二十三 仏として改葬することになりますのでご承知下さい。	二十二 事件名 不在者財産管理人選任申立事件
二十四 い。	二十三 事件番号 令和五年(家)第一五五八号

第103期決算公告 令和7年4月17日  
埼玉県児玉郡美里町大字広木1573番地  
株式会社フジアイタック  
代表取締役 小西 宏典

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流動資産	853,275
	固定資産	987,584
	合計	1,840,859
負純資産及び部	流動負債	1,453,257
	固定負債	1,315
	資本	386,287
	資本剰余金	100,000
	資本準備金	102,200
	資本利益剰余金	184,087
	その他利益剰余金	63,380
	(うち当期純利益)	120,707
	合計	1,840,859

第42期決算公告 2025年4月17日  
埼玉県さいたま市浦和区上木崎1-14-6  
株式会社C T Iリード  
代表取締役 松原 智生

貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流動資産	519,557
	固定資産	50,448
	合計	570,005
負純資産及び部	流動負債	258,994
	固定負債	137,788
	資本	173,222
	資本剰余金	70,000
	資本利益剰余金	103,222
	その他利益剰余金	103,222
	(うち当期純利益)	(15,765)
	合計	570,005

第8期決算公告 令和7年4月17日  
栃木県宇都宮市泉が丘二丁目1番15-112号  
株式会社E ver B lue  
代表取締役 村上 浩

貸借対照表の要旨(令和7年2月28日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の産部	流動資産	15,922
	合計	15,922
負純資産及び部	流動負資本	287
	固定資本	15,634
	合計	20,000
	資本剰余金	△4,365
	その他利益剰余金	△4,365
	(うち当期純利益)	(3,930)
	合計	15,922

決算公告 令和7年4月17日  
千葉県市原市八幡海岸通1番地  
BWSC Japan株式会社  
代表取締役 イエンス・ビーター・コック  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の産部	流動資産	259,206
	固定資産	3,552
	合計	262,758
負純資産及び部	流動負債	84,322
	固定負債	241
	資本	178,194
	資本剰余金	20,000
	資本準備金	20,000
	資本利益剰余金	138,194
	その他利益剰余金	138,194
	(うち当期純利益)	(27,245)
	合計	262,758

第44期決算公告 令和7年3月28日  
千葉県匝瑳市吉田5455番地1  
株式会社富士テクニカルコーポレーション  
代表取締役 小川毅一郎  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)(単位:千円)

科	目	金額
資の産部	流動資産	3,685,597
	固定資産	5,650,120
	合計	9,655,813
負純資産及び部	流動負債	476,563
	固定負債	6,569,508
	資本	2,609,742
	資本剰余金	20,000
	資本利益剰余金	2,589,742
	その他利益剰余金	2,589,742
	(うち当期純利益)	(314,329)
	負債・純資産合計	9,655,813

第7期決算公告 令和7年4月17日  
千葉県市原市八幡海岸通1番地  
幕張テクノガーデンC B棟3階M B P  
アップクロス・テクノロジズ株式会社  
代表取締役 草田 融

科	目	金額
資の産部	流動資産	70,091
	合計	70,091
負純資産及び部	流動負資本	14,138
	固定資本	55,953
	合計	2,000
	資本剰余金	53,953
	その他利益剰余金	53,953
	(うち当期純利益)	(13,658)
	負債・純資産合計	70,091

## 第1期決算公告

令和7年4月17日  
東京都中央区銀座三丁目4番1号  
大倉別館5F

SAL North Asia株式会社  
代表取締役 間直人

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 7,896
	合 計 7,896
負純 資産 及の び部	流动負債 1,966
	資本金 5,930
	資本準備金 5,400
	利益剰余金 530
	その他利益剰余金 530
	(うち当期純利益) (530)
	合 計 7,896

## 第25期決算公告

令和7年4月17日  
東京都北区赤羽一丁目63番6号  
天馬アセアンホールディングス株式会社  
代表取締役社長 廣野 裕彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 50,129
	固定資産 7,747,119
	合 計 7,797,248
負純 資産 及の び部	流动負債 2,679
	資本金 7,794,569
	資本準備金 490,000
	その他資本剰余金 4,222,403
	資本利益剰余金 3,690,393
	その他資本剰余金 532,009
	利益剰余金 3,082,166
	その他利益剰余金 3,082,166
	(うち当期純利益) (761,543)
	合 計 7,797,248

## 第29期決算公告

令和7年3月27日  
東京都千代田区外神田六丁目15番9号  
日本クリエイティブシステム株式会社  
代表取締役 大住 克敏

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 601,538
	固定資産 252,530
	合 計 854,068
負純 資産 及の び部	流动負債 73,340
	資本金 227,060
	資本準備金 553,668
	その他資本剰余金 100,000
	資本利益剰余金 453,668
	資本準備金 25,000
	その他利益剰余金 428,668
	(うち当期純損失) (111,158)
	合 計 854,068

## 第8期決算公告 令和7年4月17日

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  
M C デジタル・リアルティ株式会社  
代表取締役 岩山 孝成

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 1,166,787
	固定資産 777,618
	資産合計 1,944,405
負純 資産 及の び部	流动負債 654,038
	資本金 429,783
	資本準備金 860,583
	資本剰余金 200,000
	資本利益剰余金 200,000
	資本準備金 460,583
	その他利益剰余金 460,583
	(うち当期純利益) (187,384)
	負債・純資産合計 1,944,405

## 第11期決算公告 令和7年4月17日

東京都千代田区丸の内2-4-1  
キャニオン・キャピタル・ジャパン株式会社  
代表取締役 西川 友也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	流動資産 354,841,300
	固定資産 44,820,709
	資産合計 399,662,009
負純 資産 及の び部	流动負債 28,294,050
	資本金 371,367,959
	資本準備金 90,000,000
	資本剰余金 172,118,932
	資本利益剰余金 80,000,000
	その他資本剰余金 92,118,932
	資本利益剰余金 109,249,027
	その他利益剰余金 109,249,027
	(うち当期純利益) (16,752,778)
	負債・純資産合計 399,662,009

## 第13期決算公告 令和7年4月17日

東京都港区虎ノ門一丁目3番1号  
東京虎ノ門グローバルスクエア  
M & G Real Estate Japan株式会社  
代表取締役 池田 聖子

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 413,276
	固定資産 89,648
	資産合計 502,925
負純 資産 及の び部	流动負債 123,783
	資本金 60,541
	資本準備金 318,599
	資本剰余金 44,380
	資本利益剰余金 41,380
	資本準備金 232,839
	その他利益剰余金 232,839
	(うち当期純利益) (106,558)
	負債・純資産合計 502,925

## 第5期決算公告 令和7年3月24日

東京都台東区蔵前1-3-28  
株式会社休日ハック

代表取締役社長 田中 和貴

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 129,532
	固定資産 70
	資産合計 129,602
負純 資産 及の び部	賞与引当金 27,973
	役員賞与引当金 2,178
	株主資本 1,727
	資本金 101,629
	資本準備金 80,100
	資本剰余金 80,000
	資本利益剰余金 80,000
	資本準備金 △58,470
	その他利益剰余金 △58,470
	(うち当期純損失) (93,757)
	負債・純資産合計 129,602

## 第21期決算公告 令和7年4月17日

千葉県習志野市大久保三丁目12番12号  
株式会社アーバンクレスト  
代表取締役 阿部 雅行

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	流動資産 5,171
	固定資産 3,576
	合 計 8,748
負純 資産 及の び部	流动負債 5,311
	資本金 6,404
	資本準備金 △2,966
	資本剰余金 5,000
	資本利益剰余金 △7,966
	その他資本剰余金 △7,966
	(うち当期純損失) (3,735)
	合 計 8,748

## 第11期決算公告 令和7年4月17日

東京都中央区八重洲一丁目7番20号  
株式会社チェスター  
代表取締役 阿部 雅行

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	流動資産 1,103
	固定資産 17
	合 計 1,120
負純 資産 及の び部	流动負債 225
	資本金 406
	資本準備金 489
	資本剰余金 3
	資本利益剰余金 486
	資本準備金 0
	その他利益剰余金 485
	(うち当期純利益) (85)
	合 計 1,120

## 第6期決算公告

令和7年3月19日  
東京都港区虎ノ門一丁目17番1号  
虎ノ門ヒルズビジネスタワー15階

Station Japan株式会社

代表取締役 オーガスト・レオン・ロペス

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	流動資産 154,702,864
	固定資産 15,253,760
	資産合計 169,956,624
負純 資産 及の び部	流动負債 68,633,894
	資本金 49,511,600
	資本準備金 51,811,130
	資本剰余金 6,000,000
	資本利益剰余金 45,811,130
	資本準備金 45,811,130
	(うち当期純利益) (16,617,973)
	負債・純資産合計 169,956,624

## 第2期決算公告 令和7年4月17日

東京都新宿区市谷田町三丁目8番市ヶ谷  
科学技術イノベーションセンタービル2F  
Global Vascular株式会社

貸借対照表の要旨(令和6年6月30日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 658,227
	固定資産 7,041
	合 計 665,269
負純 資産 及の び部	流动負債 91,522
	資本金 573,393
	資本準備金 90,000
	資本剰余金 1,362,290
	資本利益剰余金 726,145
	資本準備金 636,145
	資本剰余金 △878,897
	資本利益剰余金 △878,897
	(うち当期純損失) (812,040)
	新株予約権 352
	合 計 665,269

## 第1期決算公告 令和7年4月17日

東京都港区赤坂九丁目7番2号  
株式会社estieデータ開発

代表取締役 平井 瑛

科 目	金額
資の 産部	流動資産 13,551,989
	資産合計 13,551,989
負純 資産 及の び部	流动負債 8,807,894
	資本金 4,744,095
	資本準備金 5,000,000
	資本剰余金 △255,905
	資本利益剰余金 △255,905
	(うち当期純損失) (255,905)
	負債・純資産合計 13,551,989

**第6期決算公告** 令和7年3月28日  
東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号  
株式会社バスター・ロジティック  
代表取締役 天野 太郎  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	46,425
資の 産部	160,370
資 産 合 計	206,796
負純 資 産 及 の び部	15,451
資の 産部	152,772
資の 産部	38,572
資の 産部	10,000
資の 産部	10,000
資の 産部	10,000
資の 産部	18,572
資の 産部	18,572
資の 産部	(4,025)
負債・純資産合計	206,796

**第8期決算公告** 令和7年3月28日  
東京都中央区日本橋室町一丁目5番3号  
株式会社CBM  
代表取締役 熊谷 寿  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	237,868
資の 産部	6,593
資 産 合 計	244,462
負純 資 産 及 の び部	111,357
資の 産部	133,104
資の 産部	30,000
資の 産部	10,000
資の 産部	10,000
資の 産部	93,104
資の 産部	93,104
資の 産部	(13,390)
負債・純資産合計	244,462

**第2期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都港区南青山二丁目2番15号  
ウイン青山942  
株式会社and Capital  
代表取締役 濵澤 健  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	76,092
資の 産部	2,536
資 産 合 計	78,629
負純 資 産 及 の び部	3,054
資の 産部	75,574
資の 産部	60,000
資の 産部	60,000
資の 産部	60,000
資の 産部	△44,425
資の 産部	△44,425
資の 産部	(26,050)
合 計	78,629

**第1期決算公告** 令和7年3月31日  
東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
丸の内永楽ビルディング26階  
i mec Japan株式会社  
代表取締役 伊藤 慶太  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	4,430
資の 産部	1,200
資 産 合 計	5,630
負純 資 産 及 の び部	5,778
負債合計	5,778
株主資本	△148
資本剰余金	25
利益剰余金	△173
その他利益剰余金(うち当期純損失)	△173
純資産合計	△148
負債・純資産合計	5,630

**第3期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都港区台場二丁目3番2号  
株式会社ポルテック  
代表取締役 吉川 和浩  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	39,399
資の 産部	39,877
資 産 合 計	79,276
負純 資 産 及 の び部	125,669
資の 産部	37,490
資の 産部	△83,882
資の 産部	9,000
資の 産部	9,000
資の 産部	9,000
資の 産部	△101,882
資の 産部	△101,882
資の 産部	(32,028)
合 計	79,276

**第30期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都港区虎ノ門4丁目3番1号  
城山トラストタワー東京赤坂法律事務所内  
ターガスジャパン株式会社  
代表取締役 ルーカス・オリバーフロスト  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	33,813
資の 産部	299
資 産 合 計	34,113
負純 資 産 及 の び部	2,228
資の 産部	333
資の 産部	31,884
資の 産部	99,000
資の 産部	121,500
資の 産部	121,500
資の 産部	△188,615
資の 産部	△188,615
資の 産部	(689)
合 計	34,113

**第24期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都文京区後楽一丁目4番14号  
リアルリンク国際投資顧問株式会社  
代表取締役 漆間 裕隆  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金額
資の 産部	780,674
資の 産部	30,430
資 産 合 計	811,104
負純 資 産 及 の び部	196,461
資の 産部	614,643
資の 産部	53,561
資の 産部	561,082
資の 産部	13,390
資の 産部	547,691
資の 産部	(202,197)
合 計	811,104

**第12期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都中央区日本橋二丁目7番1号  
東京日本橋タワー  
株式会社リブ・コンサルティング  
代表取締役 関 嶽  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,164,264
資の 産部	1,216,150
資 産 合 計	2,380,414
負純 資 産 及 の び部	813,461
資の 産部	42,358
資の 産部	1,523,034
資の 産部	10,000
資の 産部	1,513,034
資の 産部	1,513,034
資の 産部	(224,642)
新株予約権	1,560
負債・純資産合計	2,380,414

**第43期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都小平市鈴木町一丁目427番地  
株式会社石野商会  
代表取締役 谷本 熱勲  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	228,645
資の 産部	105,288
資 産 合 計	334,344
負純 資 産 及 の び部	255,224
資の 産部	57,942
資の 産部	21,178
資の 産部	10,100
資の 産部	11,078
資の 産部	2,500
資の 産部	8,578
資の 産部	(71,391)
合 計	334,344

**第27期決算公告** 令和7年3月18日  
東京都新宿区新宿一丁目12番5号  
U n i - w o r k s 新宿御苑3階  
株式会社ナノオプト・メディア  
代表取締役 大嶋 康彰  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,092,395
資の 産部	71,114
資 産 合 計	1,163,510
負純 資 産 及 の び部	746,249
資の 産部	(8,098)
資の 産部	40,060
資の 産部	377,200
資の 産部	100,000
資の 産部	277,200
資の 産部	407
資の 産部	276,792
資の 産部	(133,798)
負債・純資産合計	1,163,510

**第39期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都中野区鷺宮3-1-8  
株式会社NOAA  
代表取締役 西原 一憲  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科 目	金額(円)
資の 産部	46,354,522
資の 産部	259,044
資 産 合 計	46,613,566
負純 資 産 及 の び部	52,507,449
資の 産部	52,507,449
資の 産部	△5,893,883
資の 産部	3,000,000
資の 産部	△8,893,883
資の 産部	△8,893,883
資の 産部	(9,457,547)
純資産合計	△5,893,883
負債・純資産合計	46,613,566

**第8期決算公告** 令和7年4月17日  
東京都港区六本木一丁目4番5号  
株式会社PIGNUS  
代表取締役 水戸 将平  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	1,361,086
資の 産部	153,650
資 産 合 計	1,514,737
負純 資 産 及 の び部	1,193,178
資の 産部	3,590
資の 産部	480,200
資の 産部	△160,306
資の 産部	10,000
資の 産部	△170,306
資の 産部	△170,306
資の 産部	(21,597)
新株予約権	1,665
合 計	1,514,737

第7期決算公告 令和7年3月21日	
東京都品川区西品川一丁目1番1号	
住友不動産大崎ガーデンタワー22階	
マイブリッジ株式会社	
代表取締役 崔 宅豪	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 99,905
資 産合計	99,905
負純 資産及の び部	流动負債 332,936 株主資本 233,030 資本剰余金 100,000 資本準備金 740,000 資本剰余金 740,000 利益剰余金 △1,073,030 その他利益剰余金 (うち当期純利益) △1,073,030 (20,731) 負債・純資産合計 99,905

第2期決算公告 令和7年1月31日	
東京都渋谷区代々木一丁目58番5号	
代々木吉野ビル5F	
株式会社イロップ	
代表取締役 高橋 洋介	
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 97,841 固定資産 184 資 産合計 98,025
負純 資産及の び部	流动負債 13,469 株主資本 84,555 資本剰余金 100,000 資本準備金 100,000 利益剰余金 △115,444 その他利益剰余金 (うち当期純損失) △115,444 (99,504) 負債・純資産合計 98,025

第4期決算公告 令和7年4月17日	
東京都墨田区上目黒1-14-6	
メゾンベルウッド1階店舗区画	
アンドスピリット株式会社	
代表取締役 黒田 亜衣	
貸借対照表の要旨(令和6年8月31日現在)	
科 目	金額(円)
資の 産部	流动資産 31,106,391 固定資産 23,093,157 資 産合計 54,199,548
負純 資産及の び部	流动負債 26,364,905 株主資本 27,834,643 資本剰余金 81,950,500 新株式申込証拠金 5,010,000 資本準備金 16,927,500 利益剰余金 △76,053,357 その他利益剰余金 (うち当期純損失) △76,053,357 (37,694,551) 負債・純資産合計 54,199,548

第39期決算公告 令和7年3月25日	
東京都品川区北品川五丁目9番11号	
株式会社クオニイツムラーレジャパン	
代表取締役 ピクトーロペス	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 188,435 固定資産 176,055 資 産合計 364,490
負純 資産及の び部	流动負債 189,458 株主資本 8,850 資本剰余金 166,182 資本準備金 40,000 利益剰余金 126,182 その他利益剰余金 10,000 利益準備金 116,182 (うち当期純利益) (46,365) 負債・純資産合計 364,490

第1期決算公告 令和7年4月17日	
東京都港区台場二丁目3番2号	
株式会社M Hデザイン	
代表取締役 伊奈 和久	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 9,463 資 産合計 9,463
負純 資産及の び部	流动負債 1,808 株主資本 7,654 資本剰余金 2,500 資本準備金 2,500 利益剰余金 2,654 その他利益剰余金 2,654 (うち当期純利益) (2,654) 合 計 9,463

第51期決算公告 令和7年3月19日	
東京都千代田区鍛冶町1丁目9番16号	
組合林業株式会社	
代表取締役社長 中崎 和久	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 107,850 固定資産 353,114 資 産合計 460,964
負純 資産及の び部	流动負債 118,468 株主資本 11,899 資本剰余金 330,597 資本準備金 80,000 利益剰余金 250,597 利益準備金 3,002 その他利益剰余金 247,595 (うち当期純利益) (13,176) 合 計 460,964

第73期決算公告 令和7年4月17日	
東京都文京区本郷一丁目20番9号	
高速録音株式会社	
代表取締役 小川 浩	
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 208,439 固定資産 510,216 資 産合計 718,655
負純 資産及の び部	流动負債 40,475 株主資本 678,180 資本剰余金 50,000 資本準備金 686,072 利益剰余金 150,000 その他利益剰余金 536,072 (うち当期純損失) (25,692) 自己株式 △57,892 負債・純資産合計 718,655

第4期決算公告 令和7年3月24日	
東京都港区西新橋一丁目3番1号	
M H Cリニューアブルネットワークス	
株式会社	
代表取締役 鶴見 仁嗣	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	流动資産 345 固定資産 1,555 資 産合計 1,900
負純 資産及の び部	流动負債 134 株主資本 1,614 資本剰余金 151 資本準備金 100 利益剰余金 100 その他利益剰余金 49 資本準備金 △49 自己株式 △49 負債・純資産合計 1,900

第12期決算公告 令和7年4月17日	
東京都中央区日本橋三丁目9番1号	
日本橋三丁目スクエア11階	
AsiaPay Japan株式会社	
代表取締役 チヤン・ウイン・チュン・ジョセフ	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:円)	
科 目	金額
資の 産部	流动資産 854,074 資 産合計 854,074
負純 資産及の び部	流动負債 20,707,740 株主資本 △19,853,666 資本剰余金 1,000,000 資本準備金 △20,853,666 その他利益剰余金 △20,853,666 (うち当期純損失) (4,090,031) 負債・純資産合計 854,074

第20期決算公告 令和7年4月17日	
東京都渋谷区東一丁目26番30号宝ビル8階	
株式会社モブキャストエージェント	
代表取締役 佐武 利治	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 8,885
資 産合計	8,885
負純 資産及の び部	流动負債 116,571 株主資本 △107,685 資本剰余金 65,000 資本準備金 15,000 利益剰余金 15,000 その他利益剰余金 △187,685 (うち当期純利益) (3,785) 合 計 8,885

第8期決算公告 令和7年4月17日	
東京都渋谷区東一丁目26番30号宝ビル8階	
株式会社モブキャストファイナンシャル	
代表取締役 真田 和昭	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産部	流动資産 1,206 資 産合計 1,206
負純 資産及の び部	流动負債 70 株主資本 1,136 資本剰余金 1,000 資本準備金 2,864 その他資本剰余金 244 利益剰余金 2,619 利益準備金 △2,728 その他利益剰余金 5 資本準備金 △2,733 その他利益剰余金 (367) 合 計 1,206

第8期決算公告 令和7年4月17日	
東京都千代田区丸の内一丁目11番1号	
シェルルブリカンツジャパン株式会社	
代表取締役社長 阿部 真	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産部	流动資産 22,001 固定資産 2,482 資 産合計 24,483
負純 資産及の び部	流动負債 16,310 賞与引当金 480 資本剰余金 808 資本準備金 7,364 利益剰余金 310 その他利益剰余金 7,054 資本準備金 △2,448 合 計 24,483

第11期決算公告 令和7年4月17日 東京都港区虎ノ門一丁目2番8号 虎ノ門琴平タワー12階 グリフォルス株式会社 代表取締役社長 藤本 淳	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産 部	
流 動 資 産	1,310
固 定 資 産	197
合 計	1,507
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 (うち賞与引当金)	933 (31)
株 主 資 本	574
資 本 本 剰 余 金	50
資 本 準 備 金	50
利 益 剰 余 金	474
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	474 (0)
合 計	1,507

第58期決算公告 令和7年4月17日 東京都千代田区麹町4丁目1番地 リオティントジャパン株式会社 代表取締役 藤枝 弘樹	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産 部	
流 動 資 産	1,691
固 定 資 産	404
合 計	2,095
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	586 549
株 主 資 本	960
資 本 本 剰 余 金	467
資 本 準 備 金	109
利 益 剰 余 金	109
利 益 準 備 金	384
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	8 376 (107)
合 計	2,095

第2期決算公告 令和7年4月17日 東京都港区台場二丁目3番2号 株式会社ジエイルート 代表取締役 谷本 熲	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	61,273
固 定 資 産	7,356
合 計	68,926
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	18,613 21,682
株 主 資 本	28,631
資 本 本 剰 余 金	9,000
資 本 準 備 金	9,000
利 益 剰 余 金	10,631
利 益 準 備 金	10,631
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	(10,663)
合 計	68,926

第7期決算公告 令和7年4月17日 東京都千代田区永田町二丁目11番1号 AEWジャパン株式会社 代表取締役 松田 潔昌	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産 部	
流 動 資 産	53,203
固 定 資 産	1,945
合 計	55,148
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 賞与引当金	160,703 7,169
株 主 資 本	△105,555
資 本 本 剰 余 金	10,000
利 益 剰 余 金	△115,555
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	△115,555 (12,490)
合 計	55,148

第5期決算公告 2025年3月27日 東京都中央区銀座六丁目18番2号 ソフトブレーン株式会社 代表取締役 豊田 浩文	
貸借対照表の要旨(2024年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	1,123,974
固 定 資 産	12,715,160
合 計	13,839,133
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	2,816,483 5,603,949
株 主 資 本	5,367,190
資 本 本 剰 余 金	90,552
利 益 剰 余 金	11,240,552
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△ 5,963,914 △ 5,963,914 (287,055)
新 株 予 約 権	51,510
合 計	13,839,133

第4期決算公告 令和7年4月17日 東京都渋谷区恵比寿四丁目20番3号 株式会社Frontier Capital 代表取締役 小松 裕志	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産 部	
流 動 資 産	288
合 計	288
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	△ 62,553 △ 62,265
株 主 資 本	5,000
資 本 本 剰 余 金	△ 67,265 △ 67,265
利 益 剰 余 金	(36,904)
合 計	288

第12期決算公告 令和7年4月17日 東京都台東区寿三丁目15番12号 株式会社千趣会チャイルドケア 代表取締役 森下 久子	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	361,627
固 定 資 産	288,403
合 計	650,031
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	351,523 101,757
株 主 資 本	196,749
資 本 本 剰 余 金	100,000
資 本 準 備 金	100,000
利 益 剰 余 金	△3,250
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	△3,250 (10,667)
負債・純資産合計	650,031

第17期決算公告 令和7年4月17日 東京都港区西新橋一丁目1番1号 日比谷フォートタワー16階 P N B アセット・マネジメント・ジャパン 株式会社 代表取締役 モハマッド・カミル・ ビン・イブラヒム	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(百万円)
資の 産 部	
流 動 資 産	101
固 定 資 産	10
合 計	111
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	0
株 主 資 本	111
資 本 本 剰 余 金	50
利 益 剰 余 金	61
利 益 準 備 金	12
その他の利益剰余金 (うち当期純利益)	49 (0)
合 計	111

第7期決算公告 令和7年4月17日 東京都港区浜松町二丁目13番10号 ダイオーズ・ジャパン株式会社 代表取締役 滝澤 和政	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:千円)	
科 目	金額
資の 産 部	
流 動 資 産	58,785
固 定 資 産	1,149,942
合 計	1,208,727
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	48,339 1,257,664
株 主 資 本	△ 97,276 2,000
資 本 本 剰 余 金	△ 99,276 △ 99,276
利 益 剰 余 金	(128,091)
合 計	1,208,727

第7期決算公告 令和7年3月26日 神奈川県川崎市川崎区殿町三丁目25番22号 株式会社ナレッジパレット 代表取締役 國野 宏樹	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	493,858
固 定 資 産	153,610
合 計	647,469
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	77,994 289,745
株 主 資 本	279,728
資 本 本 剰 余 金	100,000
資 本 準 備 金	1,050,737
利 益 剰 余 金	752,746
その他の資本剰余金	297,990
利 益 剰 余 金	△871,008
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△871,008 (521,023)
合 計	647,469

第3期決算公告 令和7年4月17日 東京都台東区寿三丁目15番12号 株式会社ウエルサーブ 代表取締役 細井 一宏	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	45,233
固 定 資 産	129
合 計	45,363
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	39,571 38,400
株 主 資 本	△32,608
資 本 本 剰 余 金	30,000
資 本 準 備 金	30,000
利 益 剰 余 金	△92,608
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	△92,608 (22,192)
負債・純資産合計	45,363

第3期決算公告 令和7年4月17日 東京都台東区寿三丁目15番12号 株式会社Senshukai Make Co 代表清算人 魚住 智志	
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)	
科 目	金額(千円)
資の 産 部	
流 動 資 産	49,519
合 計	49,519
負純 資 産 及 の び 部	
流 動 負 債 負債本金	4,179
株 主 資 本	682
資 本 本 剰 余 金	44,657
利 益 剰 余 金	10,000
資 本 準 備 金	34,657
利 益 準 備 金	2,500
その他の利益剰余金 (うち当期純損失)	32,157 (8,033)
負債・純資産合計	49,519

## 第10期決算公告

令和7年4月17日

東京都港区北青山二丁目14番4号  
theARGYLEaoyama  
Skyscanner Japan株式会社  
代表取締役 フィ・ワイティン

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,008,448,047	流動負債	309,363,841
固定資産	29,407,070	賞与引当金	3,856,999
		固定負債	29,383,043
		長期インセンティブ 引当金	29,383,043
		株主資本	699,108,233
		資本金	300,000,000
		利益剰余金	399,108,233
		利益準備金	75,000,000
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	324,108,233 (128,989,820)
資産合計	1,037,855,117	負債・純資産合計	1,037,855,117

## 第129期決算公告

令和7年3月21日

東京都港区六本木一丁目6番1号  
泉ガーデンタワーKPMG税理士法人内  
サン・パシフィック・キャピタル株式会社  
代表取締役 中村 武

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	1,830	流動負債	1
固定資産	27,710	株主資本	29,539
		資本金	10
		資本剰余金	7,060
		その他資本剰余金	7,060
		利益剰余金	22,469
		利益準備金	2
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	22,466 (5,070)
資産合計	29,540	負債・純資産合計	29,540

## 第6期決算公告

令和7年4月17日

東京都千代田区丸の内二丁目3番2号郵船ビルディング7階  
アルタードムス・ジャパン株式会社  
代表取締役 レイノルズ・スコット・ロナルド・ジョージ

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	58,096,376	流動負債	627,915,107
固定資産	60,738,707	有給休暇引当金	1,235,866
		賞与引当金	11,484,281
		株主資本	△509,080,024
		資本金	86,500,000
		資本剰余金	17,500,000
		資本準備金	17,500,000
		利益剰余金	△613,080,024
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△613,080,024 (211,151,525)
資産合計	118,835,083	負債・純資産合計	118,835,083

## 第11期決算公告

令和7年4月17日

東京都港区虎ノ門五丁目1番5号

メトロシティ神谷町7階

ウエスタンユニオンジャパン株式会社

代表取締役 ラインハルト・クロイセンブルナー

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	788,612	流動負債	210,515
固定資産	44,286	賞与引当金	5,092
有形固定資産	2,381	有給休暇引当金	4,048
投資その他の資産	41,904	固定負債	122,327
		退職給付引当金	18,145
		株主資本	500,056
		資本金	25,000
		資本剰余金	475,056
		資本準備金	475,056
		利益剰余金	(66,604)
資産合計	832,898	負債・純資産合計	832,898

## 第7期決算公告

令和7年4月17日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階  
株式会社BCJ-31  
代表取締役 杉本 勇次

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	29,071	流動負債	1,486,658
固定資産	35,921,716	固定負債	13,833,635
		株主資本	20,500,919
		資本金	100,000
		資本剰余金	22,055,183
		資本準備金	25,000
		その他資本剰余金	22,030,183
		利益剰余金	△1,654,264
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	△1,654,264 (233,621)
		新株予約権	129,573
資産合計	35,950,787	負債・純資産合計	35,950,787

## 第7期決算公告

令和7年4月17日

東京都港区海岸一丁目7番1号  
東京ポートシティ竹芝オフィスタワー  
ガーデントヘルスジャパン株式会社

代表取締役社長 高木 実加

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	2,652,458	流動負債	841,940
固定資産	145,119	(賞与引当金)	(169,451)
繰延税金資産	169,679	(有給休暇引当金)	(14,272)
その他の資産	61,435	固定負債	758,499
		株主資本	1,428,251
		資本金	495,000
		資本剰余金	495,000
		資本準備金	495,000
		利益剰余金	438,251
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	438,251 (50,233)
資産合計	3,028,692	負債・純資産合計	3,028,692

## 第103期決算公告

令和7年3月24日

新潟市中央区竜が島1丁目11番10号  
NX日本海倉庫株式会社  
代表取締役 遠藤 真也

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	295,519	流動負債	37,504
固定資産	209,103	固定負債	64,859
有形固定資産	170,671	株主資本	402,259
無形固定資産	1,335	資本金	40,000
投資その他の資産	37,097	資本剰余金	122,424
		資本準備金	3,024
		その他資本剰余金	119,400
		利益剰余金	239,835
		利益準備金	1,605
		その他利益剰余金 (うち当期純損失)	238,230 (15,938)
		評価・換算差額等	0
資産合計	504,622	負債・純資産合計	504,622

## 第56期決算公告

令和7年4月17日

東京都港区赤坂七丁目1番1号  
ICUメディカルジャパン株式会社  
代表取締役 岩田 正喜

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	5,191,891	流動負債	2,006,069
固定資産	220,075	賞与引当金	101,012
		固定負債	106,418
		退職給付引当金	21,006
		株主資本	3,299,478
		資本金	404,000
		資本剰余金	328,986
		資本準備金	328,986
		利益剰余金	2,566,492
		利益準備金	49,171
		その他利益剰余金 (うち当期純利益)	2,517,321 (205,234)
資産合計	5,411,966	負債・純資産合計	5,411,966

## 第11期決算公告

令和7年4月17日

東京都千代田区大手町一丁目9番2号  
大手町フィナンシャルシティグランキューブ19階  
チャイナ・モバイル・インターナショナル株式会社  
代表取締役 王 猛

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	6,007,015	流動負債	2,004,403
固定資産	1,425,337	貯金引当金	79,645
		固定負債	1,700,460
		負債合計	3,704,864
		株主資本	3,727,488
		資本利益	3,500,000
		利益剰余金	227,488
		その他利益剰余金	227,488
		純資産合計	3,727,488
資産合計	7,432,353	負債・純資産合計	7,432,353

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
売上高	8,049,429
売上原価	7,044,687
売上総利益	1,004,741
販売費及び一般管理	1,004,627
業界収益	114
業界費用	97,126
業界常利益	9,793
業界特別利益	87,446
業界特別損失	—
税引前当期純利益	87,446
法人税、住民税及び事業税	84,940
税引前当期純利益	△59,665
法人税等調整額	62,171
当期純利益	—

## 第15期決算公告

令和7年4月17日

横浜市中区長者町五丁目48番地2  
トローディアンビル2階  
シンメトリックス・ジャパン株式会社  
代表取締役 岩元 一喜

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(円)
資の 産部	1,232,891,573
流動資産	302,314,707
固定資産	1,535,206,280
資産合計	—
負純資産及のび部	1,474,726,064
株主資本	60,480,216
資本利益	12,500,000
利益剰余金	47,980,216
その他利益剰余金	47,980,216
(うち当期純利益)	(14,368,796)
負債・純資産合計	1,535,206,280

## 第15期決算公告

令和7年4月17日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
東京共同会計事務所内

SCOREドミトリー特定目的会社

取締役 高山 知也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特定資産の部	
固定資産	流動負債 1,227,323
有形固定資産	固定負債 1,550,766
特定資産合計	負債合計 2,778,089
その他資産の部	
流動資産	社員資本 4,322,250
固定資産	特定資本金 468,450
投資その他の資産	優先資本金 3,379,300
繰延資産	剰余金 474,500
その他の資産合計	当期末処分利益 474,500
資産合計	純資産合計 4,322,250
	負債・純資産合計 7,100,339

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	3,702,582
営業費用	3,228,514
営業外収益	474,067
営業常利益	1,819
税引前当期純利益	475,886
法人税等	1,385
当期純利益	474,500

## 第1期決算公告

令和7年4月17日

新潟県新潟市中央区上大川前通

六番町1214-2

株式会社日本不動産情報

リサーチ&amp;コンサルティング

代表取締役 青木 信

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	27,959
流動資産	24,187
固定資産	52,147
資産合計	—
負純資産及のび部	25,580
流動負債	16,970
固定負債	9,596
資本	5,000
利益剰余金	4,596
その他利益剰余金	4,596
(うち当期純利益)	(4,596)
負債・純資産合計	52,147

## 第6期決算公告

令和7年4月17日

東京都千代田区丸の内一丁目4番1号  
東京共同会計事務所内

SCORE Heisei特定目的会社

取締役 高山 知也

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特定資産の部	
固定資産	流動負債 37,899
有形固定資産	固定負債 2,023,044
特定資産合計	負債合計 2,060,943
その他資産の部	
流動資産	社員資本 1,784,113
固定資産	特定資本金 100
投資その他の資産	優先資本金 1,714,800
繰延資産	剰余金 69,213
その他の資産合計	当期末処分利益 69,213
資産合計	純資産合計 1,784,113
	負債・純資産合計 3,845,056

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	266,943
営業費用	196,379
営業外収益	70,563
営業常利益	35
税引前当期純利益	70,599
法人税等	1,385
当期純利益	69,213

第76期決算公告 令和7年3月24日

浜松市中央区高丘東三丁目18番5号

金田工業株式会社

代表取締役 平山 明智

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(百万円)
資の 産部	4,288
流動資産	6,762
固定資産	0
資産合計	11,050
負純資産及のび部	2,303
流動負債	1,532
固定負債	6,091
資本	45
利益剰余金	6,046
利益準備金	11
その他利益剰余金	6,035
(うち当期純利益)	(1,107)
評価・換算差額等	1,122
合計	11,050

## 第6期決算公告

令和7年4月17日

東京都港区元赤坂一丁目1番7号

DSF特定目的会社

取締役 金谷 正文

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)(単位:千円)

資 産 の 部	負債及び純資産の部
特定資産	流動負債 109,302
その他資産	固定負債 7,706,000
流動資産	負債合計 7,815,302
固定資産	社員資本 1,803,847
繰延資産	特定資本金 100
	優先資本金 1,620,000
	剰余金 183,747
	当期末処分利益 183,747
	純資産合計 1,803,847
資産合計	負債・純資産合計 9,619,149

損益計算書の要旨  
(自 令和6年7月1日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	343,800
営業費用	159,377
営業外収益	184,422
営業常利益	32
税引前当期純利益	184,439
法人税、住民税及び事業税	184,439
法人税等調整額	0
当期純利益	183,747

第74期決算公告 令和7年4月17日

名古屋市南区鶴見通3丁目3番地

桜井興産株式会社

代表取締役 桜井 一彦

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	967,780
流動資産	964,321
固定資産	1,932,101
資産合計	—
負純資産及のび部	271,649
流動負債	762,622
固定負債	890,227
資本	75,000
利益剰余金	641
利益準備金	814,586
法人税、住民税及び事業税	18,750
その他利益剰余金	795,836
(うち当期純利益)	(11,376)
評価・換算差額等	7,603
合計	1,932,101



## 第3期決算公告

令和7年4月17日

東京都新宿区四谷二丁目9番地15  
東京ユナイテッド総合事務所内  
N Yプロパティーズ特定目的会社  
取締役 池田 卓也貸借対照表の要旨  
(令和6年11月30日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
特定資産	13,027,354	流动負債	268,286
固定資産	13,027,354	固定負債	11,896,061
その他の資産	743,872	負債合計	12,164,348
流动資産	697,238	社員資本	1,606,877
固定資産	30,186	特定資本金	100
投資その他の資産	30,186	優先資本金	1,500,000
繰延資産	16,446	剰余金	106,777
		当期末処分利益	106,777
		純資産合計	1,606,877
資産合計	13,771,226	負債・純資産合計	13,771,226

損益計算書の要旨  
(自 令和6年6月1日)  
(至 令和6年11月30日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	337,380
営業費用	222,503
営業利益	114,876
営業外収益	129
営業外費用	7,538
営業常利益	107,467
税引前当期純利益	107,467
法人税、住民税及び事業税	689
当期純利益	106,777

第27期決算公告 令和7年4月17日  
大阪市北区同心一丁目6番23号  
千趣口ジスコ株式会社  
代表取締役 福井 広朗  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	62,682
流動資産	602
資産合計	63,285
負純資産及のび部	
流動負債	94,049
資産与引当金	12,416
固定負債	132,000
株主資本	△162,764
資本剰余金	100,000
利益準備金	△262,764
その他の利益剰余金	25,000
(うち当期純損失)	△287,764
負債・純資産合計	(26,994)
負債・純資産合計	63,285

## 第1期決算公告

令和7年4月17日

東京都千代田区麹町五丁目1番地

マーズ特定目的会社

取締役 岡本 哲治

貸借対照表の要旨  
(令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
特定資産	1,872,189	流动負債	24,872
その他の資産	266,956	固定負債	1,260,000
流动資産	251,677	負債合計	1,284,872
固定資産	15,279	社員資本	854,273
		特定資本金	100
		優先資本金	830,000
		剰余金	24,173
		当期末処分利益	24,173
		純資産合計	854,273
資産合計	2,139,146	負債・純資産合計	2,139,146

損益計算書の要旨  
(自 令和6年3月19日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
営業収益	79,160
営業費用	53,409
営業利益	25,750
営業外収益	2
営業外費用	1,255
営業常利益	24,497
税引前当期純利益	24,497
法人税、住民税及び事業税	323
当期純利益	24,173

第25期決算公告 令和7年4月17日  
大阪市北区同心一丁目6番23号  
千趣会コールセンター株式会社  
代表取締役 増野 孝一  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	196,935
流動資産	13,178
資産合計	210,113
負純資産及のび部	
流動負債	127,581
資産与引当金	22,219
固定負債	4,358
株主資本	78,173
資本剰余金	60,000
利益準備金	18,173
その他の利益剰余金	15,000
(うち当期純利益)	3,173
負債・純資産合計	(3,110)
負債・純資産合計	210,113

## 第67期決算公告

2025年4月17日

東京都千代田区麹町3-7 (サンゴバンビル)  
サンゴバン・ティーエム株式会社

代表取締役 橋本 格

貸借対照表の要旨 (2024年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	3,867	流动負債	1,680
固定資産	1,073	(うち賞与引当金)	(68)
有形固定資産	765	固定負債	155
無形固定資産	19	(引当金)	(12)
投資その他の資産	287	負債合計	1,836
		株主資本	3,104
		資本剰余金	573
		利益準備金	2,530
		その他利益剰余金	143
		純資産合計	3,104
資産合計	4,940	負債・純資産合計	4,940

損益計算書の要旨  
(自 2024年1月1日)  
(至 2024年12月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
売上高	4,372
売上原価	3,101
売上総利益	1,270
販売費及び一般管理費	645
営業利益	625
営業外費用	38
営業常利益	658
特損	6
税引前当期純利益	651
法人税、住民税及び事業税	163
法人税等調整額	18
当期純利益	470

第25期決算公告 令和7年4月17日  
大阪市北区同心一丁目6番23号  
株式会社千趣会イイハナ  
代表取締役 大久保恵子  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	133,548
流動資産	51,720
資産合計	185,268
負純資産及のび部	
流動負債	100,650
固定負債	15,158
退職給付引当金	5,004
株主資本	69,459
資本剰余金	50,000
利益準備金	19,459
その他利益剰余金	12,500
(うち当期純利益)	6,959
負債・純資産合計	(7,767)
負債・純資産合計	185,268

## 第2期決算公告

令和7年4月17日

東京都千代田区丸の内一丁目1番1号パレスビル5階  
株式会社B C J -77

代表取締役 杉本 勇次

貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
流动資産	1,084	流动負債	565
固定資産	221,425	固定負債	67,789
負債合計	68,355		
株主資本	154,154	営業収益	—
資本剰余金	0	営業費用	78
資本準備金	155,957	営業損失	629
その他資本剰余金	0	営業外費用	2,352
利益剰余金	155,957	営業常利得	1,801
その他利益剰余金	△1,802	特損	0
	△1,802	税引前当期純損失	1,801
純資産合計	154,154	法人税、住民税及び事業税	1
資産合計	222,509	当期純損失	1,802
負債・純資産合計	222,509		

損益計算書の要旨  
(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日)  
(単位:百万円)

科 目	金 額
営業収益	—
営業費用	78
営業損失	629
営業外費用	2,352
営業常利得	1,801
特損	0
税引前当期純損失	1,801
法人税、住民税及び事業税	1
当期純損失	1,802

第1期決算公告 令和7年4月17日  
広島県広島市中区幟町13番4号  
株式会社ひろしまモビリティワールド  
代表取締役 谷本 勲  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の産部	60,132
流動資産	8,420
資産合計	69,043
負純資産及のび部	
流動負債	10,899
固定負債	58,144
株主資本	30,000
資本準備金	30,000
利益準備金	△1,855
その他利益剰余金	△1,855
(うち当期純損失)	(1,855)
合計	69,043



## 第36期決算公告

令和7年4月17日  
大阪府門真市岸和田3丁目45番23号  
株式会社クライムマックス  
代表取締役 前川 義一  
貸借対照表の要旨  
(令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科 目	金 額
資の 産部	18 54 <b>72</b>
資本 金	26,079 26,006 10,000 36,006 36,006 (360)
△ △ △ △ △	
合 計	<b>72</b>

合併公告  
左記会社は、新設合併により新設する株式会社に就き、  
会社員の賃金（住所大阪府門真市岸和田五番二〇号）に對してい  
くに對し、甲及び乙は解散するに對し、甲及び乙は解散するに  
いたしましたので、本公告します。この合併に對し、異議の申  
出がござりますまい。左記の申出は、本公告掲載の翌月一箇月  
以内にお申出下さい。最終貸借対照表の開示状況は次のと  
おりなお、計算書類の公告義務はありません。  
（甲）令和七年四月十七日  
（乙）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（丙）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（丁）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（戊）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（己）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（庚）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（辛）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（壬）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（癸）大阪府門真市岸和田三丁目四五番二〇号  
（甲）取締役 前川義人  
（乙）株式会社クラウドシステム  
（丙）代表取締役 前川義人  
（丁）代表取締役 前川義人  
（戊）代表取締役 前川義人  
（己）代表取締役 前川義人  
（庚）代表取締役 前川義人  
（辛）代表取締役 前川義人  
（壬）代表取締役 前川義人  
（癸）代表取締役 前川義人

第23期決算公告

令和7年4月17日  
熊本県八代市古閑下町2225番地  
**株式会社ラボール**  
(旧商号 有限会社ラボール新世園)  
代表取締役 片山 大嗣  
賃借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資の 産部	流動資産	94,821
	固定資産	194,454
合 計		<b>289,275</b>
負純 資産 及の び部	流動負債	37,936
	固定負債	216,893
資本	定資本	34,445
	余益	3,000
利潤	本利	31,445
	益	60
その他の利益	準備金	31,385
	剩余金	(14,337)
合 計		<b>289,275</b>

左記会社は合併して甲は乙の権利義務全部を承継して存続し、乙は解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 左記とのおりです。

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

令和七年四月十七日

熊本県八代市古閑下町二二二五番地

(甲) 株式会社ラボール  
代表取締役 片山 大嗣

(乙) 有限会社トモロア企画  
代表取締役 片山 大嗣

福岡県宗像市陵厳寺二丁目二九番一号

## 第 20 期 決 算 公 告

令和7年3月31日  
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号  
恵比寿ネオナート  
株式会社ホテルマネジメント  
代表取締役 荒木 潤一  
貸借対照表の要旨

科 目				金 額
資の部	流動資産	固定資産	資産	559,173 973
	資産合計			560,146
負債及び純資産の部	流動負債	引当金	他債	535,858
	賞与の	引当	他債	24,858
	そ	の	他	511,000
	固 定 負債	負債	他	285,896
	退職給付引当金	引当金	他	64,760
	そ	の	他	221,136
	負債合計			821,754
	株主資本	金	金	△261,608
	資本	本	金	50,000
	資本	本	金	392,462
	資本	本	金	25,000
	その他の	資本	金	367,462
	利	資本	金	△704,070
	益	資本	金	△704,070
	その他の	益	金	(9,336)
	純資産合計			△261,608
	負債・純資産合計			560,146

令和7年4月17日  
鹿児島県姶良市東餅田3777番地1  
日伸建設株式会社  
代表取締役 大久保 淳  
(令和6年5月31日現在)  
賃借対照表の要旨

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	382,219
	固定資産	379,133
	合計	761,353
負純 資產 及の び部	流動負債	97,941
	固定負債	351,187
	資本金	312,225
	資本剰余金	20,000
	準備金	292,225
	利益準備金	500
	その他の利益剰余金	291,725
	(うち当期純利益)	(4,248)
	合計	761,353

当社は、新設分割により新設する n i s s  
in フロンティア株式会社（住所鹿児島県姶  
良市東餅田三七七七番地一）に対して当社の  
太陽光発電及び売電事業に関する権利義務を  
承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公  
告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さ  
りです。

なお、最終貸借対照表の要旨は左記のとお  
りです。

令和七年四月十七日

鹿児島県姶良市東餅田三七七七番地一  
日伸建設株式会社  
代表取締役 大久保 伸

## 第36期決算公告

令和7年3月31日  
東京都渋谷区恵比寿四丁目1番18号  
恵比寿ネオナート  
株式会社ホークスタウン  
代表取締役 荒木 潤一  
貸借対照表の要旨

科 目		金 額
資の 産部	流 動 資 產	3,657,278 131,041
	資 產 合 計	3,788,319
負 債 及 び 純 資 產 の 部	流 動 負 債	2,637,866
	賞 与 引 当 金	53,900
	そ の 他	2,583,966
	固 定 負 債	945,486
	退 職 給 付 引 当 金	754,769
	そ の 他	190,716
	負 債 合 計	3,583,353
	株 主 資 本	204,966
	資 本 本 剰 余	80,000
	資 本 準 備 金	20,000
	利 益 剰 余 金	20,000
	そ の 他 利 益 剰 余 金	104,966
	(うち 当 期 純 損 失)	104,966
	純 資 產 合 計	(1,232,431)
	負 債 ・ 純 資 產 合 計	204,966

第 34 期 決 算 公 告

2025年4月17日 東京都港区赤坂五丁目2番20号赤坂パークビル  
G E アビエーション・ディストリビューション・ジャパン  
株式会社

代表取締役 岡野 克也  
貸借対照表の要旨  
(2024年12月31日現在) (単位:千円)

資産の部		負債及び純資産の部	
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	40,776,101	流動負債	22,814,381
固定資産	355,680	固定負債	307,653
有形固定資産	77,182	退職給付引当金	265,496
投資その他の資産	278,497	株主資本	18,009,746
		資本金	90,000
		資本剰余金	400,000
		資本準備金	400,000
		利益剰余金	17,519,746
		その他利益剰余金	17,519,746
資産合計	41,131,781	負債・純資産合計	41,131,781

損益計算書の要旨  
(自 2024年1月1日)  
(至 2024年12月31日)  
(単位:千円)

科 目	金 額
売 上 高	61,096,874
売 上 原 価	55,295,862
支 払 サービス フィー	793,533
売 上 総 利 益	5,007,479
販売費及び一般管理費	2,229,773
営 業 利 益	2,777,706
営 業 外 収 益	3,519,754
経 常 利 益	6,297,460
税 引 前 当 期 純 利 益	6,297,460
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 稅	2,275,911
法 人 税 等 調 整 額	△90,332
当 期 純 利 益	4,111,881

第9期決算公告 令和7年4月17日  
東京都港区虎ノ門1丁目17番1号  
虎ノ門ヒルズビジネススクエア15階  
ドーナツソロボティクス株式会社  
代表取締役 小野 泰助  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目		金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産	195,762
	固 定 資 産	100,887
合 計		<b>296,649</b>
負純 資 産 及 の び部	流 動 負債	39,318
	固 定 負債	169,165
	株 主 資 本	△18,672
	資 本 剰 余	297,348
	資 益 剰 余	290,348
	資 利 剰 余	△606,369
	その他の利益	△606,369
	(うち当期純損失)	(242,946)
	新 株 予 約 権	106,838
	合 計	<b>296,649</b>

第15期決算公告 令和7年4月17日  
神奈川県相模原市緑区町屋一丁目3番25号  
シーカスエレクトロニクス株式会社  
代表取締役社長 守屋 善弘  
貸借対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産
	固定資産
	合計
	5,759,444
負純 資産 及の び部	流動負債
	固定負債
	株主資本
	資本剰余金
	資本準備金
	資本準備金
	資本利得
	その他の利益
	(うち当期純利益)
	合計
	4,162,427
	617,807
	979,210
	290,000
	210,000
	210,000
	479,210
	479,210
	(297,442)
	5,759,444

第7期決算公告  
令和7年4月17日  
兵庫県神戸市中央区磯上通四丁目1番14号  
株式会社Advanced Design  
Technology Japan  
代表取締役 メーダッド・ザンゲネ  
貸借対照表の要旨

第 42 期 決 算 公 告  
令和 7 年 3 月 27 日 神戸市灘区岩屋中町 4 丁目 2 番 7 号  
コベルコシステム株式会社 代表取締役 瀬川 文宏  
貸 借 対 照 表 の 要 旨  
(令和 6 年 12 月 31 日現在) (単位: 百万円)

(令和6年12月31日現在) (単位:百万円)			
科 目	金 額	科 目	金 額
流動資産	30,169	流动負債	13,163
固定資産	3,515	賞与引当金	652
有形固定資産	483	受注損失引当金	14
無形固定資産	590	固定負債	5,835
投資その他の資産	2,442	退職給付引当金	5,633
		役員退職慰労引当金	84
		株主資本	14,686
		利益剰余金	400
		利益準備金	14,286
		その他利益剰余金	100
			14,186
資産合計	33,685	負債・純資産合計	33,685

損益計算書の要旨	
(自)	令和6年1月1日
(至)	令和6年12月31日
(単位:百万円)	
科	目
売上	高価値
売上	原利益
売上	総利益
販売費及び一般管理費	管理
営業業外収益	益
営業業外費用	益
営業利益	益
常利	益
税引前当期純利益	利益
法人税、住民税及び事業税	税
法人税等調整額	△132
当期純利益	4,932

第7期決算公告  
令和7年4月17日  
兵庫県神戸市中央区磯上通四丁目1番14号  
株式会社Advanced Design  
Technology Japan  
代表取締役 メーダッド・ザンゲネ  
貸借対照表の要旨

第18期決算公告  
令和7年4月17日  
神戸市西区櫛谷町寺谷1242-581  
株式会社舞子ホームサービス  
代表取締役 山吹 健  
貸借対照表の要旨  
(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

(令和6年3月31日現在) (単位:千円)

第7期決算公告  
令和7年4月17日  
千葉県船橋市高根台七丁目14番1号  
株式会社ヴィガーサービス  
代表取締役 青柳 元  
貸借対照表の要旨(令和6年5月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流動資産 51,206
	固定資産 287,898
資合計	339,105
負純 資産	流动負債 51,570
	固定負債 321,627
資本	定資本 △34,092
	資本金 1,000
利益	利益 35,092
	益金 250
準備	准备金 △35,342
	剩余金 (444)
金利	その他の利益 △35,342
	利息金 (うち当期純利益)
合計	負債・純資産合計 339,105

第18期決算公告  
令和7年4月17日  
神戸市西区櫨谷町寺谷1242-581  
株式会社舞子ホームサービス  
代表取締役 山吹 健  
貸借対照表の要旨  
(令和6年5月31日現在) (単位:千円)

(令和6年5月31日現在)				(単位:千円)
科	目	金	額	
資の 産部	流動資産	37,774		
	固定資産	110,215		
合計		147,989		
負純 資産 及の び部	流動負債	8,571		
	固定負債	108,273		
合計		116,844		
資の 産部	流動資本	31,144		
	固定資本	10,000		
合計		41,144		
負純 資産 及の び部	流動資本	21,144		
	固定資本	21,144		
合計		42,288		
資の 産部	流動資本	5,(869)		
	固定資本			
合計		5,(869)		

第9期決算公告  
令和7年4月17日  
千葉県船橋市高根台七丁目14番1号  
株式会社ヴィガーコーポレーション  
代表取締役 青柳 元  
貸借対照表の要旨(令和6年9月30日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	118,197
	固定資産	7,456
負純 資產 及の び部	資産合計	125,654
	流动負債	117,136
資 本	固定負債	39,684
	定資本	△31,165
資 本	余利	20,000
	益利	△51,165
資 本	利益	505
	益利	△51,670
資 本	利益	(うち当期純損失)
	利益	(19,815)
負債・純資產合計		125,654

第 28 期 決 算 公 告

令和7年4月17日  
岐阜県恵那市大井町2695番地727  
株式会社デジタ  
代表取締役 藤下 和也  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産 固定資産 繰延資産	684,375 2,028,399 578
	合計	2,713,352
負純 資産 及の び部	流動負債 固定負債 株主資本 資本益 益の他 その他の 利益	288,351 2,079,642 345,359 20,000 325,359 325,359 (76,693)
	合計	2,713,352

第1期決算公告

令和7年4月17日  
岐阜県恵那市大井町2695番地111  
株式会社デジタホールディングス  
代表取締役 藤下 和也  
貸借対照表の要旨

第40期決算公告 令和7年4月17日

大阪市西成区岸里一丁目3番12号  
株式会社近森  
代表取締役 近森 恵子

貸借対照表の要旨(令和6年3月31日現在)			
科	目	金額(千円)	
資の 産部	流動資産	66,018	
	固定資産	616	
	資産合計	66,634	
負純 資産 及の び部	流动負債	128	
	負債合計	128	
	株主資本	66,506	
負純 資産 及の び部	資本剰余金	3,000	
	利益剰余金	63,506	
	利益準備金	371	
負純 資産 及の び部	その他利益剰余金	63,135	
	(うち当期純損失)	(46,449)	
	純資産合計	66,506	
負債・純資産合計			66,634

第46期決算公告 令和7年4月17日

大阪市西成区岸里一丁目3番12号  
三協株式会社  
代表取締役 近森 怜子  
貸借対照表の要旨(令和7年1月31日現在)

科 目	金 額(千円)
資の 産部	流 動 資 産 14,833
	固 定 資 産 643,306
	資 産 合 計 <b>658,139</b>
負純 資 産 及 の び部	流 動 負債 65,753
	固 定 負債 202,388
	負債合計 <b>268,141</b>
	株 主 資 本 389,998
	資 益 本 利 10,000
	利 益 剰 余 379,998
	利 益 準 備 3,447
	その他の利益 376,551
	(うち当期純損失) (55,530)
純 資 産 合 計 <b>389,998</b>	
負債・純資産合計 <b>658,139</b>	

第16期決算公告

令和7年4月17日  
広島市佐伯区五日市四丁目5番27号  
株式会社プログレス  
代表取締役 岡田 修治  
貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在)				(単位:千円)
科 目			金 額	
資の 産部	流動資産	固定資産	資産	26,217
	合 計			9,490
				35,707
負純 債資 産及 のび部	流動負債	固定負債	債権	15,521
	株主資本	資本金	資本	—
	益益	本益	余益	20,186
	その他の利益	剩余金	金	1,000
	(うち当期純利益)		金	19,186
			金	19,186
	合 計			(1,108)
				35,707

第 52 期 決 算 公 告

令和7年4月17日  
広島市佐伯区五日市四丁目5番31-201号  
**株式会社大拓**  
代表取締役 大本 望  
貸借対照表の要旨

(令和7年1月31日現在)					(単位:千円)
科 目			金 額		
資の 産部	流動資産	固定資産			28,788
					208,928
	合 計				237,717
負純 資 産 及 の び部	流動負債	固定負債	資本金	資本金	155,967
					59,489
					22,260
資 産 及 の び部	株主資本	資本剰余金			5,000
					17,260
	その他の利益	剰余金			17,260
資 産 及 の び部	うち当期純利益				(754)
	合 計				237,717

第7期決算公告 令和7年4月17日

札幌市中央区北五条西九丁目5  
B Y Y A R D N 5 W 9 3階  
株式会社チョモランマ  
代表取締役 横山三四郎  
販売対照表の要旨(令和6年12月31日現在)

科	目	金額(千円)
資の 産部	流動資産	140,980
	固定資産	44,327
	繰延資産	820
	合計	186,129
負純 資產 及の び部	流動負債	59,077
	固定負債	111,769
	株主資本	15,281
	資本剰余金	5,000
	益	10,281
	その他利益	10,281
	(うち当期純利益)	(2,862)
合計		186,129

第3期決算公告 令和7年4月17日

札幌市中央区北一条西二十六丁目3-29  
ノースハイム円山公園202号室  
株式会社NINAITE  
代表取締役 横山三四郎  
貸借対照表の要旨(令和6年10月31日現在)

科 目	金額(千円)
資の 産部	流動資産
	固定資産
	繰延資産
	合計
負純 資産 及の び部	流動負債
	固定負債
	株主資本
	資本剰余金
	益の他
	利益剰余金
	(うち当期純利益)
	合計
	△10,755
	(48)

## 第20期 決算公告

令和7年3月31日 沖縄県名護市喜瀬1490番地1  
株式会社ラグーンリゾート名護  
代表取締役 荒木 潤一

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	790,876	流動負債	770,877
固定資産	8,261	賞与引当金	32,480
		その他	738,397
		固定負債	364,748
		退職給付引当金	48,533
		その他	316,215
		負債合計	1,135,625
		株主資本	△336,488
		資本金	10,000
		利益剰余金	△346,488
		その他利益剰余金	△346,488
		(うち当期純利益)	(41,569)
		純資産合計	△336,488
資産合計	799,137	負債・純資産合計	799,137

## 第59期 決算公告

令和7年3月18日 京都府福知山市長田野町2丁目68番地3  
株式会社ブリヂストントレッドシステム  
代表取締役 丸山 雅祥

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	265,188	流動負債	15,901
固定資産	516,952	(うち賞与引当金)	(753)
		固定負債	58,030
		(うち退職給付引当金)	(13,280)
		株主資本	708,209
		資本金	100,000
		資本剰余金	70,000
		資本準備金	70,000
		利益剰余金	538,209
		利益準備金	7,000
		その他利益剰余金	531,209
		(うち当期純利益)	(1,900)
資産合計	782,140	負債・純資産合計	782,140

## 第99期 決算公告

令和7年4月16日 東京都中央区日本橋人形町3丁目2番8号  
ブルーミング中西株式会社  
取締役社長 中西 一

貸借対照表の要旨 (令和7年1月31日現在) (単位:千円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	4,811,239	流動負債	2,325,456
固定資産	6,653,515	固定負債	830,030
		株主資本	7,359,759
		資本金	100,000
		資本剰余金	6,652
		その他資本剰余金	6,652
		利益剰余金	7,312,340
		利益準備金	25,000
		その他利益剰余金	7,287,340
		(うち当期純利益)	(20,672)
		自己株式	△59,233
		評価・換算差額等	949,509
		有価証券評価差額金	949,509
資産合計	11,464,755	負債・純資産合計	11,464,755

## 第112期 決算公告

令和7年3月27日 富山県砺波市杉木二丁目50番地  
中越レース工業株式会社  
代表取締役社長 山崎 勉

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	638	流動負債	184
固定資産	412	固定負債	220
有形固定資産	215	退職給付引当金	26
無形固定資産	2	役員退職給付引当金	19
投資その他の資産	194	その他	173
		株主資本	649
		資本金	50
		資本剰余金	596
		資本準備金	28
		その他利益剰余金	568
		(うち当期純利益)	(64)
資産合計	1,051	負債・純資産合計	1,051

## 第42期 決算公告

令和7年3月31日 愛知県豊橋市明海町5番地の10  
フォルクスワーゲングループジャパン株式会社  
代表取締役 アダム・バスタナック

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	148,690	流動負債	136,822
固定資産	44,604	販売促進引当金	7,466
		製品保証引当金	2,556
		整備保証引当金	384
		金利補填引当金	2,760
		賞与引当金	409
		その他	123,245
		固定負債	31,224
		退職給付引当金	2,479
		販売促進引当金	1,083
		製品保証引当金	8,313
		整備保証引当金	516
		金利補填引当金	3,419
		その他	15,410
		負債合計	168,046
		株主資本	25,248
		資本金	23,174
		資本剰余金	981
		資本準備金	981
		利益剰余金	1,093
		利益準備金	4,812
		その他利益剰余金	△ 3,718
資産合計	193,295	純資産合計	25,248
		負債・純資産合計	193,295

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	263,818	経常利益	348
売上原価	233,620	特別利益	104
売上総利益	30,197	特別損失	10
販売費及び一般管理費	30,964	税引前当期純利益	443
営業損失	766	法人税、住民税及び事業税	9
営業外収益	1,345	法人税等調整額	△
営業外費用	231	当期純利益	395

## 第54期 決算公告

令和7年4月17日 名古屋市名東区一社三丁目7番地  
株式会社ユニホー  
代表取締役 松瀬 賢亮

貸借対照表の要旨 (令和6年12月31日現在) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
流動資産	48,910	流動負債	21,939
固定資産	11,375	完工事補償引当金	24
		工事損失引当金	0
		その他	21,915
		固定負債	12,573
		退職給付引当金	321
		役員退職慰労引当金	45
		その他	12,207
		負債合計	34,513
		株主資本	25,713
		資本金	1,273
		資本剰余金	1,249
		資本準備金	1,249
		利益剰余金	23,190
		その他利益剰余金	244
		評価・換算差額等	22,945
		その他有価証券評価差額金	59
		純資産合計	25,773
資産合計	60,286	負債・純資産合計	60,286

## 損益計算書の要旨

(自 令和6年1月1日)  
(至 令和6年12月31日) (単位:百万円)

科目	金額	科目	金額
売上高	35,646	経常利益	2,272
売上原価	29,689	特別利益	0
売上総利益	5,956	特別損失	0
販売費及び一般管理費	3,338	税引前当期純利益	2,272
営業利益	2,617	法人税、住民税及び事業税	953
営業外収益	87	法人税等調整額	△ 107
営業外費用	432	当期純利益	1,426

